

【公開版】

提出年月日	令和2年9月9日 R38
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重
大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を实
施するために必要な技術的能力

2 . 1 . 9 緊急時対策所の居住性等に関する
手順等

目 次

2. 1. 9. 1 概要

- (1) 居住性を確保するための措置
- (2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置
- (3) 必要な数の要員の収容に係る措置
- (4) 重大事故等の対処に必要な設備への給電措置

2. 1. 9. 2 対処手段と設備の選定

- (1) 対処手段と設備の選定の考え方
- (2) 対処手段と設備の選定の結果

2. 1. 9. 3 重大事故等時の手順

- (1) 居住性を確認するための措置
- (2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置
- (3) 必要な要員の収容に係る措置
- (4) 重大事故等の対処に必要な設備への給電措置

2. 1. 9. 4 その他の手順項目にて考慮する手順

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

【要求事項】

MOX燃料加工事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
 - b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
 - c) 対策の実施に必要なMOX燃料加工施設の情報の把握ができること。

- d) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。
- e) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
- f) 少なくとも外部からの支援なしに、1週間活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。

2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、重大事故等対処に必要な情報の把握、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。

ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

なお、手順等については、今後の訓練等により見直す可能性がある。

2. 1. 9. 1 概要

(1) 居住性を確保するための措置

① 緊急時対策所立ち上げの手順

a. 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順

外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。

b. 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。

② 原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順

a. 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順

重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。

b. 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順

重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行う

ための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

本対策の実施判断後、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員(再処理)2人並びに建屋外対応班の班員(再処理)3人の合計8人で行い、1時間以内に対処可能である。

- ③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等
a. 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について

緊急時対策所には、支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。

再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は、外気の入りを遮断し、緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで、非常時対策組織の要員の約50人とどまり活動を継続することができる。

- b. 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確

認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードに切り替える手順に着手する。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間40分以内に対処可能である。

c. 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順

再循環モード時、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。

本対策の実施判断後、待機室において、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、45分以内に対処可能である。

d. 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的

な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。

本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから，非常時対策組織の本部長，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，2時間30分以内に対処可能である。

(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置

① 緊急時対策所における情報収集手順

重大事故等が発生した場合に，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が，情報把握設備（第35条 通信連絡設備）による情報伝送準備ができるまでの間，所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備（第35条 通信連絡設備）により，必要なパラメータの情報を収集し，重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに，重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。

② 緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順

重大事故等が発生した場合，対策の実施に必要なMOX燃料加工建屋の情報を把握するため，情報把握設備（第35条 通信連絡設備）の緊急時対策建屋情報把握設備により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する

手順に着手する。

③ 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し，資料を更新した場合は資料の差し替えを行い，常に最新となるよう通常時から維持，管理する。

④ 通信連絡に関する手順等

重大事故等時において，所内通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)，所外通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)及び代替通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)により，中央監視室，再処理施設の中央制御室，屋内外の作業場所，国，原子力規制委員会，青森県及び六ヶ所村等のMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。

(3) 必要な数の要員の収容に係る措置

① 放射線管理

a. 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，支援組織の要員が応急復旧対策の検討，実施等のために屋外で作業を行う際，当該要員は

個人線量計及び防護具類を着用する。

緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体の汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。

b. 出入管理区画の設置及び運用手順

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順に着手する。

出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本

とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。

簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。

出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員3人の合計4人で行い、1時間以内に対処可能である。

c. 緊急時対策建屋換気設備の切替手順

運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順に着手する。

本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間以内に対処可能である。

② 飲料水，食料等の維持管理

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに、

通常時から維持，管理する。

重大事故等が発生した場合には飲料水，食料等の支給を適切に運用する。

また，緊急時対策所内での飲食等の管理として，適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い，飲食しても問題ない環境であることを確認する。

(4) 重大事故等の対処に必要な設備への給電措置

① 緊急時対策建屋用発電機による給電手順

緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において，外部電源が喪失した場合には，緊急時対策建屋用発電機が自動起動し，緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

火山の影響により，降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。

また，降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し，緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は，給気フィルタの交換を行う。

本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから，非常時対策組織の本部長，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，5分以内に対処可能である。

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(1 / 10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	
方 針 目 的	<p>【居住性を確保するための措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p> <p>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。</p> <p>【必要な数の要員の収容に係る措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。</p>

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要 (2 / 10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			
方針目的	<p>なお、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約 50 人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の 460V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p>		
対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所の立ち上げ手順	換気設備の起動確認手順
	<p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p>		

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(3 / 10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等				
対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所の立ち上げ手順	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順	重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。
		原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順	緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型屋内モニタリング設備)の測定手順	重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所の居住性の確認(線量率及び放射性物質濃度)を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(4/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			
対応手段等	居住性を確保するための措置	原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定手順</p> <p>重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
		重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p>

2. 1. 9-1 表 重大事故等対処における手順の概要(5/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等				
対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順	再循環モード時，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で，酸素濃度の低下，二酸化炭素濃度の上昇，対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。
			緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に，下降に転じ，さらに安定的な状態になり，周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(6 / 10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	情報緊急収集手順における	重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握設備による情報伝送準備ができるまでの間、 <u>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備</u> により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。
		パラメータの監視手順	重大事故等が発生した場合に、緊急時対策建屋情報把握設備により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順に着手する。 <u>重大事故等に対処するために必要なパラメータは情報把握設備の緊急時対策建屋情報把握設備により監視する。</u>
		備 重大事故等に対処するための資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(7/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	通信連絡に関する手順等	<p>重大事故等時において、<u>所内通信連絡設備</u>、<u>所外通信連絡設備</u>及び<u>代替通信連絡設備</u>により、<u>中央監視室</u>、<u>再処理施設の中央制御室</u>、<u>屋内外の作業場所</u>、<u>国</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>青森県</u>、<u>六ヶ所村等</u>のMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。</p>
	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理 画用資機材の維持管理	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体の汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。</p>

2. 1. 9-1 表 重大事故等対処における手順の概要(8/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等				
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	出入管理区画の設置及び運用手順	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順に着手する。</p> <p>出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p>
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	緊急時対策建屋換気設備の切替手順	<p>運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える手順に着手する。</p>

2. 1. 9-1表 重大事故等対処における手順の概要(9/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等			
対応手順等	必要な要員の収容に係る措置	放射線管理	飲料水，食料等の維持管理
	重大事故等の対処に必要な設備への給電措置		緊急時対策建屋用発電機による給電手順

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後，少なくとも外部からの支援なしに7日間，活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに，通常時から維持，管理する。

重大事故等が発生した場合には飲料水，食料等の支給を適切に運用する。

また，緊急時対策所内での飲食等の管理として，適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い，飲食しても問題ない環境であることを確認する。

緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において，外部電源が喪失した場合は，緊急時対策建屋用発電機が自動起動し，緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線に自動で接続し，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

火山の影響により，降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。

また，降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し，緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は，給気フィルタの交換を行う。

2. 1. 9 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要(10/10)

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等		
配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>
	燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表(7/10)「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>
	放射線管理、放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>

第2. 1. 9-2表 重大事故対策における操作の成立性

(1 / 3)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
緊急時対策所の居住性に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長	1人	5分以内	※1
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長	1人	10分以内	※1
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長	1人	10分以内	※1
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者等の要員	3人	1時間以内	※1
		放射線対応班の班員（再処理）※ ³	2人		
		建屋外対応班の班員（再処理）※ ³	3人		
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替	本部長	1人	1時間40分以内	※1
非常時対策組織の要員		2人			
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	※1	
	非常時対策組織の要員	2人			
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替	本部長	1人	2時間30分以内	※1	
	非常時対策組織の要員	2人			

第2. 1. 9-2表 重大事故対策における操作の成立性

(2/3)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
緊急時対策所の居住性に関する手順等	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。			
	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。			
	出入管理区画の設置及び運用	本部長	1人	1時間以内	※1
		非常時対策組織の要員	3人		
	緊急時対策建屋換気設備の切替	本部長	1人	1時間以内	※1
		非常時対策組織の要員	2人		
飲料水、食料等の維持管理	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。</p>				

第2. 1. 9-2表 重大事故対策における操作の成立性

(3 / 3)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
緊急時対策所の居住性に関する手順等	緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長	1人	5分以内	※2
		非常時対策組織の要員	2人		

※1 MOX燃料加工施設における重大事故等対処は、経過時間による事故の進展はなく、制限時間はない。

※2 速やかな対応が求められるものを示す。

※3 本表では、再処理施設の建屋外対応班の班員を「建屋外対応班の班員(再処理)」, 再処理施設の放射線対応班の班員を「放射線対応班の班員(再処理)」という。

2. 1. 9. 2 対処手段と設備の選定

(1) 対処手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、必要な指示を行うとともに、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に自主対策設備^{※1}及び資機材^{※2}を用いた重大事故等の対処手段を選定する。

※1 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、重大事故等の対処に有効な設備。

※2 資機材：「対策の検討に必要な資料」、 「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

緊急時対策所の電源は、通常時は外部電源より給電している。

外部電源からの電源が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対処できる重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。

(第2. 1. 9. 2-1図～第2. 1. 9. 2-3図)

また、重大事故等に対処するために必要な通信連絡を行うための設備についても同様に整理する

選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく，MOX燃料加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（以下「加工規則」という。）第三十四条及び技術基準規則（以下「基準規則」という。）第五十条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備を網羅していることを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。

（２）対処手段と設備の選定の結果

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した重大事故等の対処手段，加工規則第三十四条及び基準規則第五十条の要求により選定した重大事故等の対処手段とその対処に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。

なお，機能喪失を想定する安全機能を有する施設，重大事故等対処設備，自主対策設備，資機材及び整備する手順についての関係を第2.1.9.2-1表に示す。

- ① 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対処手段及び設備

a. 対処手段

重大事故等が発生した場合において，MOX燃料加工施設及び再処理施設から大気中へ放出する放射性物質による放射線被ばくから，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため，緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。

緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。

- (a) 緊急時対策所
- (b) 緊急時対策建屋の遮蔽設備
- (c) 緊急時対策建屋換気設備
 - i . 緊急時対策建屋送風機
 - ii . 緊急時対策建屋排風機
 - iii . 緊急時対策建屋フィルタユニット
 - iv . 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ
 - v . 緊急時対策建屋加圧ユニット
 - vi . 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
 - vii . 対策本部室差圧計
 - viii . 待機室差圧計
 - ix . 監視制御盤
- (d) 緊急時対策建屋環境測定設備
 - i . 可搬型酸素濃度計
 - ii . 可搬型二酸化炭素濃度計
 - iii . 可搬型窒素酸化物濃度計
- (e) 緊急時対策建屋放射線計測設備
 - i . 可搬型屋内モニタリング設備
 - (i) 可搬型エリアモニタ
 - (ii) 可搬型ダストサンプラ
 - (iii) アルファ・ベータ線用サーベイメータ
 - ii . 可搬型環境モニタリング設備
 - (i) 可搬型線量率計
 - (ii) 可搬型ダストモニタ
 - (iii) 可搬型データ伝送装置

(iv) 可搬型発電機

iii. 代替モニタリング設備

(i) 監視測定用運搬車(第33条 監視測定設備)

b. 重大事故等対処設備, 自主対策設備及び資機材

審査基準及び加工規則第三十四条及び基準規則第五十条にて要求される緊急時対策所, 緊急時対策建屋の遮蔽設備, 緊急時対策建屋送風機, 緊急時対策建屋排風機, 緊急時対策建屋フィルタユニット, 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ, 緊急時対策建屋加圧ユニット, 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁, 対策本部室差圧計, 待機室差圧計, 監視制御盤, 可搬型酸素濃度計, 可搬型エリアモニタ, 可搬型ダストサンプラ, アルファ・ベータ線用サーベイメータ, 可搬型線量率計, 可搬型ダストモニタ, 可搬型データ伝送装置, 可搬型発電機, 監視測定用運搬車を重大事故等対処設備として設置又は配備する。

二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は, 酸素濃度と同様, 居住性に関する重要な制限要素であることから, 可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は, 可搬型重大事故等対処設備として配備する。

② 重大事故等時の対処において必要な情報の把握及び通信連絡に関する手段及び設備

緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し, MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。

緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備及び通信連絡を行うための設備は以下のとおり。

- a. 通信連絡設備（第35条 通信連絡設備）
 - (a) ページング装置
 - (b) 専用回線電話
 - (c) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話
 - (d) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X
 - (e) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム
 - (f) 一般加入電話
 - (g) 所内携帯電話
 - (h) 衛星携帯電話
 - (i) ファクシミリ
 - (j) 可搬型衛星電話(屋内用)
 - (k) 可搬型トランシーバ (屋内用)
 - (l) 可搬型衛星電話(屋外用)
 - (m) 可搬型トランシーバ(屋外用)
 - (n) 燃料加工建屋情報把握計装設備計装設備用屋内伝送系統
 - (o) 燃料加工建屋間伝送用無線装置
 - (p) 燃料加工建屋データ収集装置
 - (q) グローブボックス温度監視装置
 - (r) グローブボックス負圧・温度監視設備
 - (s) 燃料加工建屋可搬型情報収集装置
 - (t) 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用)
 - (u) 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用)

- (v) 情報収集装置
- (w) 情報表示装置
- (x) データ収集装置
- (y) データ表示装置
- (z) データ収集装置（燃料加工建屋）
- (aa) データ表示装置（燃料加工建屋）

b. 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材

審査基準，加工規則第三十四条及び基準規則第五十条にて要求される通信連絡設備のページング装置，専用回線電話，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，所内携帯電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋），燃料加工建屋情報把握計装設備計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，グローブボックス温度監視装置，グローブボックス負圧・温度監視設備，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は重大事故等対処設備として設置及び配備する。

- ③ 重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に收容するための資機材等。

必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。

- (a) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）
- (b) 出入管理区画用資機材
- (c) 飲料水，食料等
- (d) 可搬型照明

対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水及び食料等については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。

④ 重大事故等の対処に必要な設備へ給電するための設備

a. 対処手段

緊急時対策所の電源として，代替電源設備からの給電を確保する手段がある。

緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- i. 緊急時対策建屋用発電機
- ii. 緊急時対策建屋高圧系統6.9 k V 緊急時対策建屋用母線
- iii. 緊急時対策建屋低圧系統460 V 緊急時対策建屋用母線
- iv. 燃料油移送ポンプ
- v. 燃料油配管・弁
- vi. 重油貯槽
- vii. 緊急時対策建屋用電源車
- viii. 可搬型電源ケーブル
- ix. 可搬型燃料供給ホース

b. 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材

審査基準及び加工規則第三十四条及び基準規則第五十条にて要求される緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高压系統の6.9 kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低压系統の460 V緊急時対策建屋用母線，燃料油移送ポンプ，燃料油配管・弁及び重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

以上の重大事故等対処設備において，重大事故等の対処に必要な設備へ給電することが可能であることから，以下の設備は自主対策設備と位置付ける。合わせてその理由を示す。

(a) 緊急時対策建屋用電源車

(b) 可搬型電源ケーブル

(c) 可搬型燃料供給ホース

(a)，(b)及び(c)の設備は，降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが，重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ，当該電源車の健全性が確認できた場合には，移動，設置及びケーブルの接続等に時間を要するものの，緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから，自主対策設備として配備する。

(補足説明資料2. 1. 9-1)

⑤ 手順等

上記の①～④により選定した重大事故等の対処手段に係る手順を整備する。

これらの手順は，非常時対策組織の要員の対応として「重大事故

等発生時対応手順書」に定める。(第2.1.9.2-1表)

重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備及びパラメータ計測に使用する設備についても手順を整備する。

(第2.1.9.2-2表及び第2.1.9.2-3表)

また、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(個人線量計及び防護具類)、出入管理区画用資機材、飲料水、食料等の通常時における管理並びに運用は、防災管理部長(再処理)が実施する。

2. 1. 9. 3 重大事故等時の手順等

(1) 居住性を確保するための措置

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対処手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。

重大事故等が発生した場合において、大気中へ気体状の放射性物質が放出する場合、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備(第33条 監視測定設備)により、放出する放射性物質による線量当量率等を測定及び監視し、緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。

また、緊急時対策所内の線量当量率等を可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて測定及び監視する。

さらに、緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあることを把握する。

① 緊急時対策所の立ち上げの手順

重大事故等が発生するおそれがある場合^{※1}、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を

立ち上げるための手順を整備する。

※1 非常時体制の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、設計基準事故も含める。

a. 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順

外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、「③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い、緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。

(b) 起動確認手順

緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第2.1.9.3-1図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第2.1.9.3-2図に示す。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。
- ii. 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後5分以内に対処可能である。

b. 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順を整備する。

また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い、緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。

ii. 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計を配置、起動し、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う。（測定範囲は、第2.1.9.3-3図を参照）

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後10分以内に対処可能である。

② 原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順

a. 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順

重大事故等が発生した場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。

また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

(b) 操作手順

可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。

- i. 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。
- ii. 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置及び起動し，緊急時対策所内の線量当量率及び放射性物質濃度の測定を行う（測定範囲は，第2.1.9.3-3図を参照）。

(c) 操作の成立性

上記の対応は，非常時対策組織の本部長，非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し，本対策実施判断後10分以内に対処可能である。

b. 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順

重大事故等が発生した場合は，放出する放射性物質による指示値を確認し，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。

可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は，可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

(b) 操作手順

可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下のとおり。

可搬型環境モニタリング設備による空気中の線量当量率及び放射性物質濃度の測定手順のタイムチャートを第2.1.9.3-4図に示す。

- i. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質濃度の測定を指示する。
- ii. 放射線対応班の班員(再処理)は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。
- iii. 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）により運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。
- iv. 放射線対応班の班員(再処理)は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空気中の放射性物質を捕集及び測定する。

- v. 放射線対応班の班員(再処理)は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。
- vi. 放射線対応班の班員(再処理)は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長、建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員(再処理)2人並びに建屋外対応班の班員3人(再処理)の合計8人にて実施し、本対策実施判断後1時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

重大事故等の対処時においては、MOX燃料加工施設の中央監視室及び再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。

a. 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について

緊急時対策所には、支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。

再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合には、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで、非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。

b. 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードに切り替える手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により

緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合。

緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャートを第2.1.9.3-5図に示す。

(b) 操作手順

再循環モードへの切替手順は以下のとおり。

再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第2.1.9.3-6図に示す。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示する。
- ii. 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパの開閉操作（給気側及び排気側のダンパを閉操作並びに再循環ラインのダンパを開操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードに切り替える。
- iii. その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。
- iv. 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。

また、再循環モードでの運転状態時に、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから1時間40分以内に対処可能である。

c. 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順

再循環モード時に、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

再循環モード時に、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがあると判断した場合。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧判断のフローチャートを第2.1.9.3-5図に示す。

(b) 操作手順

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを第2.1.9.3-7図に示す。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の準備を指示する。
- ii. 非常時対策組織の本部長は、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。
- iii. 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパの閉操作及び扉を閉とする。
- iv. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。
- v. 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。
- vi. 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認す

る。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから45分以内に対処可能である。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は、手動弁の開操作であり、速やかに対処が可能である。

(補足説明資料2. 1. 9-9)

d. 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に、緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下したと判断した場合。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第2. 1. 9. 3-5図に示す。

(b) 操作手順

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。

外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第2. 1. 9. 3-8図に示す。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。
- ii. 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。
- iii. 非常時対策組織の要員は、ダンパの開操作をするとともに緊急時対策建屋排風機を起動し、給気側及び排気側のダンパの開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し、緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。
- iv. 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。
- v. 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから2時間30分

以内に対処可能である。

(補足説明資料 2. 1. 9-2, 2. 1. 9-3)

(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置

重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所において情報把握設備(第35条 通信連絡設備)の緊急時対策建屋情報把握設備並びに所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)、所外通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)及び代替通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、情報把握設備(第35条 通信連絡設備)の緊急時対策建屋情報把握設備並びに所内通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)、所外通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)及び代替通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)を使用する。

① 緊急時対策所におけるパラメータの収集手順

重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要

な指示を行う要員等が、情報把握設備(第35条 通信連絡設備)による情報伝送準備ができるまでの間、所内通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)及び代替通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)により、必要なパラメータを収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。

必要な手順の詳細は「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

② 緊急時対策建屋情報把握設備による監視

重大事故等が発生した場合に、対策の実施に必要なMOX燃料加工建屋の情報を把握するため、情報把握設備(第35条 通信連絡設備)の緊急時対策建屋情報把握設備により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。

なお、手順の詳細及び緊急時対策所において情報把握するためのパラメータ等の伝送手順については、「2. 1. 8 監視測定等に関する手順等」及び「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

③ 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

④ 通信連絡に関する手順等

重大事故等時において、所内通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)、所外通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)及び代替通信連絡設備(第35条 通信連絡設備)により、中央監視室、再処理施設の制御建屋、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等のMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

重大事故等対処に係る通信連絡設備の一覧を第2.1.9.3-1表に、系統概要図を第2.1.9.3-9図に示す。

MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「2.1.10 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

(3) 必要な数の要員の収容に係る措置

緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。

なお、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。

また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。

なお、再処理施設と共用した場合であっても飲料水、食料等及び放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）は、MOX燃料加工施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。

(補足説明資料 2. 1. 9-5, 2. 1. 9-6, 2. 1. 9-9)

① 放射線管理

a. 放射線管理用資機材(個人線量計及び防護類)及び出入管理区画用資機材の維持管理等

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具類を着用する。

緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材(個人線量計及び防護具類)及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等時には、放射線管理用資機材(個人線量計及び防護具類)、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。

非常時対策組織の本部長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。

なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約 $3.7 \times 10^{-4} \text{mSv}$ であり7日間で 100mSv を超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全面マスク等を配備する。また、緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は、交代要員を確保する。

(補足説明資料 2. 1. 9-8)

b. 出入管理区画の設置及び運用手順

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する。

出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。

簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。

出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。

(a) 手順着手の判断基準

非常時対策組織の本部長が、原子力災害対策特別措置法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

(b) 操作手順

出入管理区画の設置及び運用の手順の概要は以下のとおり。

出入管理区画設置のタイムチャートを第2.1.9.3-10図に示す。

i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非

常時対策組織の要員に緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。

- ii. 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。
- iii. 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動及び設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。
- iv. 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。
- v. 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。
- vi. 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員3人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後作業開始を指示してから1時間以内に対処可能である。

(補足説明資料2. 1. 9-7, 2. 1. 9-8)

c. 緊急時対策建屋換気設備の切替手順

運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要と判断した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り替える手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第2.1.9.3-11図に示す。

- i. 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。
- ii. 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。
- iii. 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実施する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから1時間以内に対処可能である。

② 飲料水、食料等の維持管理

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。

非常時対策組織の本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。

また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急

時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。

ただし、緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種 $7 \times 10^{-7} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満，アルファ線を放出しない核種 $3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満）よりも高くなった場合であっても，非常時対策組織の本部長の判断により，必要に応じて飲食を行う。

(補足説明資料 2. 1. 9 - 8)

(4) 重大事故等時の対処において必要となる設備への給電措置

重大事故等が発生した際に全交流電源が喪失している場合においても当該重大事故等に対処するために必要な電源給電するための手順を整備する。

① 緊急時対策建屋用発電機による給電手順

緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において，外部電源が喪失した場合は，緊急時対策建屋用発電機が 2 台自動起動し，電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高圧系統の 6.9 kV 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

緊急時対策建屋用発電機の 1 台が起動しない場合又は停止した場合でも，緊急時対策建屋用発電機の 2 台目が自動起動しているため，電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高圧系統の 6.9 kV 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し，緊急時対策所の必要な負荷に給電する。

火山の影響により，降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。

a. 手順着手の判断基準

緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。

b. 操作手順

自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第2.

1. 9. 3-12図に、燃料系統概略図を第2. 1. 9. 3-13図に、緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第2. 1. 9. 3-14図に示す。

(a) 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。

(b) 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（(A)及び(B)）の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（(A)及び(B)）により給電していること、電圧及び周波数を確認し、非常時対策組織の本部長へ報告する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員2人の合計3人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから5分以内に対処可能である。

② 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順

外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（(A)

又は（Ｂ））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

a. 手順着手の判断基準

外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（Ａ）又は（Ｂ））の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。

b. 操作手順

緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋電源車による給電手順のタイムチャートを第 2.

1. 9. 3-15図に示す。

(a) 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。

(b) 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。

また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。

(c) 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車によ

る給電が可能であることを非常時対策組織の本部長に報告する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、非常時対策組織の本部長、非常時対策組織の要員の6人にて実施し、本対策実施判断後緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。

本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

重大事故等の対処時においては、中央監視室及び再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 9. 4 その他の手順項目にて考慮する手順

「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」のうち、「2. 1. 2 核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」及び「2. 1. 10

通信連絡に関する手順等」については、技術的能力審査基準において要求事項があるため、以下のとおり各々の手順において整備する。

重要監視パラメータの計測に関する手順は、「2. 1. 2 核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」にて整備する。

重大事故等の対処に必要な情報を監視及び記録する手順は「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第2.1.9.2-1表 機能喪失を設備と整備する対応手段，
 対処設備，手順一覧（1／3）

分類	機能喪失を想定する 安全機能を有する施設	対処 手順	対処設備	手順書
—	—	居住性の確保	緊急時対策所 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧計 監視制御盤 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型エアモニタ 可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型データ伝送設備 可搬型発電機	重大事故等 対処設備 重大事故等発生時 対応手順書

第2.1.9.2-1表 機能喪失を設備と整備する対応手段,
 対処設備, 手順一覧 (2 / 3)

分類	機能喪失を想定する 安全機能を有する施設	対処 手順	対処設備	手順書																			
—	—	居住性の確保	監視測定用運搬車	重大事故等発生時 対応手順書																			
	ページング装置 専用回線電話 一般加入電話 一般携帯電話 ファクシミリ	必要な指示及び通信連絡	統合原子力防災ネットワークIP電話		重大事故等 対処設備																		
			統合原子力防災ネットワークIP-FAX																				
			統合原子力防災ネットワークTV会議システム																				
			可搬型衛星携帯電話(屋内用)																				
			可搬型衛星携帯電話(屋外用)																				
			可搬型トランシーバ(屋内用)																				
			可搬型トランシーバ(屋外用)																				
			一般加入電話																				
			一般携帯電話																				
			衛星携帯電話																				
			ファクシミリ																				
			ページング装置																				
			専用回線電話																				
			データ収集装置 データ表示装置 データ収集装置(燃料加工建屋) データ表示装置(燃料加工建屋) 燃料加工建屋データ収集装置															情報収集装置					
																		情報表示装置					
																		データ収集装置					
																		データ表示装置					
																		データ収集装置(燃料加工建屋)					
																		データ表示装置(燃料加工建屋)					
燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統																							
燃料加工建屋間伝送用無線装置																							
燃料加工建屋可搬型情報収集装置																							

第2.1.9.2-1表 機能喪失を設備と整備する対応手段，
 対処設備，手順一覧（3／3）

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対処手順	対処設備	手順書	
—	データ収集装置 データ表示装置 データ収集装置(燃料加工建屋) データ表示装置(燃料加工建屋) 燃料加工建屋データ収集装置	必要な指示及び通信連絡	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	重大事故等対処設備	重大事故等発生時 対応手順書
	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置				
グローブボックス温度監視装置 ^{*1}					
グローブボックス負圧・温度監視設備 ^{*1}					
燃料加工建屋データ収集装置					
—	—	—	対策の検討に必要な資料 ^{*2}	資機材	—
—	—	必要な数の要員の収容	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類） ^{*2}	資機材	—
			出入管理区画用資機材 ^{*3}		
			飲料水、食料等 ^{*3}		
			可搬型照明 ^{*2}		
	常用電源設備	電源設備からの給電	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対処設備	重大事故等発生時 対応手順書
			緊急時対策建屋高圧系統 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線		
			緊急時対策建屋低圧系統 460 V 緊急時対策建屋用母線		
			燃料油移送ポンプ		
			燃料油配管・弁		
			重油貯槽		
緊急時対策建屋用電源車	自主対策設備	重大事故等発生時 対応手順書			
可搬型電源ケーブル					
可搬型燃料供給ホース					

※1 電路として使用

※2 「対策の検討に必要な資料」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

※3 「放射線管理用資機材(個人線量計及び防護具類)」、「出入管理区画用資機材」、「飲料水、食料等」及び「可搬型照明」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

第2.1.9.2-2表 重大事故等対処に必要な監視計器

対応手段	重大事故等の対応に必要な となる監視項目	監視計器	
2.1.9.3.1 居住性を確保するための手順等			
(1) 緊急時対策所立ち上げの 手順 ① 緊急時対策建屋換気設備 起動手順	基 判 断	—	
	操 作	緊急時対策建屋換気設備運転 対策本部室差圧計	
(1) 緊急時対策所立ち上げの 手順 ② 緊急時対策所内の酸素濃 度、二酸化炭素濃度及び 窒素酸化物濃度の測定手 順	基 判 断	—	
	操 作	緊急時対策所内の環境監視 緊急時対策建屋環境測定設備	
(3) 重大事故等が発生した場 合の放射線防護等に関す る手順等 ② 再循環モード切替手順	判 断 基 準	対策本部室の環境	緊急時対策建屋環境測定設備
		空气中放射性物質濃度又は 空間線量率	緊急時対策建屋放射線計測設備
			排気モニタリング設備
			可搬型排気モニタリング設備
			可搬型環境モニタリング設備
			可搬型建屋周辺モニタリング設備
			可搬型放出管理分析設備
	操 作	緊急時対策建屋換気設備運転 対策本部室差圧計	
(3) 重大事故等が発生した場 合の放射線防護等に関す る手順等 ③ 加圧ユニットによる加圧 開始手順	判 断 基 準	対策本部室の環境	緊急時対策建屋環境測定設備
		緊急時対策建屋換気設備運転	対策本部室差圧計
		空气中放射性物質濃度又は 空間線量率	緊急時対策建屋放射線計測設備
			排気モニタリング設備
			可搬型排気モニタリング設備
			可搬型環境モニタリング設備
			可搬型建屋周辺モニタリング設備
	可搬型放出管理分析設備		
操 作	加圧ユニットによる加圧時の 差圧監視 待機室差圧計		
(3) 重大事故等が発生した場 合の放射線防護等に関す る手順等 ④ 加圧ユニットによる加圧 から外気取入加圧モード への切替手順	判 断 基 準	空气中放射性物質濃度又は 空間線量率	緊急時対策建屋放射線計測設備
			排気モニタリング設備
			可搬型排気モニタリング設備
			可搬型環境モニタリング設備
			可搬型建屋周辺モニタリング設備
			可搬型放出管理分析設備
	操 作	緊急時対策建屋換気設備運転 対策本部室差圧計	

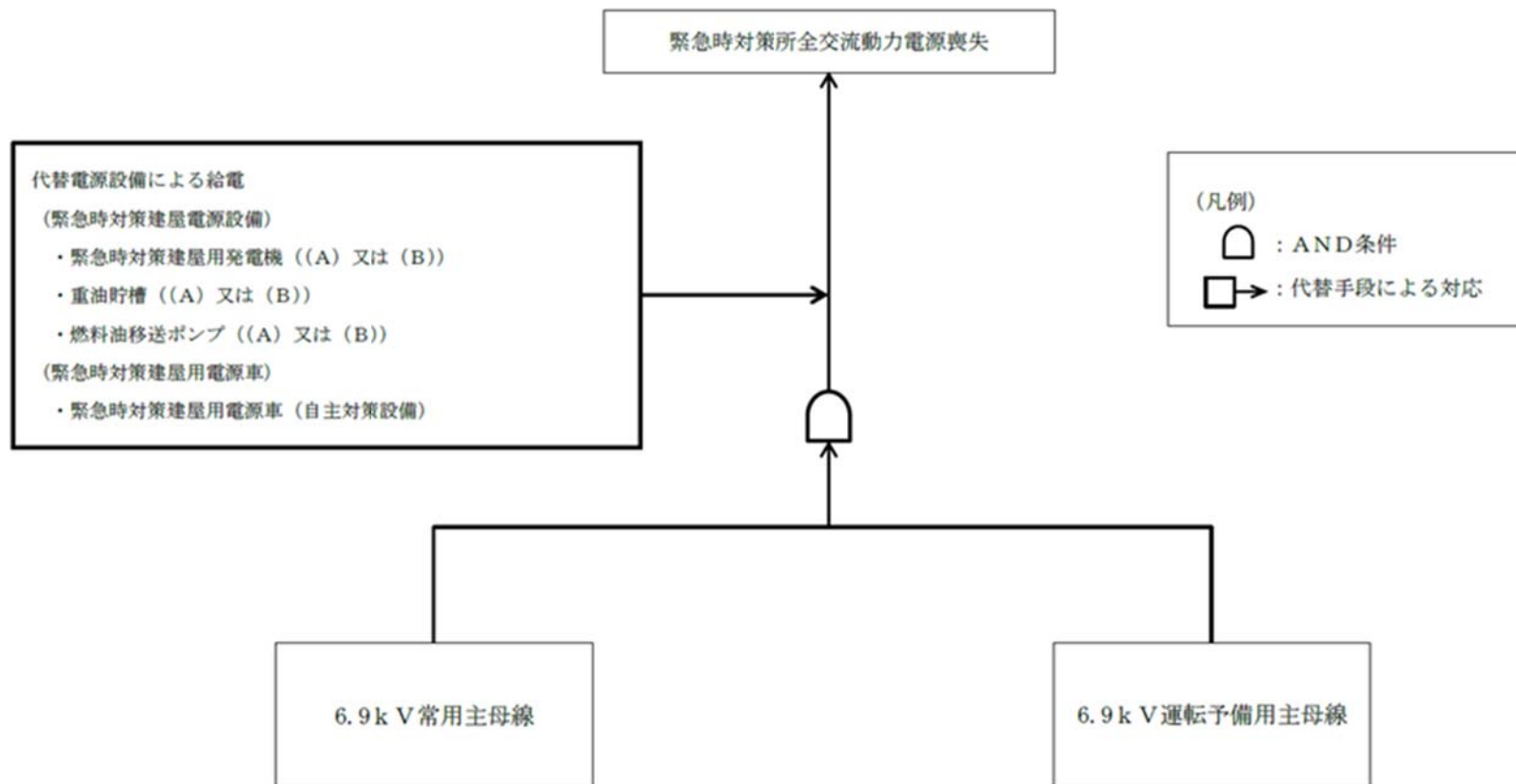
第2.1.9.2-3表 審査基準における要求事項ごとの
給電対象設備

対象条文	供給対象設備※	給電元 給電母線
【2.1.9】 緊急時対策所の居住性等に 関する手順等	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線
	緊急時対策建屋排風機	

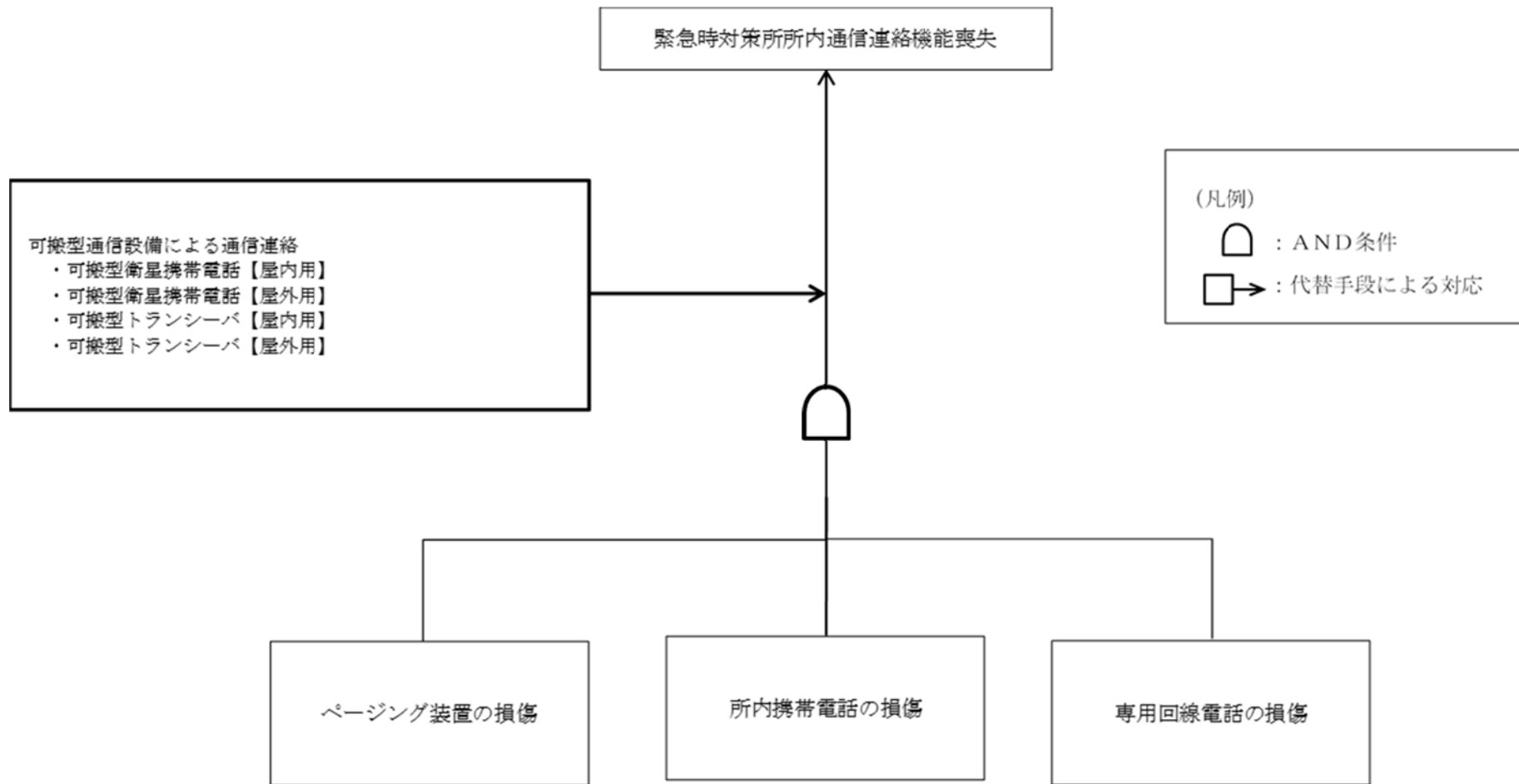
※

第2.1.9.3-1表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

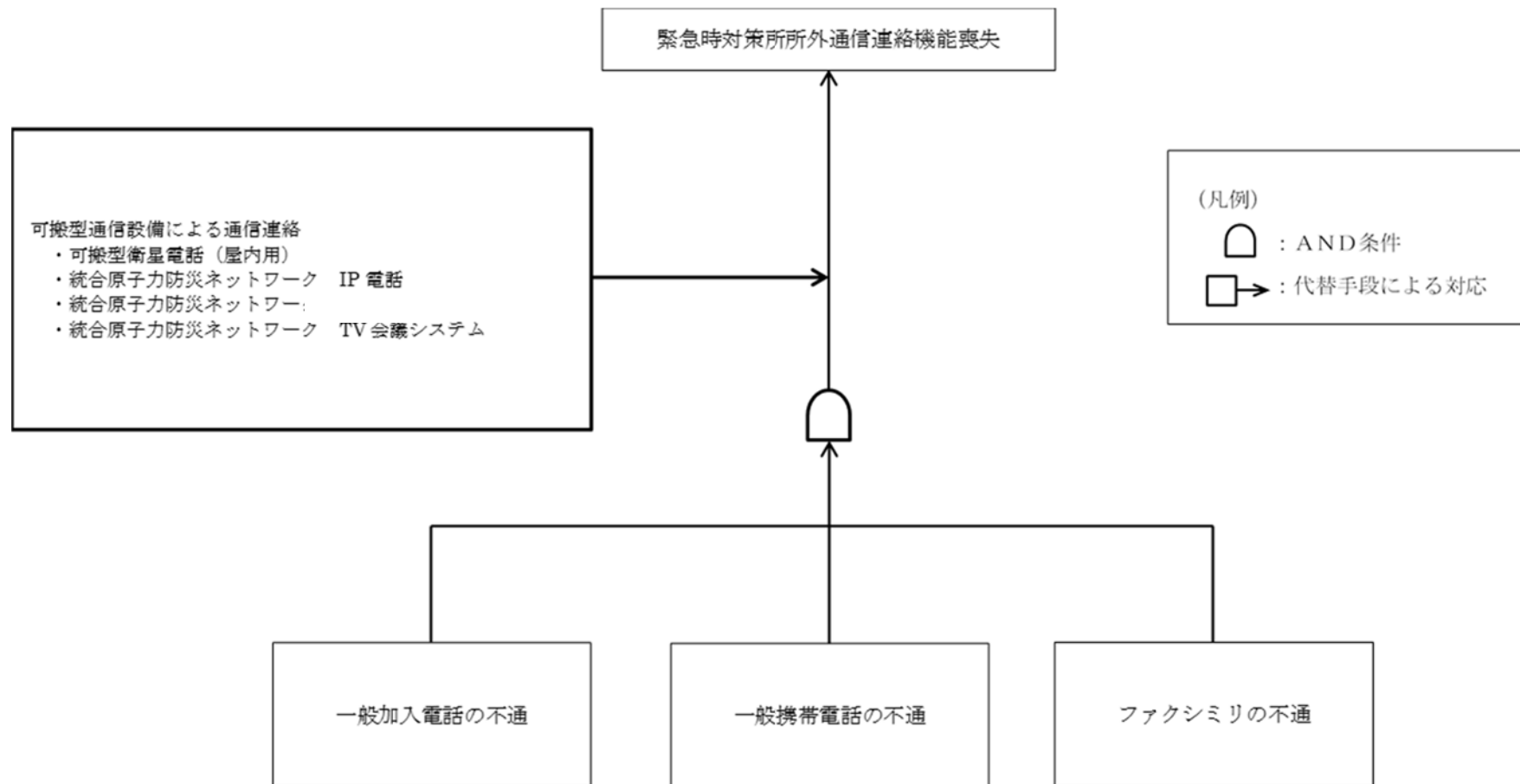
対応設備	
所内通信連絡設備	ページング装置
	専用回線電話
	一般加入電話
	ファクシミリ
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム
	一般加入電話
	一般携帯電話
	衛星携帯電話
	ファクシミリ
代替通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム
	可搬型通話装置
	可搬型衛星電話（屋内用）
	可搬型トランシーバ（屋内用）
	可搬型衛星電話（屋外用）
	可搬型トランシーバ（屋外用）



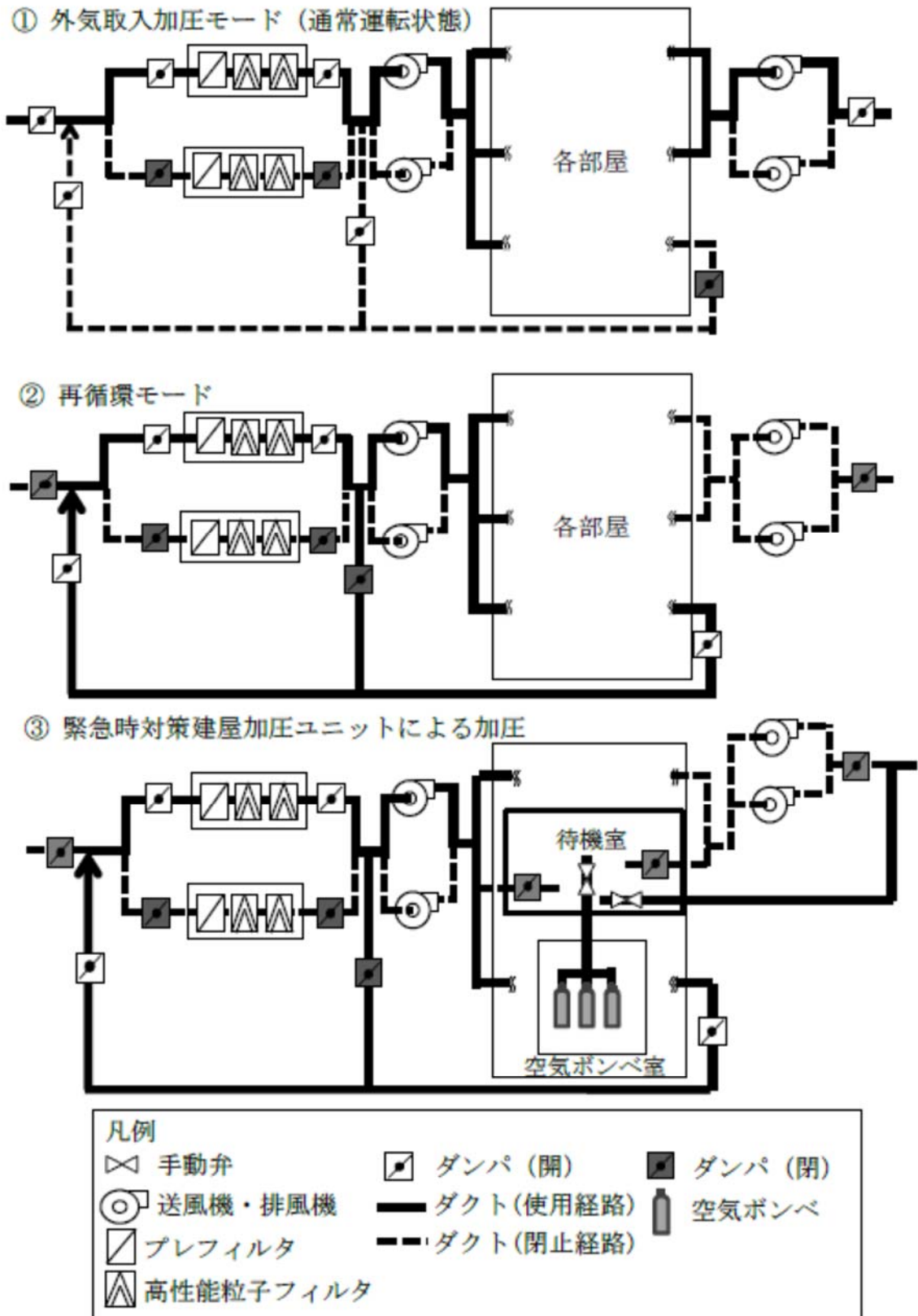
第2.1.9.2-1図 フォールトツリー分析 (電源設備)



第2. 1. 9. 2-2図 フォールトツリー分析 (所内通信連絡)



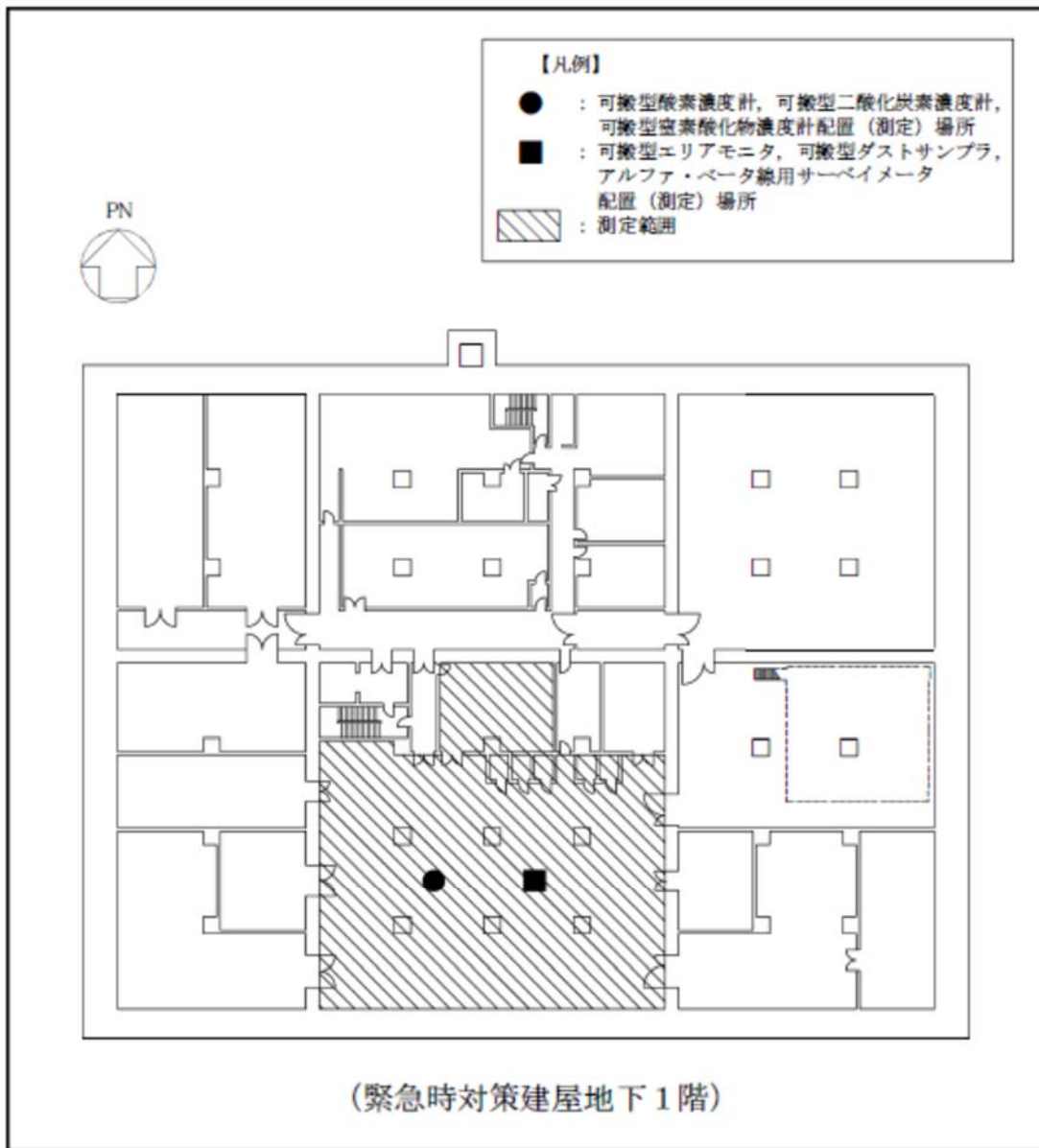
第2.1.9.2-3図 フォールトツリー分析（所外通信連絡）



第 2. 1. 9. 3 - 1 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図

対策	作業番号	作業	要員数	経過時間 (分)												備考	
				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順	1	—	本部長	1	<p>緊急時対策建屋換気設備起動確認指示</p>												5分以内
	2	・設備監視室へ移動	非常時対策組織の要員 A, B	2													
	3	・運転状態を確認 (起動状態, 差圧確認)	非常時対策組織の要員 A, B	2													

第2. 1. 9. 3 - 2 図 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャート

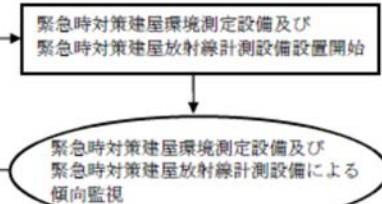
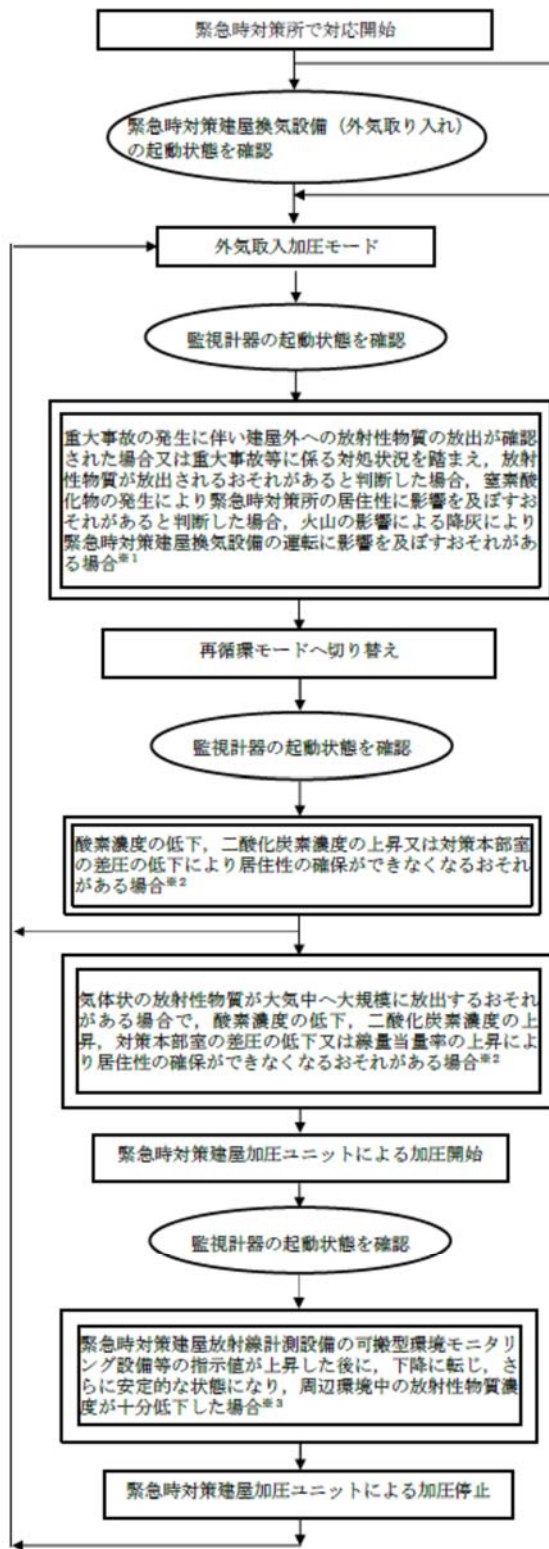


第2. 1. 9. 3 - 3 図 緊急時対策建屋環境測定設備,

緊急時対策建屋放射線計測設備測定範囲図

対策	作業番号	作業	要員数		所要時間 (分)	経過時間 (分)														備考
						0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	
緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定手順	1	—	本部長	1	—	測定開始指示														
	2	—	放射線対応班長	1	—	[Gantt bar from 0 to 55]														
	3	—	建屋外対応班長	1	—	[Gantt bar from 0 to 55]														
	4	・重大事故等対処設備への燃料補給	建屋外対応班の班員 A, B, C	3	—	[Gantt bar from 0 to 55]														
	5	・外部保管エリアへの移動・積載	放射線対応班の班員 A, B	2	20	[Gantt bar from 0 to 20]														
	6	・測定箇所への運搬・設置	放射線対応班の班員 A, B	2	20	[Gantt bar from 20 to 40]														
	7	・測定開始、測定データの伝送	放射線対応班の班員 A, B	2	20	[Gantt bar from 40 to 60]														

第2. 1. 9. 3-4図 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）
の測定手順のタイムチャート



※1

監視項目	監視計器
------	------

※1

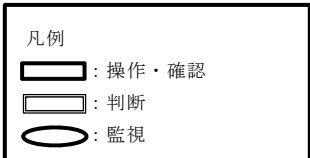
監視項目	監視計器
空気中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型放出管理分析設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備
有毒ガス濃度	可搬型窒素酸化物濃度計

※2

監視項目	監視計器
対策本部室の環境	可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計
緊急時対策建屋換気設備運転	対策本部室差圧計
空気中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型放出管理分析設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型屋内モニタリング設備

※3

監視項目	監視計器
空気中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型放出管理分析設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備

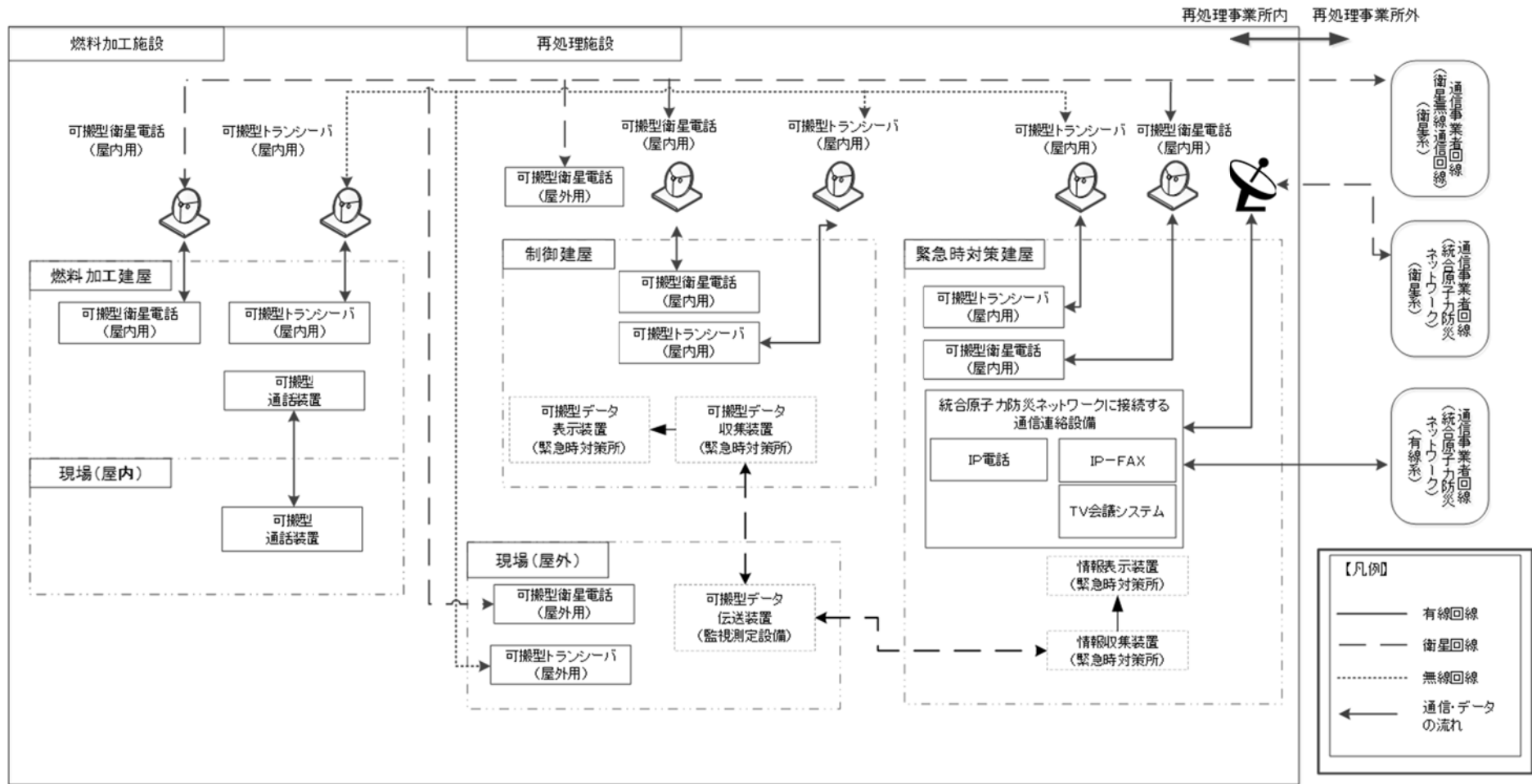


第2.1.9.3-5図 緊急時対策建屋換気設備によるモード切替判断のフロー

ーチャート

対策	作業番号	作業	要員数		所要時間 (分)	経過時間 (分)											備考	
						0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50		55
緊急時対策 建屋加圧ユ ニットによ る加圧手順	1	—	本部長	1	—													
	2	・待機室へ移動	非常時対策組 織の要員 A, B	2	5													
	3	・ダンパ「閉」	非常時対策組 織の要員 A, B	2	25													可搬式架台 恒設架台
	4	・待機室の扉の「閉」確認及び 弁「開」操作 ・差圧確認	非常時対策組 織の要員 A, B	2	15													

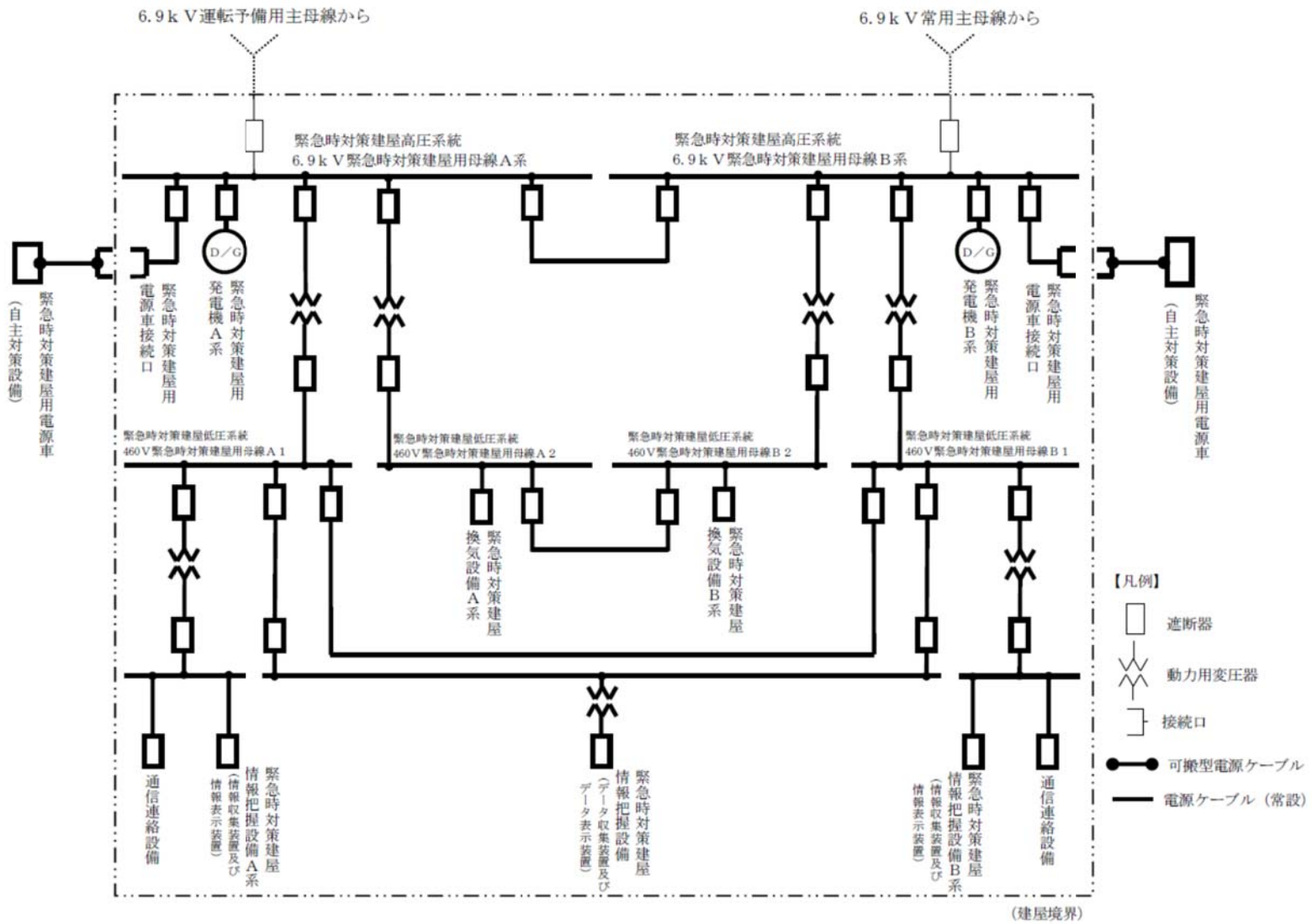
第2. 1. 9. 3-7 図 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャート



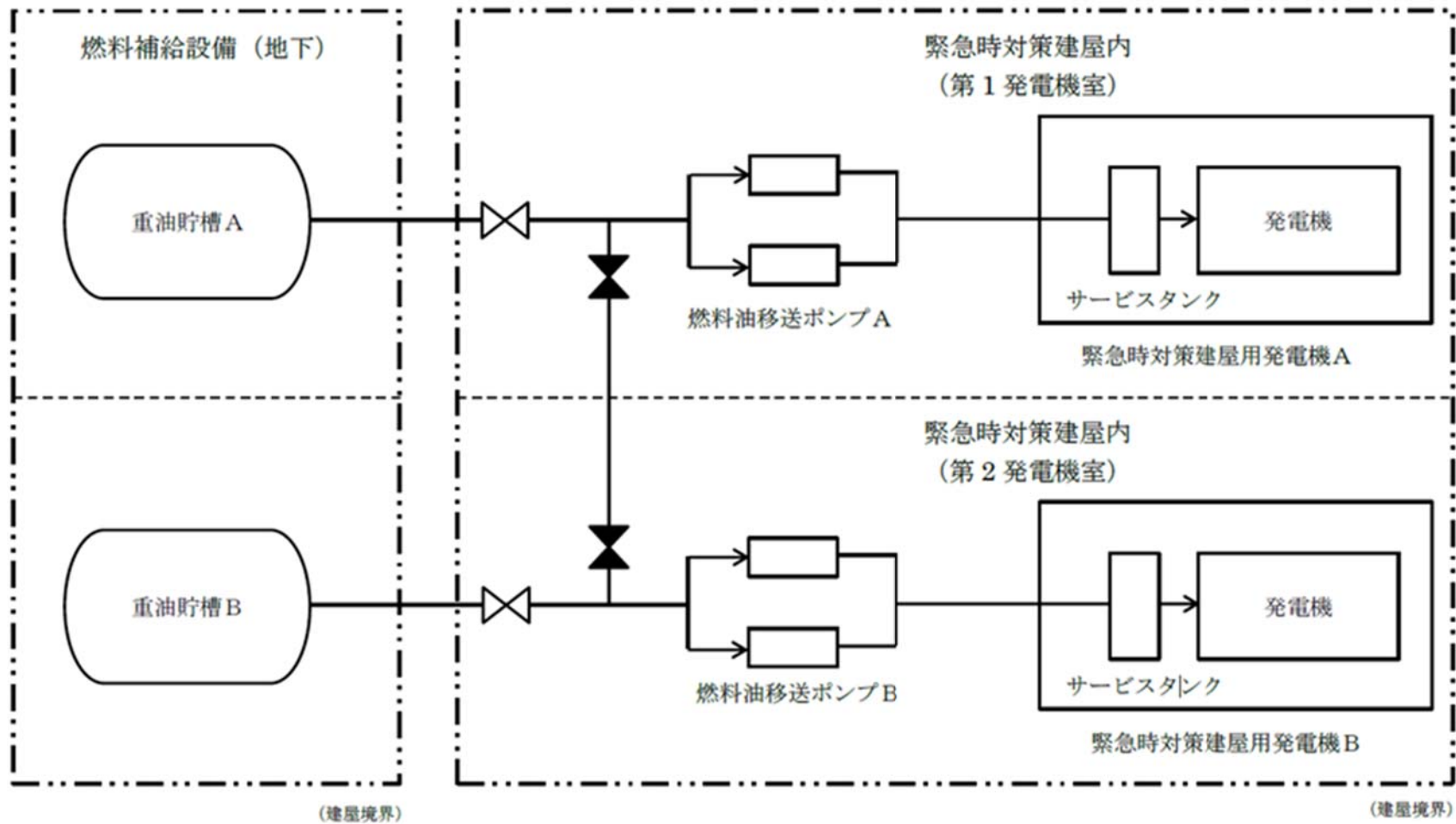
第 2. 1. 9. 3 - 9 図 通信連絡設備の系統概要図 (MOX燃料加工施設外)

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (分)	経過時間 (分)														備考	
					0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65		70
出入管理区 画設置手順	1	—	本部長	1	—	▼ 出入管理区画設置指示														
	2	・ 出入管理区画用資機材準備, 移動	非常時対策組 織の要員 A, B, C	3	15	[Gantt bar from 0 to 15 min]														
	3	・ 壁, 床養生確認 ・ 簡易シャワー, 脱装した防護具 類を回収するロール袋, 境界パ リア及び粘着マット等設置	非常時対策組 織の要員 A, B, C	3	25	[Gantt bar from 15 to 40 min]														
	4	・ アルファ・ベータ線用サーバイ メータ等設置	非常時対策組 織の要員 A, B, C	3	20	[Gantt bar from 40 to 60 min]														

第2. 1. 9. 3-10 図 出入管理区画設置のタイムチャート



第 2. 1. 9. 3 - 12 図 緊急時対策所電源系統概略図



第2.1.9.3-13 図 緊急時対策所燃料供給系統概略図

対策	作業番号	作業	要員数		所要時間 (分)	経過時間 (分)											備考
						0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
緊急時対策 建屋用発電機による給電確認手順	1	—	本部長	1	—												
	2	・設備監視室へ移動	非常時対策組織の要員 A, B	2	1												
	3	・発電機起動状態(自動起動)確認	非常時対策組織の要員 A, B	2	4												

第2. 1. 9. 3-14 図 自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電確認手順のタイムチャート

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (分)	経過時間 (分)																備考	
					0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150		
緊急時対策 建屋用電源 車による給 電手順	1	—	本部長	1	—	緊急時対策建屋用電源車による給電指示																
	2	・設備監視室へ移動	非常時対策組 織の要員 A, B	2	1	[Timeline bar from 0 to 1 min]																
	3	・電源設備の状態を確認	非常時対策組 織の要員 A, B	2	4	[Timeline bar from 1 to 4 min]																
	4	・緊急時対策建屋用電源車を外部 保管エリアから緊急時対策建屋 近傍へ移動	非常時対策組 織の要員 A, B, C, D, E, F	6	55	[Timeline bar from 4 to 55 min]																
	5	・ケーブル, ホースを敷設及び 接続	非常時対策組 織の要員 A, B, C, D, E, F	6	60	[Timeline bar from 55 to 60 min]																

第2. 1. 9. 3-15 図 緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャート

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等

目 次

- 2. 1. 10. 1 概要
- 2. 1. 10. 2 通信連絡に関する手順等
 - 2. 1. 10. 2. 1 対応手段と設備の選定
 - 2. 1. 10. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方
 - 2. 1. 10. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果
 - 2. 1. 10. 2. 2 重大事故等の手順
 - 2. 1. 10. 2. 2. 1 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等
 - 2. 1. 10. 2. 2. 2 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等
 - 2. 1. 10. 2. 2. 3 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等
 - 2. 1. 10. 2. 2. 4 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための手順等
 - 2. 1. 10. 2. 2. 5 電源を代替電源から給電する手順等

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等

2. 1. 10. 1 概要

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡する必要のある場所と通信連絡を行う設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。

情報把握設備は、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備で構成する。

(1) 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための措置

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内における通信連絡手段を確保するための手順に着手する。

本手順では、所内通信連絡設備を用いる手段、所内通信連絡設備が損傷した場合の手段及び所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手段の手順等を整備している。対処に必要な時間は以下のとおり。

中央監視室に配備する可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバは、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を判断した後の指示(以下「重大事故等着手判断」という。)後、可搬型衛星電話(屋内用)については1時間15分以内に、

可搬型トランシーバ（屋内用）については1時間45分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長、建屋外対応班長及び建屋対策班の班員12人の合計21人にて、事故等着手判断後、1時間30分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員6人の合計10人にて、事故等着手判断後、可搬型衛星電話（屋内用）については1時間30分以内に、可搬型トランシーバ（屋内用）については4時間35分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、本部長及び支援組織要員8人の合計9人にて、事故等着手判断後、1時間20分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員6人の合計10人にて、事故等着手判断後、先行で配備を実施する可搬型トランシーバ（屋内用）については1時間30分以内に、残りの可搬型トランシーバ（屋内用）については4時間以内に配備可能である。

可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

(2) 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための措置

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡手段を確保するための手順に着手する。

本手順では、所外通信連絡設備を用いる手段、所外通信連絡設備が損傷した場合の手段及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手段を整備している。対処に必要な時間は以下のとおり。

緊急時対策所に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、本部長及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、重大事故等着手判断後、1 時間20分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

(3) 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内における計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順に着手する。

重大事故等が発生した場合において、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するため、所内通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備により、重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所への

伝送、監視及び記録する手順等を整備する。

本手順では、所内通信連絡設備、代替通信連絡設備、燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、データ表示装置、データ収集装置、データ表示装置（燃料加工建屋）及びデータ収集装置（燃料加工建屋）（以下「燃料加工建屋データ収集装置等」という。）を用いる手段、所内通信連絡設備、代替通信連絡設備及び燃料加工建屋データ収集装置等が損傷した場合の手段並びに所内通信連絡設備、代替通信連絡設備及び燃料加工建屋データ収集装置等が電源喪失した場合の手段の手順等を整備している。対処に必要な時間は以下のとおり。

燃料加工建屋データ収集装置等は常設重大事故等対処設備であり、特に操作は必要ない。

再処理施設と共用する制御建屋可搬型情報収集装置は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、建屋外対応班長及び制御建屋対策班の班員3人の合計11人にて、重大事故等着手判断後、3時間10分以内に配備可能である。

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）は、実施責任者、情報管理班の班員3人及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故等着手判断後、2時間以内に配備可能である。

燃料加工建屋に配備する情報把握収集伝送設備は、実施責任者、要員管理班の班員3人及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故等着手判断後、1時間30分以内で配備可能である。

第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に配備する情報把握収集伝送設備系統は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、建屋外対応班長及び建屋外対応班4人の合計12人にて、重大事故等着手判断後、第1保管庫・貯水所については1時間30分以内、第2保管庫・貯水所については9時間以内に配備可能である。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置、データ表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、非常時対策組織の本部長、支援組織要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。

(4) 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための手順等

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外における計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順に着手する。

重大事故等が発生した場合において、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するため、所外通信連絡設備を用いる手段、所外通信連絡設備が損傷した場合の手段及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手段を整備している。対処に必要な時間は以下のとおり。

緊急時対策所に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、本部長及び支援組織要員8人の合計9人にて、重大事故等着手判断後、1時間20分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

(5) 電源を代替電源から給電するための措置

本手順では、燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内）等へ給電する手順並びに緊急時対策建屋用発電機により統合原子力防災ネットワーク I P 電話等へ給電する手順を整備している。対処に必要な時間は以下のとおり。

燃料加工建屋可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルの敷設並びに可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の接続は、実施責任者、MO X燃料加工施設対策班長、MO X燃料加工施設情報管理班長、MO X燃料加工施設現場管理者及びMO X燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて、重大事故等着手判断後、2 時間以内に実施可能である。

情報連絡用可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルの敷設並びに可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の接続は、実施責任者、MO X燃料加工施設対策班長、MO X燃料加工施設情報管理班長、MO X燃料加工施設現場管理者及びMO X燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて、重大事故等着手判断後、4 時間 31 分以内に実施可能である。

制御建屋可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルの敷設及び可搬型衛星電話（屋内用）の接続は、実施責任者、要員管理班の班員 3 人、情報管理班の班員 3 人、通信班長、建屋外対応班長及び建屋対策班の班員 6 人の合計 15 人にて、重大事故等着手判断後、11 時間以内に実施可能である。

緊急時対策建屋用発電機による給電の確認は、非常時対策組織の本部長及び支援組織要員2人の合計3人で行い、重大事故等着手判断後、5分以内に実施可能である。

再処理施設と共用する制御建屋可搬型情報収集装置への給電は、実施責任者、情報管理班の班員3人、要員管理班の班員3人、建屋外対応班長及び制御建屋対策班の班員3人の合計11人体制にて、重大事故等着手判断後、4時間5分以内に対処可能である。

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）への給電は、実施責任者、情報管理班の班員3人、MOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人体制にて、重大事故等着手判断後、3時間以内に対処可能である。

燃料加工建屋の燃料加工建屋可搬型情報収集装置への給電は、実施責任者、情報管理班の班員3人、MOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人体制にて、重大事故等着手判断後、2時間以内で配備可能である。

第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置への給電は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、建屋外対応班長及び建屋外対応班の班員4人の合計12人体制にて、重大事故等着手判断後、第1保管庫・貯水所については1時間30分以内、第2保管庫・貯水所については9時間以内に配備可能である。

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (1/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡する必要のある場所と通信連絡を行うため、<u>所内通信連絡設備</u>、<u>所外通信連絡設備</u>及び代替通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。</p>		
対応手段等	再処理事業所内の通信連絡を行う手順	所内通信連絡設備を用いる場合	<p>重大事故等時に所内通信連絡設備が機能維持していると判断した場合、所内通信連絡設備を用いて通信連絡を行う手順に着手する。</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、屋内（現場）、屋外（現場）及び屋内（中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所）において相互に通信連絡を行う場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを使用する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要(2/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	再処理事業所内の通信連絡を行う手順	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合	<p>重大事故等時に所内通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡をする手順に着手する。</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、屋内(現場)、屋外(現場)及び屋内(中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所)において相互に通信連絡を行う場合は、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋外用)等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内(現場)等における通信連絡には、通話装置のケーブル及び可搬型通話装置を使用する。 ・屋外(現場)における通信連絡には、可搬型衛星電話(屋外用)、可搬型トランシーバ(屋外用)を使用する。 ・屋内(中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所)における通信連絡には、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)を使用する。 <p>所内通信連絡設備が機能喪失した場合は、代替電源設備(充電池及び乾電池を含む。)を用いて可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)等へ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (3/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等		
対応手段等	再処理事業所外の通信連絡を行う手順	<p>所外通信連絡設備を用いる場合</p> <p>重大事故等時に所外通信連絡設備が機能維持していると判断した場合、所外通信連絡設備を用いて通信連絡を行う手順に着手する。</p> <p>実施組織要員が、中央監視室又は再処理施設の中央制御室から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを使用する。</p> <p>支援組織要員が、緊急時対策所から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを使用する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (4/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	再処理事業所外の通信連絡を行う手順	所外通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合	<p>重大事故等時に所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</p> <p>実施組織要員が、中央監視室又は再処理施設の中央制御室から再処理事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は，可搬型衛星電話（屋内用）又は可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</p> <p>また，重大事故等時に所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合，代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</p> <p>支援組織要員が，緊急時対策所から再処理事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。</p> <p>所外通信連絡設備が機能喪失した場合は，代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムへ給電する。</p>

第2. 1. 10. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (5 / 16)

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等			
方針目的	<p><u>重大事故等が発生した場合において、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するため、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備により、重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所への伝送、監視及び記録する手順等を整備する。</u></p>		
対応手段等	<p>計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順</p>	<p>燃料加工建屋データ収集装置等※を用いる場合</p>	<p><u>重大事故等時に燃料加工建屋データ収集装置等が機能維持していると判断した場合、情報把握設備を用いて重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所への伝送、監視及び記録する手順に着手する。</u></p> <p>重大事故等の対処に必要な情報は、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を用いて、監視・記録等を実施する。詳細は以下のとおり。</p> <p>重大事故等の対処に必要な情報は、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に集約し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において監視及び記録するために、<u>情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び環境中継サーバにより伝送する。</u></p>

※燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、データ表示装置、データ収集装置、データ表示装置（燃料加工建屋）及びデータ収集装置（燃料加工建屋）を示す。

第2. 1. 10. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (6 / 16)

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順	燃料加工建屋データ収集装置等※を用いる場合	<p>伝送された情報は制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)及び情報表示装置により監視し、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、データ収集装置(燃料加工建屋)及び情報収集装置により記録する。</p> <p>ただし、可搬型情報収集装置等の設置が完了するまでの間、継続監視の必要がない情報は、所内通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。</p>

※燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、データ表示装置、データ収集装置、データ表示装置(燃料加工建屋)及びデータ収集装置(燃料加工建屋)を示す。

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (7/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順	燃料加工建屋データ収集装置等※が損傷した場合及び電源喪失した場合	<p>重大事故等時に<u>燃料加工建屋データ収集装置等</u>が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備及び情報把握設備を用いて<u>重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所への伝送、監視及び記録する手順</u>に着手する。</p> <p>重大事故等の対処に必要な情報は、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を用いて、監視・記録等を実施する。詳細は以下のとおり。</p> <p>重大事故等の対処に必要な情報は、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に集約し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において監視及び記録するために、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、グローブボックス温度監視装置(伝送路)、グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路)、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置により伝送する。</p> <p>伝送された情報は制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報表示装置により監視し、制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び情報収集装置により記録する。</p>
			<p>※<u>燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、データ表示装置、データ収集装置、データ表示装置(燃料加工建屋)及びデータ収集装置(燃料加工建屋)</u>を示す。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要(8/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順	燃料加工建屋データ収集装置等※が損傷した場合及び電源喪失した場合	<p>ただし、可搬型情報収集装置等の設置が完了するまでの間及び継続監視の必要がない情報は、代替通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。</p> <p>所内通信連絡設備が機能喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備等へ給電する。</p>

※燃料加工建屋データ収集装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，データ表示装置，データ収集装置，データ表示装置（燃料加工建屋）及びデータ収集装置（燃料加工建屋）を示す。

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要(9/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順	所外通信連絡設備を用いる場合	<p><u>重大事故等時に所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて重大事故等の対処に必要なパラメータを共有する手順に着手する。</u></p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有するため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを使用する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (10/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
対応手段等	計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順	所外通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合	<p>重大事故等時に所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて<u>重大事故等の対処に必要なパラメータを共有する手順</u>に着手する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）の必要な場所で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央監視室又は中央制御室からの連絡は，可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。 ・緊急時対策所からの連絡は，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。 <p>所外通信連絡設備が機能喪失した場合は，代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムへ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (11/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	再処理事業所内の通信連絡	<p>実施組織要員又は支援組織要員が、屋内（現場）、屋外（現場）及び屋内（中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所）との間で通信連絡を行う場合は、通常、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを使用する。</p> <p>重大事故等時においてこれらが使用できない場合は、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。</p>
		電源確保	<p>所内通信連絡設備が損傷又は電源喪失した場合は、充電機、乾電池、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機並びに緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）へ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	再処理事業所外の通信連絡	<p>実施組織要員又は支援組織要員が、中央監視室、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）へ通信連絡を行う場合は、通常、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話又はファクシミリを使用する。</p> <p><u>重大事故等時において、これらが使用できない場合は、代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</u></p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、起動、通信状態の確認等を緊急時対策所で実施する</p>
	電源確保		<p>所外通信連絡設備が損傷又は電源喪失した場合は、充電池及び緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）へ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (13/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	再処理事業所内の計測等を行った重要なパラメータを必要ない場所	<p>重大事故等時において、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリに加えて燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）、環境中継サーバ、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、情報表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、データ収集装置（燃料加工建屋）及び情報収集装置を使用する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (14/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等		
<p>配慮すべき事項</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>再処理事業所内の計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順</p> <p>重大事故等時においてこれらが使用できない場合は、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）に加えて燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び情報表示装置により監視し、制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び情報収集装置、「第33条監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<p>電源確保</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、<u>燃料加工建屋可搬型情報収集装置</u>、<u>第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</u>、<u>第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</u>、<u>制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）</u>、<u>情報表示装置</u><u>制御建屋可搬型情報収集装置</u>、<u>制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）</u>及び<u>情報収集装置</u>へ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (15/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	再処理事業所外の計測等を行った重要なパラメータを必要なる場所 で共有する手順	<p>実施組織要員又は支援組織要員が、中央監視室、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）へ通信連絡を行う場合は、通常、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話又はファクシミリを使用する。</p> <p><u>重大事故等において、これらが使用できない場合は、代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</u></p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、起動、通信状態の確認等を緊急時対策所で実施する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>
	電源確保		<p>所外通信連絡設備が損傷又は電源喪失した場合は、充電池及び緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）へ給電する。</p>

第2.1.10.1表 重大事故等対処における手順の概要 (16/16)

2.1.10 通信連絡に関する手順等		
配慮すべき事項	代替電源設備から給電する手順等	代替電源設備から給電する手順については、「2.1.7 電源の確保に関する手順等」及び「2.1.9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

第2.1.10.2表 重大事故等対策における操作の成立性（1／6）

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
通信連絡に関する手順等	所内通信連絡設備を用いる場合	ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバは，設計基準の範囲内において使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。			
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（現場）等における通信連絡）	可搬型通話装置による通信連絡については，通話装置のケーブルが常設重大事故等対処設備として敷設されているため，作業に要する時間は無く，可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。			
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋外（現場）における通信連絡）	可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，配備後すぐに使用可能である。			
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（燃料加工建屋）における通信連絡）	実施責任者等の要員	4人	1時間15分以内（可搬型衛星電話（屋内用）の配備）	※1
	MOX燃料加工施設対策班の班員	2人	1時間45分以内（可搬型トランシーバ（屋内用）の配備）		

第2.1.10.2表 重大事故等対策における操作の成立性(2/6)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
通信連絡に関する手順等	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(屋内(制御建屋)における通信連絡)	実施責任者等の要員	9人	1時間30分以内(可搬型衛星電話(屋内用)の配備)	※1
		建屋対策班の班員	12人		
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(屋内(制御建屋)における通信連絡)	実施責任者等の要員	4人	1時間30分以内(可搬型衛星電話(屋内用)の配備)	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	6人	4時間35分以内(可搬型トランシーバ(屋内用)の配備)	
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(屋内(緊急時対策建屋)における通信連絡)	実施責任者等の要員	4人	1時間30分以内(可搬型トランシーバ(屋内用)(先行分)の配備)	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	6人	4時間以内(可搬型トランシーバ(屋内用)の配備)	
	所内通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(屋内(緊急時対策建屋)における通信連絡)	本部長	1人	1時間20分以内(可搬型衛星電話(屋内用)の配備)	※1
		支援組織要員	8人		

第2.1.10.2表 重大事故等対策における操作の成立性(3/6)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
通信連絡に関する手順等	所外通信連絡設備を用いる場合	統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, 設計基準の範囲内において使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 容易に操作が可能である。			
	所外通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(燃料加工建屋における通信連絡)	可搬型衛星電話(屋外用)は, 配備後すぐに使用可能である。			
	所外通信連絡設備が損傷した場合及び電源喪失した場合(緊急時対策所における通信連絡)	本部長	1人	1時間20分以内(可搬型衛星電話(屋内用)の配備)	※1
	支援組織要員	8人			

第2.1.10.2表 重大事故等対策における操作の成立性(4/6)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置を用いる場合(燃料加工建屋)	実施責任者等の要員	4人	1時間30分以内	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	2人		
	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置を用いる場合(制御建屋) ※2	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1
		制御建屋対策班の班員	3人		
	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置を用いる場合(制御建屋) ※3	実施責任者等の要員	4人	2時間以内	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	2人		
制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置を用いる場合(第1保管庫・貯水所)	実施責任者等の要員	8人	2人	1時間30分以内	※1
	建屋外対応班の班員(再処理)	2人			
制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置を用いる場合(第2保管庫・貯水所)	実施責任者等の要員	8人	2人	9時間以内	※1
	建屋外対応班の班員(再処理)	2人			

第2.1.10.2表 重大事故等対策における操作の成立性(5/6)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置が損傷した場合及び電源喪失した場合(燃料加工建屋)	実施責任者等の要員	4人	1時間30分以内	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	2人		
	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置が損傷した場合及び電源喪失した場合(制御建屋) ※2	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1
		制御建屋対策班の班員	3人		
	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置が損傷した場合及び電源喪失した場合※3	実施責任者等の要員	4人	2時間以内	※1
		MOX燃料加工施設対策班の班員	2人		
	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置が損傷した場合及び電源喪失した場合(第1保管庫・貯水所)	実施責任者等の要員	8人	1時間30分以内	※1
		建屋外対応班の班員(再処理)	2人		

第2. 1. 10. 2表 重大事故等対策における操作の成立性（6 / 6）

計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等	制御建屋データ表示装置, 制御建屋データ収集装置及び燃料加工建屋データ収集装置が損傷した場合及び電源喪失した場合(第2保管庫・貯水所)	実施責任者等の要員	8人	9時間以内	※1
		建屋外対応班の班員(再処理)	2人		
	<u>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視</u>	本部長	1人	5分以内	※1
		支援組織要員	2人		

※1：事故の事象進展に影響がなく，制限時間がないものを示す。

※2：制御建屋可搬型情報収集装置の配備

※3：制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）の配備

2. 1. 10. 2 通信連絡に関する手順等

【要求事項】

MOX燃料加工事業者において、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

- a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。
- b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対応として所内通信連絡設備を用いる場合の対応、所内通信連絡設備が損傷した場合の対応、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応、所外通信連絡設備を用いる場合の対応、所外通信連絡設備が損傷した場合の対応及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手順を整備する。

代替通信連絡設備について、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とする手順等を整備する。

また、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するための対応として、燃料加工建屋データ収集装置等の手順等並びに損傷、電源喪失した場合の手順等を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

2. 1. 10. 2. 1 対応手段と設備の選定

2. 1. 10. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備が使用できる場合は、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備を用いて対応を行う。

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備であるページング装置等又は一般加入電話等が使用できない場合、その機能を代替するための対応手段として、代替通信連絡設備を選定する。

所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第2. 1. 10-1図、所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第2. 1. 10-2図に示す。

重大事故等が発生した場合において、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するため、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が使用できる場合は、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を用いて対応を行う。

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が使用できない場合、その機能を代替するための対応手段として、代替通信連絡設備を選定する。

緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備におけるフォールトツリー分析を第2. 1. 10-3図に示す。

重大事故等対処設備として選定した所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備、情報把握設備により、技術的能力審査基

準だけでなく，事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認する。

2. 1. 10. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果

技術的能力審査基準，事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条の要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対処設備を以下に示す。通信連絡を行うために必要な設備を第2. 1. 10-3表に示す。計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するために必要な設備を第2. 1. 10-4表に示す。

i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所内通信連絡設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備が使用可能な場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所内通信連絡設備

- ・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）
- ・所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 受電開閉設備

- ・受電開閉設備（第 32 条 電源設備）
- ・受電変圧器（第 32 条 電源設備）

c) 所内高圧系統

- ・6.9 k V 運転予備用主母線（第 32 条 電源設備）
- ・6.9 k V 非常用母線（第 32 条 電源設備）
- ・6.9 k V 運転予備用母線（第 32 条 電源設備）
- ・6.9 k V 常用主母線（第 32 条 電源設備）

d) 所内低圧系統

- ・460 V 非常用母線（第 32 条 電源設備）

- ・460V運転予備用母線（第32条 電源設備）

e) 代替電源設備

- ・燃料加工建屋可搬型発電機
- ・情報連絡用可搬型発電機
- ・制御建屋可搬型発電機

2) 重大事故等対処設備

内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流電源の喪失を伴わない重大事故等の対策等の際は、再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。

(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備が損傷した場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・通話装置のケーブル
- ・可搬型通話装置

- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）
- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

所内通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、
代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

b) 代替電源設備

- ・燃料加工建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）
- ・情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源設備）
- ・制御建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）

c) 緊急時対策建屋電源設備

- ・緊急時対策建屋用発電機（第34条 緊急時対策所）

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準, 事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条で要求される再処理事業所内の通信連絡を行う設備のうち, 通話装置のケーブル, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話（屋内用）, 可搬型トランシーバ（屋内用）, 可搬型衛星電話（屋外用）, 可搬型トランシーバ（屋外用）, 情報把握計装設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置, 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）, 制御建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統, 燃料加工建屋間伝送用無線装置, 燃料加工建屋可搬型情報収集装

置、情報把握計装設備可搬型発電機、緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置、情報表示装置及び緊急時対策建屋用発電機、「第 33 条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置、「第 32 条 電源設備」の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により、再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。

(iii) 所内通信連絡設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手段は、「(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は、「(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合」と同様である。

「(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段及び重大事故等対処設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。

そのため、「2. 1. 10. 2 重大事故等時の手順」においても、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手順は、所内通信連絡設備が損傷した場合の手順と同様である。

ii. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所外通信連絡設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、所外通信連絡設備が使用可能な場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 受電開閉設備

- ・受電開閉設備（第 32 条 電源設備）
- ・受電変圧器（第 32 条 電源設備）

c) 所内高圧系統

- ・ 6.9 k V 運転予備用主母線 (第 32 条 電源設備)
- ・ 6.9 k V 非常用母線 (第 32 条 電源設備)
- ・ 6.9 k V 運転予備用母線 (第 32 条 電源設備)
- ・ 6.9 k V 常用主母線 (第 32 条 電源設備)

d) 所内低圧系統

- ・ 460 V 非常用母線 (第 32 条 電源設備)

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準, 事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち, 統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは, 重大事故等対処設備とする。

また, 内の事象による安全機能の喪失を要因とし, 動的機器の多重故障における重大事故等の発生時に用いる一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, 重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により, 内の事象による安全機能の喪失を要因とし, 動的機器の多重故障の対策の際は, 再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において, 所外通信連絡設備が損傷し

た場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型衛星電話（屋外用）

所外通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋電源設備

- ・緊急時対策建屋用発電機（第34条 緊急時対策所）

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準, 事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち、統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防

災ネットワーク I P - F A X , 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 可搬型衛星電話 (屋内用), 可搬型衛星携帯電話 (屋外用) 及び「第 34 条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により, 再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において, 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手順は, 「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の重大事故等対処設備と同様である。

「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段及び重大事故等対処設備は, 「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。そのため, 「2. 1. 10. 2 重大事故等時の手順」においても, 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手順は, 所外通信連絡設備が損傷した場合の手順と同様である。

iii. 再処理事業所内で計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するために必要な対応手段及び設備

(i) 情報把握設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が使用可能な場合は，以下の対応手段がある。

- ・制御建屋情報収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置及び緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置及びデータ表示装置で計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋情報把握設備

- ・情報収集装置
- ・情報表示装置
- ・データ収集装置
- ・データ表示装置
- ・データ収集装置（燃料加工建屋）
- ・データ表示装置（燃料加工建屋）

b) 制御建屋情報把握設備

- ・情報把握計装設備用屋内伝送系統
- ・建屋間伝送用無線装置
- ・制御建屋データ収集装置
- ・制御建屋データ表示装置
- ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）
- ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）

・制御建屋可搬型情報収集装置

c) 情報把握収集伝送装置

・グローブボックス温度監視装置※1

・グローブボックス負圧・温度監視設備※1

・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統

・燃料加建屋間伝送用無線装置

・燃料加工建屋データ収集装置

・燃料加工建屋可搬型情報収集装置

・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

・情報把握計装設備可搬型発電機

※1 伝送路として使用

2) 重大事故等対処設備

情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，グローブボックス温度監視装置，グローブボックス負圧・温度監視設備，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，情報把握計装設備可搬型発電機並びに緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加

工建屋)を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により, 内的事象による安全機能の喪失を要因とし, 全交流電源の喪失を伴わない重大事故等の対策等の際は, 再処理事業所内の計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有することが可能である。

(ii) 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において, 緊急時対策建屋情報把握設備制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷した場合は, 以下の対応手段がある。

- ・ 制御建屋情報把握設備, 情報把握収集設備, 代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置で計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋情報把握設備

- ・ 情報収集装置
- ・ 情報表示装置

b) 制御建屋情報把握設備

- ・ 情報把握計装設備用屋内伝送系統
- ・ 建屋間伝送用無線装置

・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）

・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）

・制御建屋可搬型情報収集装置

c) 情報把握収集伝送装置

・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統

・燃料加工建屋間伝送用無線装置

・燃料加工建屋可搬型情報収集装置

・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

・情報把握計装設備可搬型発電機

d) 代替モニタリング設備

・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（第33条 監視測定設備）

e) 代替気象観測設備

・可搬型気象観測用データ伝送装置（第33条 監視測定設備）

所内通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

g) 代替電源設備

・燃料加工建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）

・情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源設備）

・制御建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）

h) 緊急時対策建屋電源設備

・緊急時対策建屋用発電機（第34条 緊急時対策所）

2) 重大事故等対処設備

情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，情報把握計装設備可搬型発電機並びに緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置，情報表示装置及び緊急時対策建屋用発電機，「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置，「第32条 電源設備」の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により，再処理事業所内の計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有することが可能である。

(iii) 緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握

収集伝送設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手段は，「(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は、「(ii) 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷した場合」と同様である。

「(ii) 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷した場合」の対応手段及び重大事故等対処設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。

そのため、「2. 1. 10. 2 重大事故等時の手順」においても, 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が電源喪失した場合の手順は, 緊急時対策建屋情報把握設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備が損傷した場合の手順と同様である。

iv. 再処理事業所外で計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有するために必要な対応手段及び設備

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において, 所外通信連絡設備が使用可能な場合は, 以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所外通信連絡設備

- ・ 統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 受電開閉設備

- ・ 受電開閉設備（第 32 条 電源設備）
- ・ 受電変圧器（第 32 条 電源設備）

c) 所内高圧系統

- ・ 6.9 k V 運転予備用主母線（第 32 条 電源設備）
- ・ 6.9 k V 非常用母線（第 32 条 電源設備）
- ・ 6.9 k V 運転予備用母線（第 32 条 電源設備）
- ・ 6.9 k V 常用主母線（第 32 条 電源設備）

d) 所内低圧系統

- ・ 460 V 非常用母線（第 32 条 電源設備）

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準, 事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち, 統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防

災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、重大事故等対処設備とする。

また、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、動的機器の多重故障における重大事故等の発生時に用いる一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、動的機器の多重故障の対策の際は、再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において、所外通信連絡設備が損傷した場合は、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象

の施設と兼用)

・可搬型衛星電話（屋内用）

・可搬型衛星電話（屋外用）

所外通信連絡設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

a) 緊急時対策建屋電源設備

・緊急時対策建屋用発電機（第34条 緊急時対策所）

2) 重大事故等対処設備

技術的能力審査基準，事業許可基準規則第三十五条及び技術基準規則第三十九条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び緊急時対策建屋情報把握設備の一部である緊急時対策建屋用発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により，再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応手順は，「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

2) 重大事故等対処設備

重大事故等対処設備は「(ii)所外通信連絡設備が損傷した場合」の重大事故等対処設備と同様である。

「(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合」の対応手段及び重大事故等対処設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備」と同様である。そのため、「2. 1. 10. 2 重大事故等時の手順」においても、所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手順は、所外通信連絡設備が損傷した場合の手順と同様である。

iii. 手順等

上記 i. 及び ii. により選定した対応手段に係る手順等を整備する。
機能喪失を想定する設計基準事象の施設と整備する手順を第 2. 1. 10-5 表から第 2. 1. 10-8 表に示す
これらの手順は、重大事故等発生時対応手順書等にて整備する。

2. 1. 10. 2. 2 重大事故等時の手順

2. 1. 10. 2. 2. 1 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備により再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順等を整備する。

(i) 所内通信連絡設備を用いる場合の手段

重大事故等時に、所内携帯電話が使用できる場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた再処理事業所内における通信連絡を行うための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能維持していると判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

所内通信連絡設備による再処理事業所内の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋内における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第2. 1. 10-4図及び第2. 1. 10-6図に示す。

i) ページング装置

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、マイク操作器を用いて再処理事業所内各建屋のスピーカを介して放送を行う。

ii) 所内携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施

設対策班の班員に対して所内携帯電話の端末の携帯を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、所内携帯電話の端末を用いて、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

iii) 専用回線電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して専用回線電話の通信を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、専用回線電話の端末を用いて、中央監視室から緊急時対策所の支援組織要員へ連絡をする。

iv) ファクシミリ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対してファクシミリの通信を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、ファクシミリを用いて、中央監視室から緊急時対策所の要員へ連絡をする。

c) 操作の成立性

ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、本対策実施判断後速やかに操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量

を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

重大事故等時に、所内携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋内で建屋内状況を確認する実施組織のMOX燃料加工施設現場管理者は、通話装置のケーブル及び可搬型通話装置を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋内における通信連絡を行うための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.10-9表）

b) 操作手順

通話装置のケーブル及び可搬型通話装置による燃料加工建屋内の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋内における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第2.1.10-4図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第2.1.10-13図～第2.1.10-17図に示す。

i) 可搬型通話装置の配備

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員へ可搬型通話装置の装備を指示する。

- ②燃料加工建屋内のMOX燃料加工施設対策班の班員は、装備している可搬型通話装置を通話装置のケーブルの接続口に接続する。
- ③MOX燃料加工施設現場管理者は、可搬型通話装置を燃料加工建屋内の通話装置のケーブルの接続口に接続する。
- ④可搬型通話装置は、それぞれを通話装置のケーブルに接続することで通話可能となるため、燃料加工建屋内で作業を行う際の通信連絡手段とする。また、本作業は屋内作業であるため、降灰による影響はない。
- ⑤可搬型通話装置は、乾電池で動作するため代替電源は不要である。乾電池は、7日間以内に残量が無くなることは考え難いが、もし無くなった場合は、他の可搬型通話装置の端末と交換又は予備の乾電池を使用する。

c) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については、通話装置のケーブルが燃料加工建屋内に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより本対策実施判断後速やかに通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量

を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

重大事故等時に、所内携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋の屋外から実施組織の放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、MOX燃料加工施設対策班の班員及び支援組織の放射線管理班の班員が中央監視室、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所へ連絡及び屋外間で連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋の屋外における通信連絡を行うための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）による燃料加工建屋の屋外における通信連絡の概要は以下のとおり。

また、屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第2. 1. 10-5図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、MOX燃料加工施設対策班の班員及び支援組織の放射線管理班の班員へ可搬型衛

星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から中央監視室、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所へ連絡及び屋外間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池から給電を行い、10 時間使用することが可能である。使用開始から 10 時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

ii) 可搬型トランシーバ（屋外用）の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、MOX燃料加工施設対策班の班員及び支援組織の放射線管理班の班員へ可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。

②可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型トランシーバ（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から中央監視室、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策建所へ連絡及び屋外間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要

に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池から給電を行い、10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

c) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

3) 屋内（中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所）における通信連絡

重大事故等時に、ページング装置、所内携帯電話及び専用回線電話が機能喪失した場合、中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所間で実施組織のMOX燃料加工施設現場管理者、MOX

燃料加工施設対策班長，建屋外対応班長，放射線対応班長，建屋外対応班の班員又は支援組織の統括班の班員が連絡を行う際は，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所における通信連絡の手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に，所内通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

可搬型衛星電話（屋内用）又は可搬型トランシーバ（屋内用）による中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所間における通信連絡の概要は以下のとおり。

また，屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第2. 1. 10-6図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第2. 1. 10-13図～第2. 1. 10-17図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員の燃料加工建屋に滞在するMOX燃料加工施設現場管理者，制御建屋に滞在するMOX燃料加工施設対策班長，放射線対応班長及び建屋外対応班の班員並びに緊急時対策建屋に滞在する建屋外対応班長に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

また，非常時対策組織の本部長は，支援組織の制御建屋に滞在

する統括班の班員並びに緊急時対策建屋に滞在する放射線管理班の班員及び統括班の班員に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

- ②可搬型衛星電話（屋内用）は、中央監視室で使用する分はMOX燃料加工施設対策班の班員が、再処理施設の中央制御室で使用する分はMOX燃料加工施設対策班の班員及び建屋対策班の班員が、緊急時対策所で使用する分は支援組織要員が配備する。各班員及び要員は、アンテナ及びレシーバを燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。
- ③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所間で連絡を行う。
- ④可搬型衛星電話（屋内用）は、中央監視室で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機から、再処理施設の中央制御室で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から、緊急時対策所で使用する場合は「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から給電を行う。
- ⑤再処理施設の中央制御室で使用する場合で重大事故等の発生後11時間以内に使用する場合は、「第32条 電源設備」の一部であ

る制御建屋可搬型発電機が配備されていないため、充電機を用いて電源の給電を行う。この場合、充電機給電でも11時間以上使用することが可能であるため、「第32条 電源設備」の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されるまで充電機の交換を行う必要はない。

ii) 可搬型トランシーバ（屋内用）の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員の燃料加工建屋に滞在するMOX燃料加工施設現場管理者、制御建屋に滞在するMOX燃料加工施設対策班長、放射線対応班長、建屋外対応班の班員並びに緊急時対策建屋に滞在する建屋外対応班長に可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。また、非常時対策組織の本部長は、支援組織の制御建屋に滞在する統括班の班員並びに緊急時対策建屋に滞在する放射線管理班の班員及び統括班の班員へも可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。

②可搬型トランシーバ（屋内用）は、中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所で使用する分はMOX燃料加工施設対策班の班員が配備する。各班員は、アンテナ及びレシーバを燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型トランシーバ（屋内用）を用い、中央監

視室, 再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。

- ④可搬型トランシーバ（屋内用）は，中央監視室で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機から，再処理施設の中央制御室で使用する場合は「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から，緊急時対策所で使用する場合は「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から給電を行う。

c) 操作の成立性

屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡については，可搬型衛星電話（屋内用）による通信手段を先行で確保することとし，重大事故等着手判断後，1時間30分以内に通信連絡が可能である。

中央監視室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバは，実施責任者，MOX燃料加工施設対策班長，MOX燃料加工施設情報管理班長，MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて，重大事故等着手判断後，可搬型衛星電話（屋内用）については1時間15分以内に，可搬型トランシーバ（屋内用）については1時間45分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は，実施責任者，要員管理班の班員3人，情報管理班の班員3人，通信班長，建屋外対応班長及び建屋対策班の班員12人の合計21人にて，重大事故等着手判断後，1時間30分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）及

び可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員6人の合計10人にて、重大事故等着手判断後、可搬型衛星電話（屋内用）については1時間30分以内に、可搬型トランシーバ（屋内用）については4時間35分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、本部長及び支援組織要員8人の合計9人にて、重大事故等着手判断後、1時間20分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員6人の合計10人にて、重大事故等着手判断後、先行で配備を実施する可搬型トランシーバ（屋内用）については1時間30分以内に、残りの可搬型トランシーバ（屋内用）については4時間以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のタイムチャートを第2.1.10-9図～第2.1.10-11図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応

を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iii) 所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については、通話装置のケーブルが燃料加工建屋内に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより本対策実施判断後速やかに通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii)2) 屋外（現場）における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量

を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

3) 屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 3) 屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡については、可搬型衛星電話（屋内用）による通信手段を先行で確保することとし、重大事故等着手判断後、1時間30分以内に通信連絡が可能である。

中央監視室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバは、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故等着手判断後、可搬型衛星電話（屋内用）については1時間15分以内に、可搬型トランシーバ（屋内用）については1時間45分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、

実施責任者、要員管理班の班員 3 人、情報管理班の班員 3 人、通信班長、建屋外対応班長及び建屋対策班の班員 12 人の合計 21 人にて、重大事故等着手判断後、1 時間 30 分以内に配備可能である。

再処理施設の中央制御室に配備する可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX 燃料加工施設対策班長、MOX 燃料加工施設情報管理班長、MOX 燃料加工施設現場管理者及び MOX 燃料加工施設対策班の班員 6 人の合計 10 人にて、重大事故等着手判断後、可搬型衛星電話（屋内用）については 1 時間 30 分以内に、可搬型トランシーバ（屋内用）については 4 時間 35 分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型衛星電話（屋内用）は、本部長及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、重大事故等着手判断後、1 時間 20 分以内に配備可能である。

緊急時対策所に配備する可搬型トランシーバ（屋内用）は、実施責任者、MOX 燃料加工施設対策班長、MOX 燃料加工施設情報管理班長、MOX 燃料加工施設現場管理者及び MOX 燃料加工施設対策班の班員 6 人の合計 10 人にて、重大事故等着手判断後、先行で配備を実施する可搬型トランシーバ（屋内用）については 1 時間 30 分以内に、残りの可搬型トランシーバ（屋内用）については 4 時間以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のタイムチャートを第 2.1.10-9 図～第 2.1.10-11 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 10. 2. 2. 2 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、所外通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順等を整備する。

(i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段

1) 中央監視室における通信連絡

重大事故等時に、一般加入電話等が使用できる場合は、所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、一般加入電話、一般携帯電話及び衛星携帯電話を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央監視室における通信連絡の手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能維持していると判断した場合。(第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第2. 1. 10-5図に示す。

i) 一般加入電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②MOX燃料加工施設対策班の班員は、一般加入電話の端末を用

いて、中央監視室から事業所外へ連絡をする。

ii) 一般携帯電話

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して一般携帯電話の通信を指示する。
- ②MOX燃料加工施設対策班の班員は、一般携帯電話の端末を用いて、中央監視室から事業所外へ連絡をする。

iii) 衛星携帯電話

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班の班員に対して衛星携帯電話の通信を指示する。
- ②MOX燃料加工施設対策班の班員は、衛星携帯電話の端末を用いて、中央監視室から事業所外へ連絡をする。

c) 操作の成立性

一般加入電話、一般携帯電話及び衛星携帯電話は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、本対策実施判断後速やかに操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、

可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等時に、統合原子力防災ネットワーク I P 電話等が使用できる場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話等の所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡の手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能維持していると判断した場合。(第 2. 1. 10-9 表)

b) 操作手順

所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第 2. 1. 10-8 図に示す。

i) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P 電話の通信を指示する。

②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P - F A X の通信を指示する。

②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

iii) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの通信を指示する。

②連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを起動し、通信状態の確認を行う。

③連絡要員は、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

iv) 一般加入電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②連絡要員は、一般加入電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

v) 一般携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して一般携帯電話の通信を指示する。

②連絡要員は、一般携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

vi) 衛星携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対して

衛星携帯電話の通信を指示する。

②連絡要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

vii) ファクシミリ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員に対してファクシミリの通信を指示する。

②連絡要員は、ファクシミリを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

c) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, 設計基準の範囲内において使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては, 通常的安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については, 個人線量計を着用し, 1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに, 実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより, 実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては, 確実に運搬, 移動ができるように, 可搬型照明を配備する。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 燃料加工建屋における通信連絡

重大事故等時に、中央監視室の一般加入電話及び衛星携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋の屋外から実施組織のMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班の班員及び実施組織の連絡責任者（実施責任者又はあらかじめ指名された者）が再処理事業所外への連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋における通信連絡の手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失していると判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また、燃料加工建屋における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第2. 1. 10-7図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班の班員及び建屋外対応班の班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、燃料加工建屋の屋外から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信

連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

- ③可搬型衛星電話（屋外用）の電源は、充電池から給電を行う。この場合、充電池給電で10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

c) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、MOX燃料加工施設対策班の班員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等時に、緊急時対策所の一般加入電話等が機能喪失した

場合、緊急時対策所から連絡要員が再処理事業所外への連絡を行う際は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡の手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失していると判断した場合。（第 2. 1. 10-9 表）

b) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は、「2. 1. 10. 3. 3 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、及び可搬型衛星電話（屋内用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また、緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第 2. 1. 10-8 図に示す。

i) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話

操作手順は、「(i) c) i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

操作手順は、「(i) c) ii) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

iii) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム

操作手順は、「(i) c) iii) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

iv) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

①本部長は、手順着手の判断基準に基づき、連絡要員へ可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋内用）を使用する要員は、アンテナ及びレシーバを緊急時対策所の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、緊急時対策所から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。

④可搬型衛星電話（屋内用）の電源は、緊急時対策所で使用する場合は「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機から給電を行う。

c) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、設計基準対象の施設として使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）は、緊急時対策所への配備分については、本部長及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、重大事故等着手判断後、1 時間 20 分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャートを第 2. 1. 10-10 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 燃料加工建屋における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。(第2.1.10-9表)

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

可搬型衛星電話(屋外用)は、本対策実施判断後速やかに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.10-9表）

b) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は、「2.1.10.2.2.3 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

操作手順は、「2.1.10.2.2.2 (ii) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、本対策実施判断後速やかに操作が可能である。

また、緊急時対策所への配備する可搬型衛星電話（屋内用）については、本部長及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、重大事故等着手判断後、1 時間 20 分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業において

は、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 10. 2. 2. 3 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等

重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため、所内通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備を用いて、重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所への伝送、監視及び記録を行う。

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備、代替通信連絡設備、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備により可搬型の計器等にて計測した重大事故等の対処に必要なパラメータであるグローブボックス内火災源近傍温度、放水砲の流量、貯水槽の水位及び加工施設周辺の放射線線量率等を再処理事業所内の必要な場所への伝送及び監視及び記録するため、以下の手段を用いた手順等を整備する。

(i) 所内通信連絡設備、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を用いる場合の手段

1) 屋内（現場）における通信連絡

重大事故等時に、所内携帯電話が使用できる場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備

が機能維持していると判断した場合。(第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

操作手順は、「(i)所内通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 2核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」, 「2. 1. 5工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」, 「2. 1. 6重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」及び「2. 1. 8監視測定等に関する手順等」, 緊急時対策建屋情報把握設備による情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

ページング装置, 所内携帯電話, 専用回線電話及びファクシミリは, 設計基準の範囲内において使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 本対策実施判断後速やかに容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては, 通常的安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については, 個人線量計を着用し, 1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに, MOX燃料加工施設対策班の班員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより, MOX燃料加工施設対策班の班員の被ば

く線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2) 再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送

重大事故等の対処に必要な情報は、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に集約し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において監視及び記録するために、制御建屋情報把握設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置、情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び環境中継サーバにより伝送する。伝送された情報は制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）及び情報表示装置により監視し、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、データ収集装置（燃料加工建屋）及び情報収集装置により記録する。

ただし、可搬型情報収集装置等の設置が完了するまでの間、継続監視の必要がない情報は、所内通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。

これらの設備を用いた計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備、燃料加工建屋データ収集装置等の状況を確認し、当該設備が機能維持していると判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

i) 環境中継サーバ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して環境中継サーバの起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、緊急時対策所の支援組織要員と連絡を取り合い、環境中継サーバが起動していることを確認する。

ii) 緊急時対策建屋情報把握設備

①非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。

②支援組織要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。

③支援組織要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。

ii) データ収集装置及びデータ表示装置

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置の起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、燃料加工建屋データ収集装置が起動していることを確認する。

③実施組織要員は、再処理施設の中央制御室の実施組織要員と連絡を取り合い、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が起動していることを確認する。

iii) 可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して燃料加工建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機の配備を指示する。

②建屋対策班の班員は外部保管エリアに保管している燃料加工建屋可搬型情報収集装置を燃料加工建屋に配備、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を制御建屋に配備する。

また、建屋外対応班の班員は外部保管エリアに保管している第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を建屋入口近傍に配備する。

③配備した燃料加工建屋可搬型情報収集装置を燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置と接続し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の伝送を行う。

第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に配備した情報把握計装設備可搬型発電機を起動し、情報把握計装設備可搬型発電機からの給電を確認後、可搬型情報収集装置から、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に情報を伝送する。

iv) 情報監視

①燃料加工建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に配備した可搬型情報収集装置から伝送された情報は，再処理施設の中央制御室に配備した制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び緊急時対策所に設置する緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報表示装置を使用して監視する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 2核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」，「2. 1. 5工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」，「2. 1. 6重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等」及び「2. 1. 8監視測定等に関する手順等」，緊急時対策建屋情報把握設備による情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

環境中継サーバは，設計基準の範囲内において使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。

緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示

装置並びにデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）については、常設重大事故等対処設備であり操作は必要ない。

燃料加工建屋データ収集装置，制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は常設重大事故等対処設備であり，特に操作は必要ない。

緊急時対策建屋情報把握設備の配備は、非常時対策組織の本部長，支援組織要員 2 人の合計 3 人で行い，5 分以内に対処可能である。

再処理施設と共用する制御建屋可搬型情報収集装置は，実施責任者，要員管理班の班員 3 人，情報管理班の班員 3 人，建屋外対応班長及び制御建屋対策班の班員 3 人の合計 11 人にて，重大事故等着手判断後，3 時間 10 分以内に配備可能である。

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）は，実施責任者，情報管理班の班員 3 人，MOX 燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて，重大事故等着手判断，2 時間以内に配備可能である。

燃料加工建屋に配備する情報把握収集伝送設備は，実施責任者，要員管理班の班員 3 人及び MOX 燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて行い，重大事故等着手判断後，1 時間 30 分以内で配備可能である。

第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に配備する情報把握収集伝送設備系統は，実施責任者，要員管理班の班員 3 人，情報管理班の班員 3 人，建屋外対応班長及び建屋外対応班 4 人の合計 12 人にて行い，重大事故等着手判断後，第 1 保管庫・貯水所に

については1時間30分以内、第2保管庫・貯水所については9時間以内に配備可能である。

情報把握計装設備のタイムチャートを第2.1.10-12図、情報把握計装設備のアクセスルート図を第2.1.10-18図から第2.1.10-22図に示す。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

d) 機能の健全性

制御建屋データ表示装置にて燃料加工建屋の情報の監視及び記録が行われていることを確認する。

燃料加工建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所への、可搬型情報収集装置の配備完了、緊急時対策所の情報収集装置の起動確認及び制御建屋への可搬型情報表示装置の配備完了後に、代替通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に情報伝送されていることの確認を行う。

(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 2核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」、緊急時対策建屋情報把握設備による情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、所内通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 2) 屋外（現場）における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 5工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」、「2. 1. 6重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」及び「2. 1. 8監視測定等に関する手順等」、緊急時対策建屋情報把握設備に

よる情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii) 2) 屋外（現場）における通信連絡」にて整備する。

3) 屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に，所内通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 3) 屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」，「2. 1. 5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」，「2. 1. 6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等」及び「2. 1. 8 監視測定等に関する手順等」，緊急時対策建屋情報把握設備による情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii) 3) 屋内（中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所）における通信連絡」にて整備する。

4) 再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送

重大事故等の対処に必要な情報は、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に集約し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において監視及び記録するために、制御建屋情報把握設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置、情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、グローブボックス温度監視装置（伝送路）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び環境中継サーバ、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置により伝送する。伝送された情報は制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報表示装置により監視し、制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び情報収集装置により記録する。

ただし、可搬型情報収集装置等の設置が完了するまでの間及び継続監視の必要がない情報は、代替通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。

これらの設備を用いた計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に燃料加工建屋データ収集装置等の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

i) 操作手順は、「(3) b) 操作手順」と同様である。

重要なパラメータを計測する手順等は、「2. 1. 2核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」, 「2. 1. 5工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」, 「2. 1. 6重大事故等への対処に必要な水の供給手順等」及び「2. 1. 8監視測定等に関する手順等」, 緊急時対策建屋情報把握設備による情報監視及び記録に関する手順等は「2. 1. 9緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置の操作の成立性は、「2. 1. 8監視測定等に関する手順等」にて整備する。

再処理施設と共用する制御建屋可搬型情報収集装置の配備は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、建屋外対応班長及び制御建屋対策班の班員3人の合計11人にて、重大事故等着手判断後、3時間10分以内に対処可能である。

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）の配備は、実施責任者、情報

管理班の班員 3 人及びMOX燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて、重大事故等着手判断、2 時間以内に対処可能である。

燃料加工建屋に配備する情報把握収集伝送設備は、実施責任者、要員管理班の班員 3 人及びMOX燃料加工施設対策班の班員 2 人の合計 6 人にて行い、重大事故等着手判断後、1 時間30分以内で配備可能である。

第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に配備する情報把握収集伝送設備系統は、実施責任者、要員管理班の班員 3 人、情報管理班の班員 3 人、建屋外対応班長及び建屋外対応班 4 人の合計12人にて行い、重大事故等着手判断後、第 1 保管庫・貯水所については 1 時間30分以内、第 2 保管庫・貯水所については 9 時間以内に配備可能である。

情報把握計装設備のタイムチャートを第 2. 1. 10-12図、情報把握計装設備のアクセスルート図を第 2. 1. 10-18図から第 2. 1. 10-22図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

d) 機能の健全性

制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）にて燃料加工建屋の情報の監視及び記録が行われていることを確認する。

燃料加工建屋，制御建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所への可搬型情報収集装置の配備完了並びに緊急時対策所の情報収集装置の起動確認及び制御建屋への可搬型情報表示装置の配備完了後に，代替通信連絡設備を使用して再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に情報伝送されていることの確認を行う。

(iii) 所内通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に，所内通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は，「(ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は，「(ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

2) 屋外（現場）における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に，所内通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii)2)屋外(現場)における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii)2)屋外(現場)における通信連絡」にて整備する。

3) 屋内(中央監視室, 再処理施設の中央制御室, 緊急時対策所)における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に, 所内通信連絡設備の状態を確認し, 当該設備が機能喪失したと判断した場合。(第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

操作手順は、「(ii)3)屋内(中央監視室, 再処理施設の中央制御室, 緊急時対策所)における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii)3)屋内(中央監視室, 再処理施設の中央制御室, 緊急時対策所)における通信連絡」にて整備する。

4) 再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に情燃料加工建屋データ収集装置等の状況を確認し, 当該設備が機能喪失したと判断した場合。(第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

操作手順は、「(ii)4)再処理施設の中央制御室及び緊急時対策

所へのデータ伝送」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii) 4)再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送」にて整備する。

d) 機能の健全性

機能の健全性は、「(ii) 4)再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送」にて整備する。

(iv) MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握し記録するための措置

MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において、情報把握設備により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握し記録する。

a) 手順着手の判断基準

大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 4)再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(ii) 4)再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送」にて整備する。

d) 機能の健全性

機能の健全性は、「(ii) 4)再処理施設の中央制御室及び緊急時

対策所へのデータ伝送」にて整備する。

2. 1. 10. 2. 2. 4 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための手順等

重大事故等が発生した場合において、可搬型の計器等にて、重大事故等の対処に必要なパラメータである燃料加工建屋周辺の放射線線量率等の重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所と共有するため、以下の手段を用いた手順等を整備する。

(i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段

1) 事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡

重大事故等時に一般加入電話等が使用できる場合は、所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、一般加入電話，一般携帯電話及び衛星携帯電話を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央監視室における計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能維持していると判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は「2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」，「2.

1. 5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」, 「2. 1. 6 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」及び「2. 1. 8 監視測定等に関する手順等」及び「2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は, 「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等時に統合原子力防災ネットワーク I P 電話等が使用できる場合は, 統合原子力防災ネットワーク I P 電話等の所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては, 統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し, 当該設備が機能維持していると判断した場合。(第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

操作手順は, 「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 燃料加工建屋における通信連絡

重大事故等時に中央監視室の一般加入電話及び衛星携帯電話が機能喪失した場合、燃料加工建屋の屋外から実施組織のMOX燃料加工施設対策班の班員、放射線対応班の班員及び実施組織の連絡責任者（実施責任者又はあらかじめ指名された者）が再処理事業所外への連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた燃料加工建屋における計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失していると判断した場合。（第2. 1. 10-9表）

b) 操作手順

操作手順は、「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等時に緊急時対策所の一般加入電話等が機能喪失した場合、緊急時対策所から連絡要員が再処理事業所外への連絡を行

う際は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡及び計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等を整備する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失していると判断した場合。（第 2. 1. 10-9 表）

b) 操作手順

操作手順は，「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は，「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

(iii) 所外通信連絡設備が電源喪失した場合の手段

1) 燃料加工建屋における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し，当該設備が機能喪失していると判断した場合。（第 2. 1. 10-9 表）

b) 操作手順

操作手順は，「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

「(ii) 1) 燃料加工建屋における通信連絡」にて整備する。

2) 緊急時対策所における通信連絡

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に所外通信連絡設備の状態を確認し、当該設備が機能喪失していると判断した場合。 (第2. 1. 10-9表)

b) 操作手順

操作手順は、「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

c) 操作の成立性

操作の成立性は、「(i) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

2. 1. 10. 2. 2. 5 電源を代替電源から給電する手順等

非常用所内電源設備及び常用所内電源設備からの給電が喪失した際は、「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を用いて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置へ給電する。給電対象設備を第2. 1. 10

－10表に示す。

また、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池を用いて給電を行う。

(i) 燃料加工建屋可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に全交流電源喪失等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、充電池及び「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機より可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機が準備される前までは充電池から可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

充電池給電により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を45分以上使用することが可能である。

「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機が準備されてからは、当該設備から給電することにより、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続する。

「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機から給電するための手順等を整備する。

上記給電を継続するために「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」により「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 操作手順

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうちMOX燃料加工施設対策班の班員に対し、「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機への接続を指示する。
- ②MOX燃料加工施設対策班の班員は、「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルを敷設する。
- ③MOX燃料加工施設対策班の班員は電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故等着手判断後、2時間以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業

時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に全交流電源喪失等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機が準備される前までは充電機から可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

充電機給電により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を11時間以上使用することが可能である。

「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機が準備されてからは、当該設備から給電することにより、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続する。

「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び

制御建屋可搬型発電機から給電するための手順等を整備する。

上記給電を継続するために「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」により「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 操作手順

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員の建屋対策班の班員及びMOX燃料加工施設対策班の班員に対し、「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機への接続を指示する。

②建屋対策班の班員及びMOX燃料加工施設対策班の班員は、「第32条 電源設備」の一部である情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

3) 操作の成立性

上記の対応のうち、情報連絡用可搬型発電機は、実施責任者、M

OX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて、重大事故等着手判断後、4時間31分以内に実施可能である。制御建屋可搬型発電機は、実施責任、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長、建屋外対応班長及び建屋対策班の班員6人の合計15人にて、重大事故等着手判断後、11時間以内に実施可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iii) 緊急時対策建屋用発電機による統合原子力防災ネットワークIP電話等への給電

重大事故等時に、外部電源喪失等の機能喪失により所内通信連絡設備、所外通信連絡設備の電源が喪失した場合、「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機により統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星

電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機から給電するための手順等を整備する。

なお、所外通信連絡設備である統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムについては，受電のための接続作業等を行うことなく受電することが可能である。

1) 手順着手の判断基準

「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電準備がされた場合。

2) 操作手順

①手順着手の判断基準に基づき，支援組織要員は，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機の受電回路に接続し，可搬型衛星電話（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。

②手順着手の判断基準に基づき，支援組織要員は統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの動作状態を確認し，受電されていることを確認する。

3) 操作の成立性

重大事故等着手判断後，「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機が準備されてから速やかに実施が可能である。

緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機

による給電の確認は、非常時対策組織の本部長及び支援組織要員 2 人の合計 3 人にて、重大事故等着手判断後、5 分以内に実施可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iv) 制御建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機、情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機による制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備への給電

重大事故等時に外部電源喪失等の機能喪失により燃料加工建屋データ収集装置、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置の電源が喪失した場合、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機、情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機により、制御建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第 2 保管庫・貯水所可搬

型情報収集装置へ給電する。

制御建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機，情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電するための手順等を整備する。

上記給電を継続するために代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに情報把握計装設備可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」により代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機からの給電準備がされた場合並びに情報把握計装設備可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 操作手順

a) 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員の制御建屋対策班の班員，建屋外対応班の班員及びMOX燃料加工施設対策班の班員に対し，代替電源設備への接続を指示する。

b) 実施組織要員の制御建屋対策班の班員，建屋外対応班の班員及びMOX燃料加工施設対策班の班員は，代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに情報把握計装設備可搬型発電機から給電を行うため電源ケーブルを敷設後，制御建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），

制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置を接続し，制御建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），燃料加工建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

3) 操作の成立性

上記対応のうち，再処理施設と共用する制御建屋可搬型情報収集装置への給電は，実施責任者，情報管理班の班員3人，要員管理班の班員3人，建屋外対応班長及び制御建屋対策班の班員3人の合計11人にて，重大事故等着手判断後，4時間5分以内に対処可能である。

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）への給電は，実施責任者及び情報管理班の班員3人，MOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて，重大事故等着手判断後，3時間以内に対処可能である。

燃料加工建屋の燃料加工建屋可搬型情報収集装置への給電は，実施責任者及び情報管理班の班員3人，MOX燃料加工施設対策班の班員2人の合計6人にて，重大事故等着手判断後，2時間以

内で配備可能である。

第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置への給電は、実施責任者、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、建屋外対応班長及び建屋外対応班の班員4人の合計12人にて、重大事故等着手判断後、第1保管庫・貯水所については1時間30分以内、第2保管庫・貯水所については9時間以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

第2. 1. 10-3表 通信連絡を行うために必要な設備

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置	
	設備名称	構成する機器	再処理事業所内の通信連絡	再処理事業所外への通信連絡
			重大事故等対処設備	重大事故等対処設備
通信連絡	代替通信連絡設備	通話装置のケーブル	○	×
		可搬型通話装置	○	×
		可搬型衛星電話(屋内用)	○	○
		可搬型トランシーバ(屋内用)	○	×
		可搬型衛星電話(屋外用)	○	○
		可搬型トランシーバ(屋外用)	○	×
		総合原子力防災ネットワークIP電話	×	○
		総合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	○
		総合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	○
	所内通信連絡設備	ページング装置	○	×
		所内携帯電話	○	×
		専用回線電話	○	×
		ファクシミリ	○	×
		環境中継サーバ	○	×
	所外通信連絡設備	総合原子力防災ネットワークIP電話	×	○
		総合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	○
		総合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	○
		一般加入電話	×	○
		一般携帯電話	×	○
		衛星携帯電話	×	○
		ファクシミリ	×	○

第2. 1. 10-4表 パラメータ計測に使用する設備

機器グループ	設備	
	設備名称	構成する機器
電源設備	代替電源	制御屋可搬型発電機電圧計【可搬型】
		制御屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】
	電気設備の所内高圧系統	制御建屋6.9kV非常用母線A電圧計【常設】
		制御建屋6.9kV非常用母線B電圧計【常設】
		制御建屋6.9kV運転予備用母線C1電圧計【常設】
		制御建屋6.9kV運転予備用母線C2電圧計【常設】
		MOX燃料加工建屋に非常用母線電圧A電圧
		MOX燃料加工建屋に非常用母線電圧B電圧
	電気設備の所内低圧系統	制御建屋460V非常用母線A電圧計【常設】
		制御建屋460V非常用母線B電圧計【常設】
	燃料補給設備	軽油用タンクローリ液位計【可搬型】
		電源車発電機電圧計【可搬型】
		第1軽油貯槽液位計【常設】
必要な指示及び通信連絡に関わる設備	緊急時対策建屋情報把握設備	情報収集装置【常設】
		情報表示装置【常設】
		データ収集装置【常設】
		データ表示装置【常設】
		データ収集装置（燃料加工建屋）【常設】
		データ表示装置（燃料加工建屋）【常設】
情報把握設備	制御建屋情報把握設備	情報把握計装設備用屋内伝送系統【常設】
		建屋間伝送用無線装置【常設】
		制御建屋データ収集装置【常設】
		制御建屋データ表示装置【常設】
		制御建屋可搬型情報収集装置（MOX燃料加工施設用）【可搬型】
		制御建屋可搬型情報表示装置（MOX燃料加工施設用）【可搬型】
		制御建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
	情報把握収集伝送設備	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統【常設】
		燃料加工建屋間伝送用無線装置【常設】
		燃料加工建屋データ収集装置【常設】
		燃料加工建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬型】
		第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬型】
情報把握計装設備可搬型発電機【可搬型】		

第2. 1. 10-5表 機能喪失を想定する設備と整備する対応手段，対応設備，手順書一覧（再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信設備）

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対応設備		整備する手順
所内携帯電話	再処理事業所内の通信連絡	通話装着のケーブル 可搬型通話装置	重大事故等 対応設備	※1
<u>ページング装置</u> 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ		可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランシーバ（屋内用）	重大事故等 対応設備	※1
所内携帯電話		可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランシーバ（屋外用）	重大事故等 対応設備	※1
—		ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 ファクシミリ	重大事故等 対応設備	※1
電源設備	代替電源からの 給電の確保	燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機	重大事故等 対応設備	※1

※1：重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第2. 1. 10-6表 機能喪失を想定する設備と整備する対応手段，対応設備，手順書一覧（再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信設備）

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対応設備		整備する手順
—	再処理事業所外への通信連絡	統合原子力防災ネットワーク I P 電話 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	重大事故等対応設備	※1
一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ		可搬型衛星電話（屋内用）	重大事故等対応設備	※1
一般加入電話 衛星携帯電話 ファクシミリ		可搬型衛星電話（屋外用）	重大事故等対応設備	※1
電源設備	代替電源からの給電の確保	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対応設備	※1

※1：重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第2. 1. 10-7表 機能喪失を想定する設備と整備する対応手段，対応設備，手順書一覧計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段) (1 / 3)

機能喪失を想定する 設計基準対象の施設	対応 手段	対応に使用する重大事故等対応設備		整備する 手順
環境中継サーバ	計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段	可搬型衛星電話 (屋外用) 可搬型トランシーバ (屋外用)	重大事故等対応設備	※1
燃料加工建屋データ 収集装置 制御建屋データ収集 装置 制御建屋データ表示 装置 データ収集装置(緊急 時対策所) データ表示装置(緊急 時対策所) データ収集装置(燃料 加工建屋)(緊急時対 策所) データ表示装置(燃料 加工建屋)(緊急時対 策所)		情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内 伝送系統 燃料加工建屋間伝送用無線装置 制御建屋可搬型情報収集装置 燃料加工建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加 工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加 工建屋) 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 情報把握計装設備可搬型発電機情報収 集装置(緊急時対策所) 情報表示装置(緊急時対策所) 燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	重大事故等対応設備	※1

※1：重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第2. 1. 10-7表 機能喪失を想定する設備と整備する対応手段，対応設備，手順書一覧（計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段）（2 / 3）

機能喪失を想定する 設計基準対象の施設	対応 手段	対応に使用する重大事故等対応設備		整備する 手順
二	計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段	環境中継サーバ グローブボックス温度監視装置※2 グローブボックス負圧・温度監視設備※2 燃料加工建屋データ収集装置 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置 所内電源設備 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 燃料加工建屋間伝送用無線装置 燃料加工建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報収集装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 情報把握計装設備可搬型発電機 燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	重大事故等対応設備	※1

※1：重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

※2：電路として使用

第2.1.10-8表 機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対応設備、手順書一覧（計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段）

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対応設備		整備する手順
二	計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	重大事故等対応設備	※1
		統合原子力防災ネットワーク I P - F A X		
		統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム		
		一般加入電話		
		一般携帯電話		
一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ		可搬型衛星電話（屋内用）	重大事故等対応設備	※1
一般加入電話 衛星携帯電話 ファクシミリ		可搬型衛星電話（屋外用）	重大事故等対応設備	※1
二		統合原子力防災ネットワーク I P - F A X	重大事故等対応設備	※1
電源設備	給電の確保 の 代替電源から	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対応設備	※1

※1：重大事故等発生時対応手順書等にて整備する

第2. 1. 10-9表 各手順の判断基準 (1 / 3)

手順		着手の判断基準	実施の判断基準
再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	所内通信連絡設備による再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	所内通信連絡設備の機能が維持されている場合。 (中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話等を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、所内通信連絡設備が機能維持していると判断した場合。)	所内通信連絡設備の機能維持を確認後、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。
	代替通信連絡設備による再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	以下のいずれかにより、所内通信連絡設備が機能喪失した場合 ①所内通信連絡設備の電源が喪失 (中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話等を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に連絡が実施できず、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。) ②所内通信連絡設備が故障 (中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話等を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に連絡が実施できず、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。)	代替設備の準備完了後、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。
計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等	所内通信連絡設備及び情報把握設備による計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所での共有	<u>重大事故等時に、所内通信連絡設備及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置並びに制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。</u> (中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話等を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、所内通信連絡設備が機能維持していると判断した場合。) (燃料加工建屋及び制御建屋の監視制御盤にて確認)	<u>重大事故等着手判断後、直ちに実施する</u>

2.1.10-121

第2. 1. 10-9表 各手順の判断基準 (2 / 3)

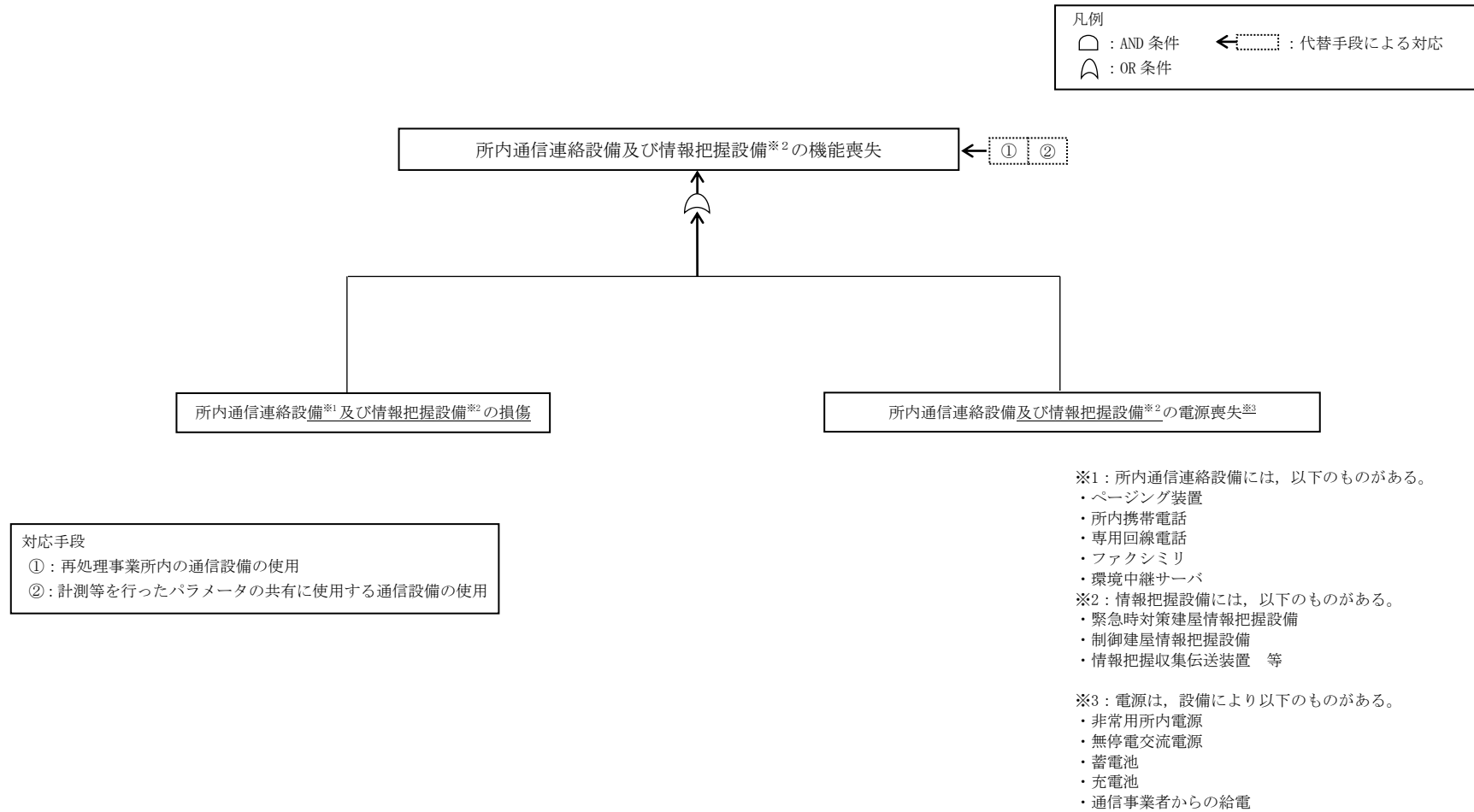
手順		着手の判断基準	実施の判断基準
計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等	代替通信連絡設備及び情報把握設備による計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所での共有	<p>以下のいずれかにより、所内通信連絡設備及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置並びに制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が機能喪失した場合。</p> <p>①所内通信連絡設備の電源が喪失 (中央監視室のMOX燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話等を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に連絡が実施できず、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。)</p> <p>①情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置並びに制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置の電源が喪失(燃料加工建屋及び制御建屋の監視制御盤にて確認)</p> <p>②燃料加工建屋及び制御建屋の監視制御盤の電源が喪失</p> <p>③重大事故等の対処に必要な情報を計測する機器の故障(制御建屋データ表示装置にて確認)</p>	重大事故等着手判断後、直ちに実施する
再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	所外通信連絡設備による再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	所外通信連絡設備の機能が維持されている場合。 (中央監視室の一般加入電話等から外部への発信を行い、所外通信連絡設備が機能維持していると判断した場合。)	所外通信連絡設備の機能維持を確認後、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。
	代替通信連絡設備による再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡	<p>以下のいずれかにより、所外通信連絡設備が機能喪失した場合</p> <p>①所外通信連絡設備の電源が喪失 (中央監視室又は緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。)</p> <p>②所外通信連絡設備が故障 (中央監視室又は緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。)</p>	代替設備の準備完了後、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。

第2. 1. 10-9表 各手順の判断基準 (3 / 3)

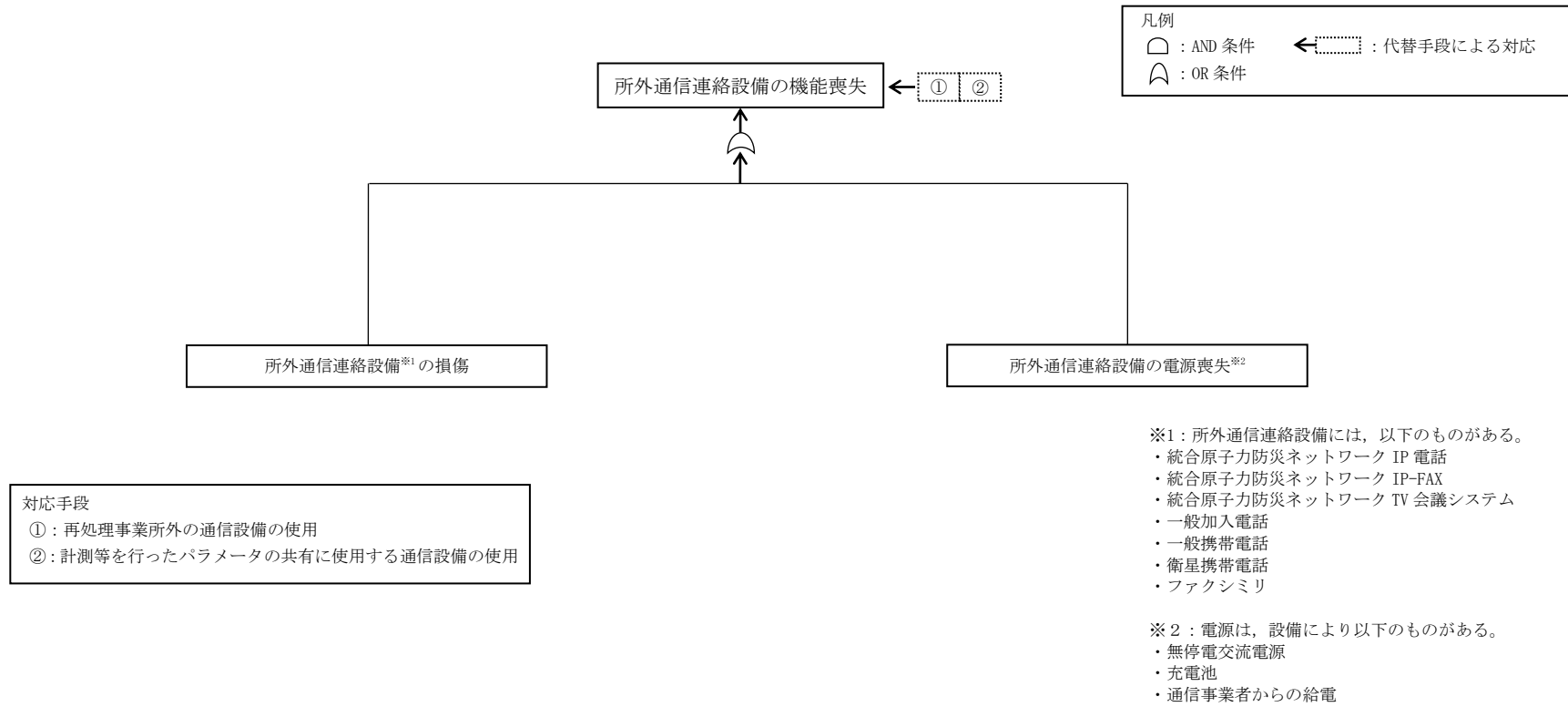
手順		着手の判断基準	実施の判断基準
計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための手順等	所外通信連絡設備による計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所での共有	<u>所外通信連絡設備の機能が維持されている場合。</u> (中央監視室の一般加入電話等から外部への発信を行い、所外通信連絡設備が機能維持していると判断した場合。)	<u>所外通信連絡設備の機能維持を確認後、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。</u>
	代替通信連絡設備による計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所での共有	以下のいずれかにより、所外通信連絡設備が機能喪失した場合 ①所外通信連絡設備の電源が喪失 (中央監視室又は緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。) ②所外通信連絡設備が故障 (中央監視室又は緊急時対策所の一般加入電話等から外部への発信を行い、発信音が確認できず、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断した場合。)	<u>代替設備の準備完了後、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を実施する。</u>

第2. 1. 10-10表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

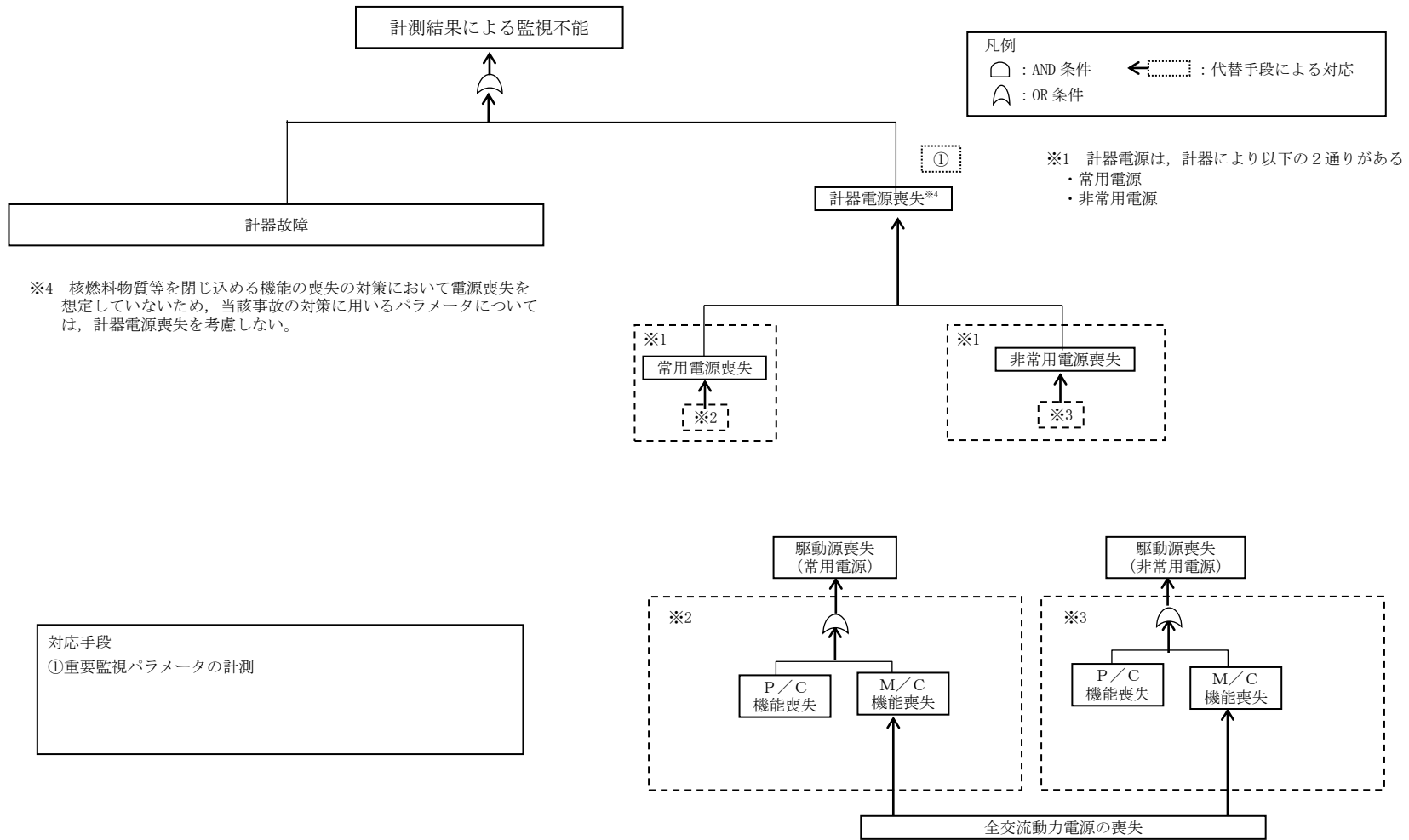
対象条文	供給対象設備	給電元（代替電源）
通信連絡に関する手順等	可搬型衛星電話（屋内用）	緊急時対策建屋用発電機
		制御建屋可搬型発電機
		燃料加工建屋可搬型発電機
		情報連絡用可搬型発電機
	可搬型トランシーバ（屋内用）	緊急時対策建屋用発電機
		燃料加工建屋可搬型発電機
		情報連絡用可搬型発電機
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話、IP-FAX及びTV会議システム）	緊急時対策建屋用発電機
	<u>制御建屋可搬型情報収集装置</u> <u>制御建屋可搬型情報収集装置</u> <u>（燃料加工建屋）</u> <u>制御建屋可搬型情報表示装置</u> <u>（燃料加工建屋）</u>	制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機
	<u>情報収集装置</u> <u>情報表示装置</u> <u>データ収集装置</u> <u>データ表示装置</u> <u>データ収集装置</u> <u>（燃料加工建屋）</u> <u>データ表示装置</u> <u>（燃料加工建屋）</u>	緊急時対策建屋用発電機
	<u>情報把握収集伝送設備</u>	燃料加工建屋可搬型発電機
<u>第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</u>	<u>情報把握計装設備可搬型発電機</u>	



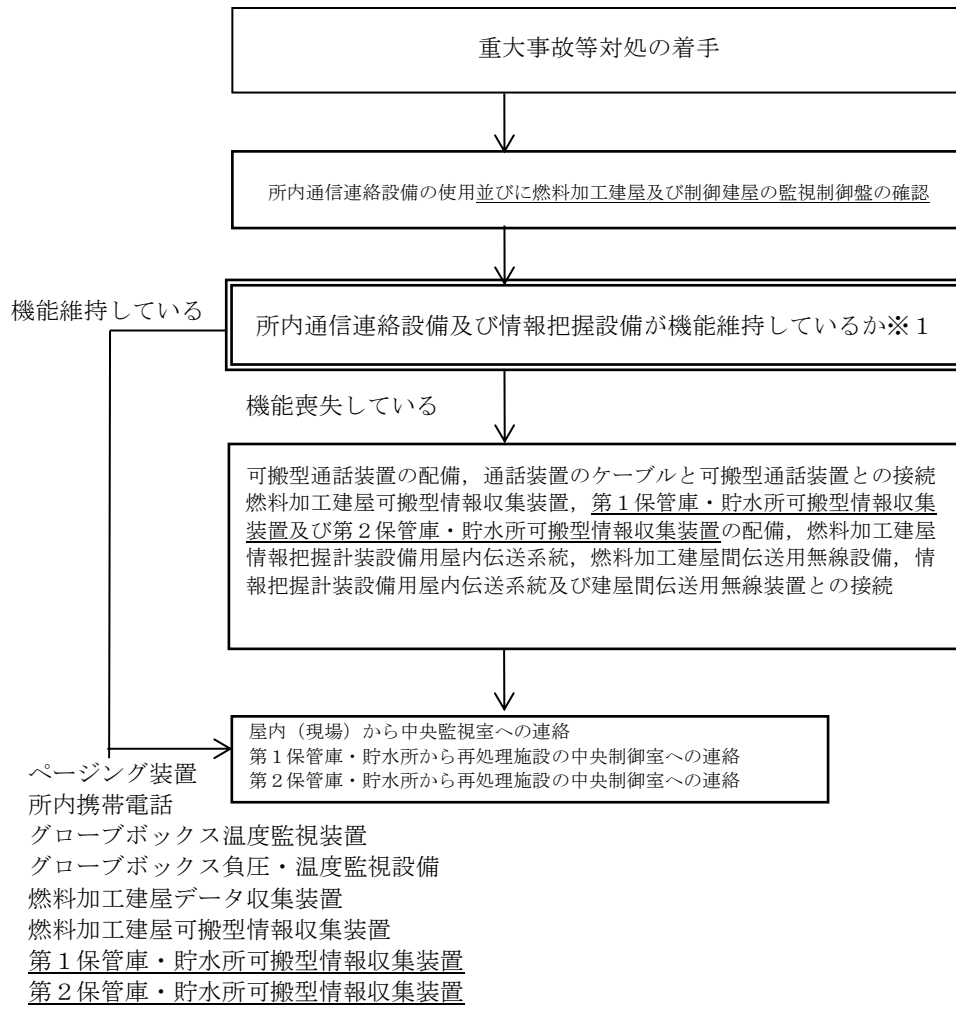
第 2 . 1 . 10 - 1 図 所内通信連絡設備，緊急時建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送装置におけるフォールトツリー分析



第 2. 1. 10-2 図 所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析

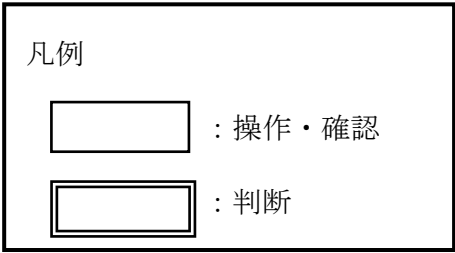


第2. 1. 10-3 図 監視機能喪失におけるフォールトツリー分析

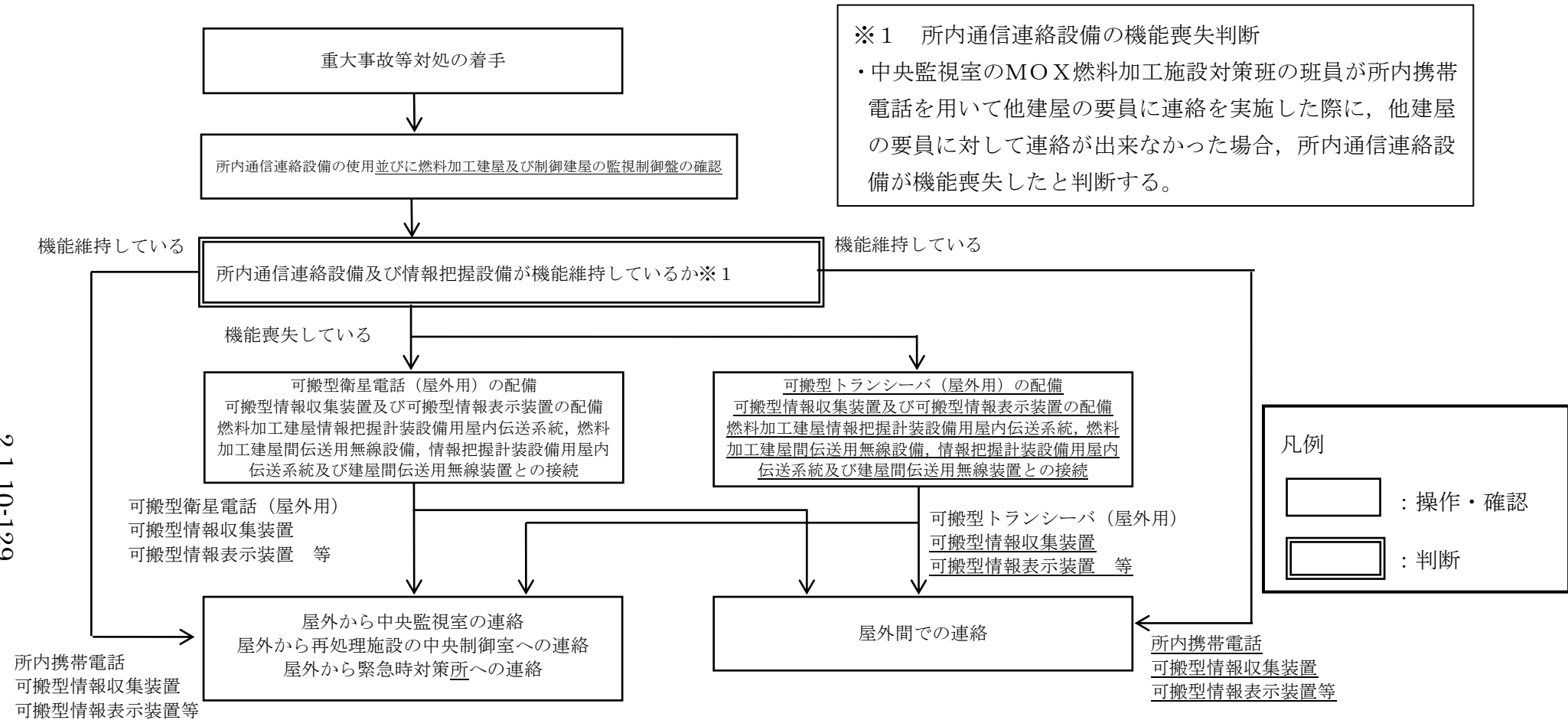


※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断
 ・中央監視室のMO X燃料加工施設対策班の班員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に，他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合，所内通信連絡設備が機能喪失したと判断する。

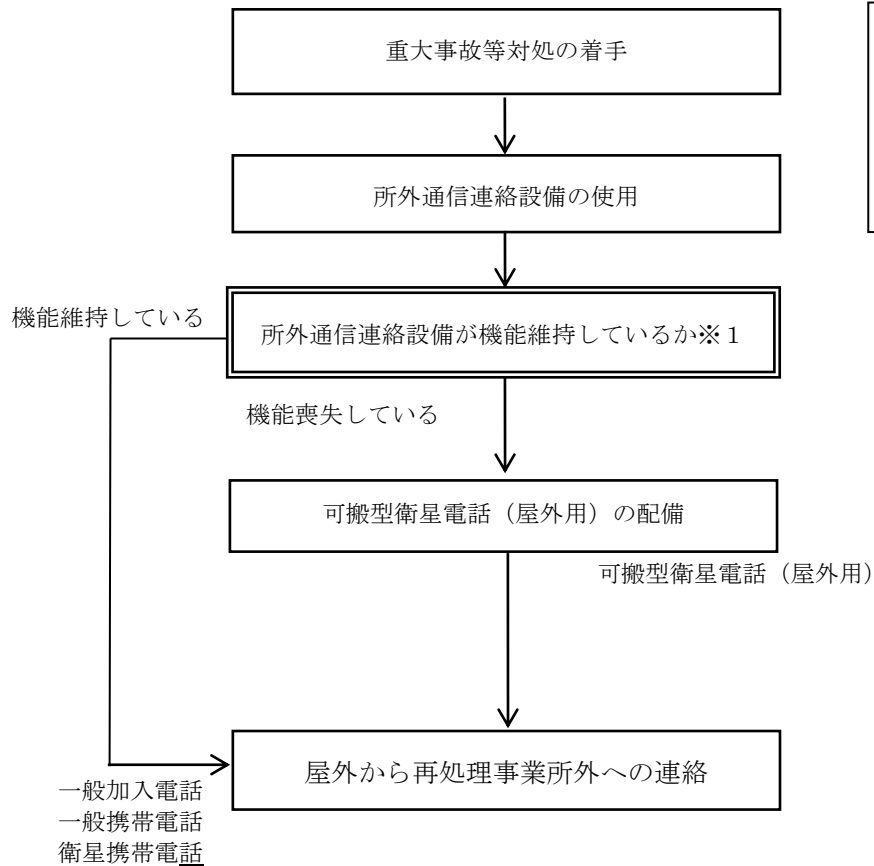
- 通話装置のケーブル
- 可搬型通話装置
- 燃料加工建屋可搬型情報収集装置
- 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統
- 燃料加工建屋間伝送用無線設備
- 情報把握計装設備用屋内伝送系統
- 建屋間伝送用無線装置
- 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置
- 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置



第2. 1. 10-4 図 屋内（現場）における再処理事業所内への通信連絡及び計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順の概要

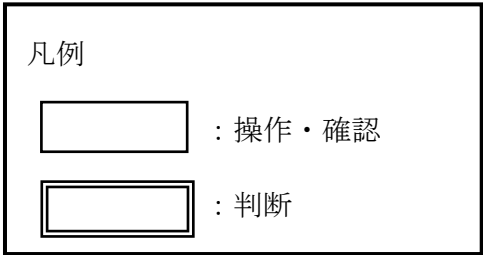


第2. 1. 10-5 屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡及び計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順の概要

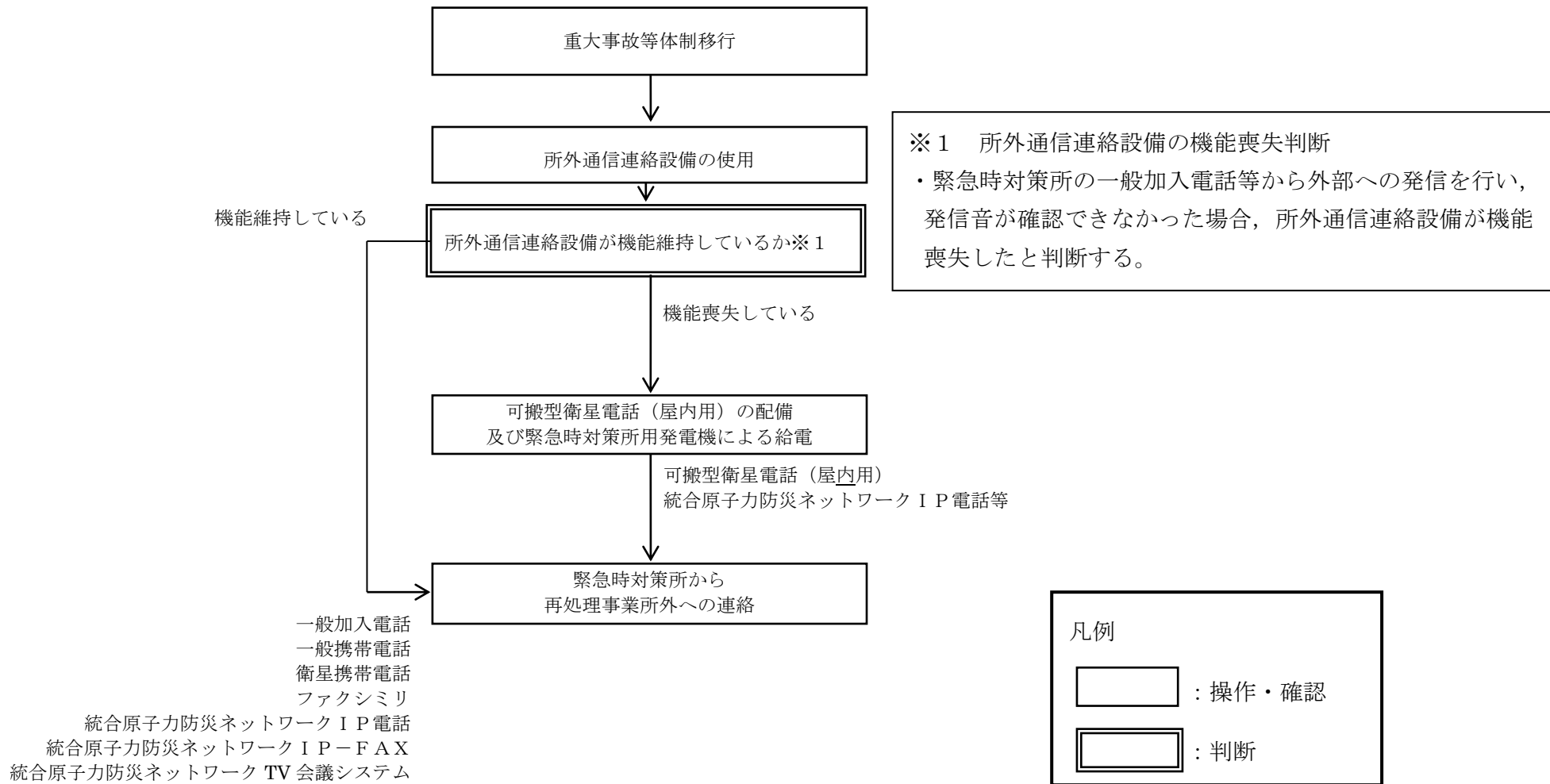


※1 所外通信連絡設備の機能喪失判断

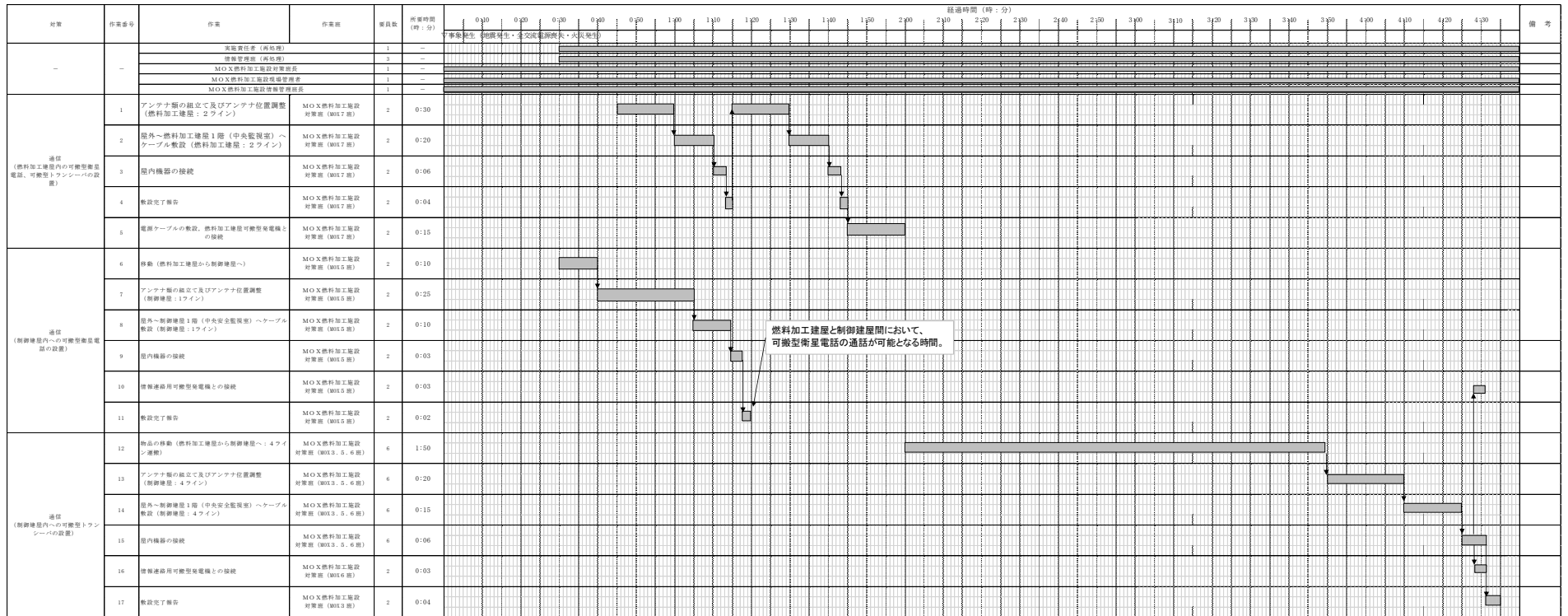
- ・中央監視室の一般加入電話等から外部への発信を行い，発信音を確認できなかった場合，所外通信連絡設備が機能喪失したと判断する。



第2. 1. 10-7 図 燃料加工建屋における再処理事業所外への通信連絡手順の概要

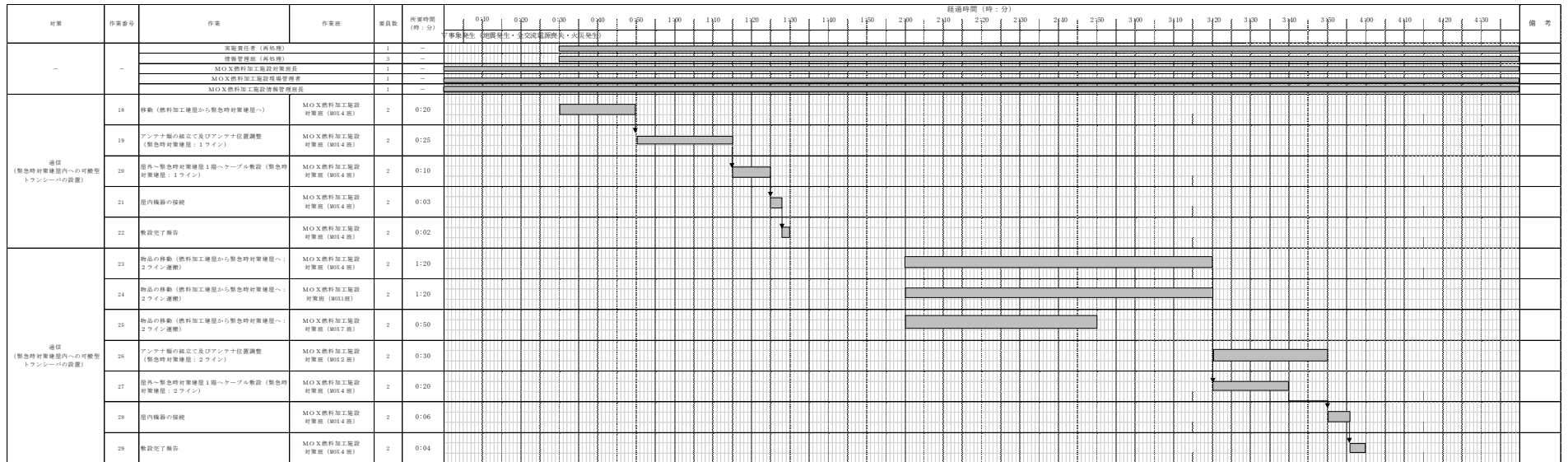


第 2 . 1 . 10 - 8 図 緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要



※タイムチャートについては、今後、訓練等とおして見直す可能性がある。

第2. 1. 10-9図 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート
(燃料加工建屋, 制御建屋, 緊急時対策所)(その1)



※タイムチャートについては、今後、訓練等をとおして見直す可能性がある。

第2. 1. 10- 9 図 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型トランシーバ (屋内用) のタイムチャート
(燃料加工建屋, 制御建屋, 緊急時対策所) (その2)

対策	作業番号	作業	要員数		所要時間 (時:分)	経過時間													備考
						0:15	1:15	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	(分)	
可搬型衛星電話 (屋内用) 及び 可搬型トランシーバ (屋内用) 設置	1	—	本部長	1	—	[Task 1: 0:00 to 0:15]													
	2	・アンテナ類の組立て及び接続とアンテナ位置調整	支援組織要員	8	0:57	[Task 2: 0:15 to 0:57]													
	3	・屋上～AZ地下2階へケーブル敷設 (9ライン分)	支援組織要員	4	0:18	[Task 3: 0:57 to 1:15]													
	4	・屋内機器の接続 (9ライン分)	支援組織要員	4	0:04	[Task 4: 1:15 to 1:19]													
	5	・敷設完了報告	支援組織要員	1	0:01	[Task 5: 1:19 to 1:20]													

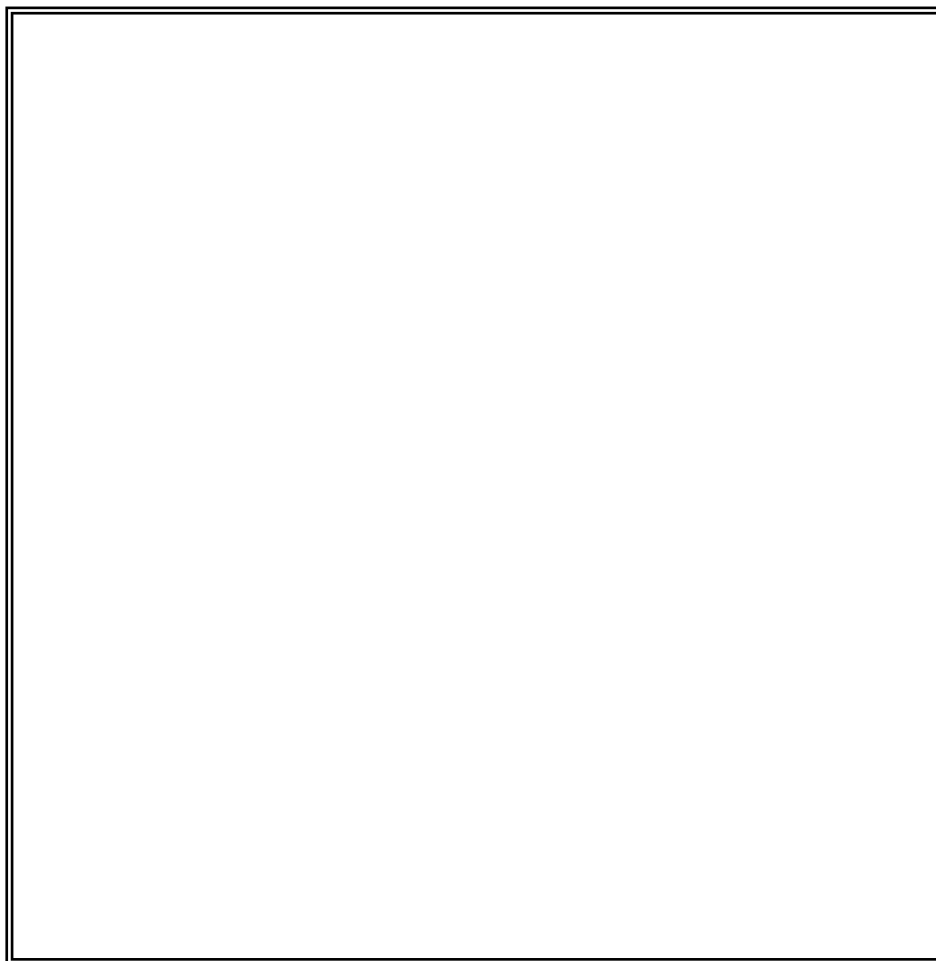
※タイムチャートについては、今後、訓練等をとおして見直す可能性がある。

第2. 1. 10-11図 可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャート（緊急時対策建屋）

対応手段	作業番号	作業内容		作業班	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時:分)																								備考		
							1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00		25:00	26:00
重大事故等時のパラメータの監視及び記録	1	-	-	実施責任者(再処理)	1	-	[1:00-34:00]																										
	2	-	-	建屋外班長	1	-	[1:00-34:00]																										
				要員管理班	3	-	[1:00-34:00]																										
	3	-	-	情報管理班(再処理)	3	-	[1:00-34:00]																										
	4	建屋外	保管庫から設置場所までの運搬	建屋内48班 建屋内49班	3	1:10	[1:10-1:20]																										
	5	第1貯水槽	可搬型貯水槽水位計, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機設置	建屋外1班	2	0:30	[1:30-2:00]																										
	6	第2貯水槽	可搬型貯水槽水位計, 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機設置	建屋外3班	2	0:30	[8:30-9:00]																										
	7	制御建屋	制御建屋可搬型情報収集装置設置	建屋内48班 建屋内49班	3	1:00	[1:00-1:10]	[1:10-1:20]																									
	8	制御建屋	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)設置	MOX燃料加工施設 対策班(MOX6班)	2	1:30	[1:30-2:00]	[2:00-2:10]																									
9	燃料加工建屋	燃料加工建屋可搬型情報収集装置設置	MOX燃料加工施設 対策班(MOX3班)	2	0:30	[2:00-2:30]	[2:30-2:40]																										

※1 可搬型発電機の起動準備及び起動

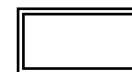
第2. 1. 10-12 図 情報把握設備のタイムチャート



【凡例】

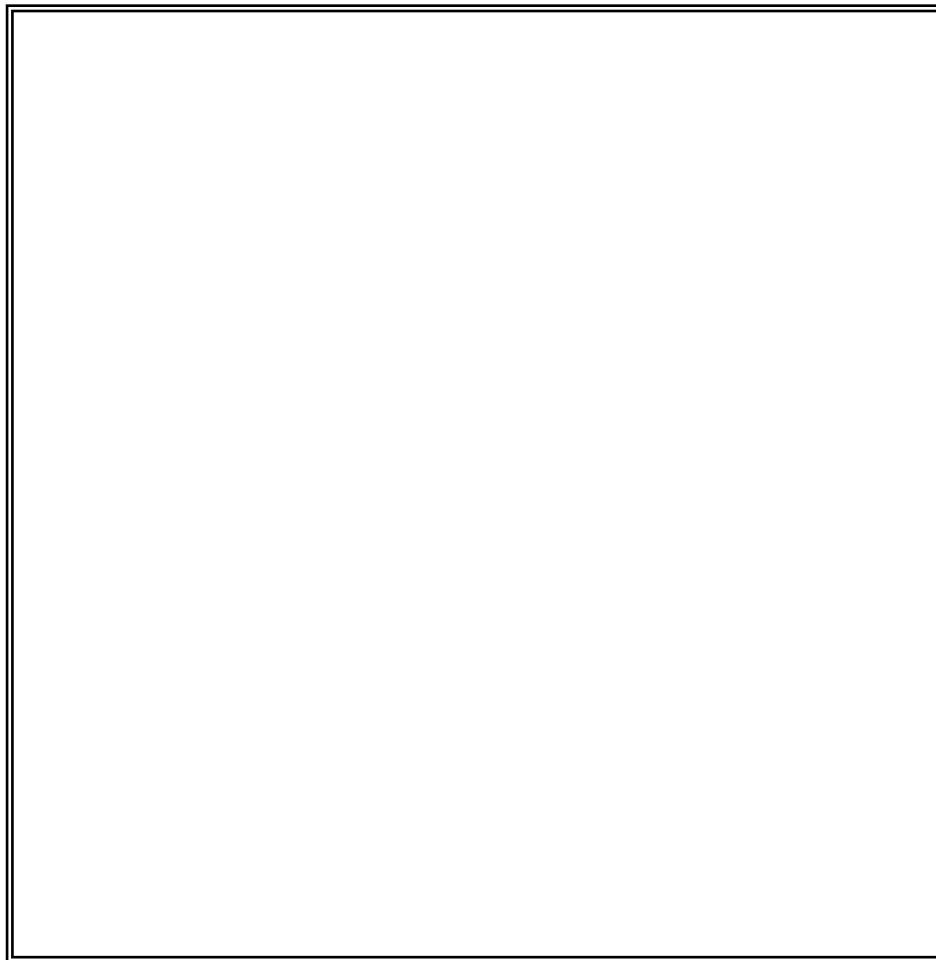
—— : アクセスルート (第1ルート)

--- : アクセスルート (第2ルート)




については核不拡散上の
観点から公開できません。

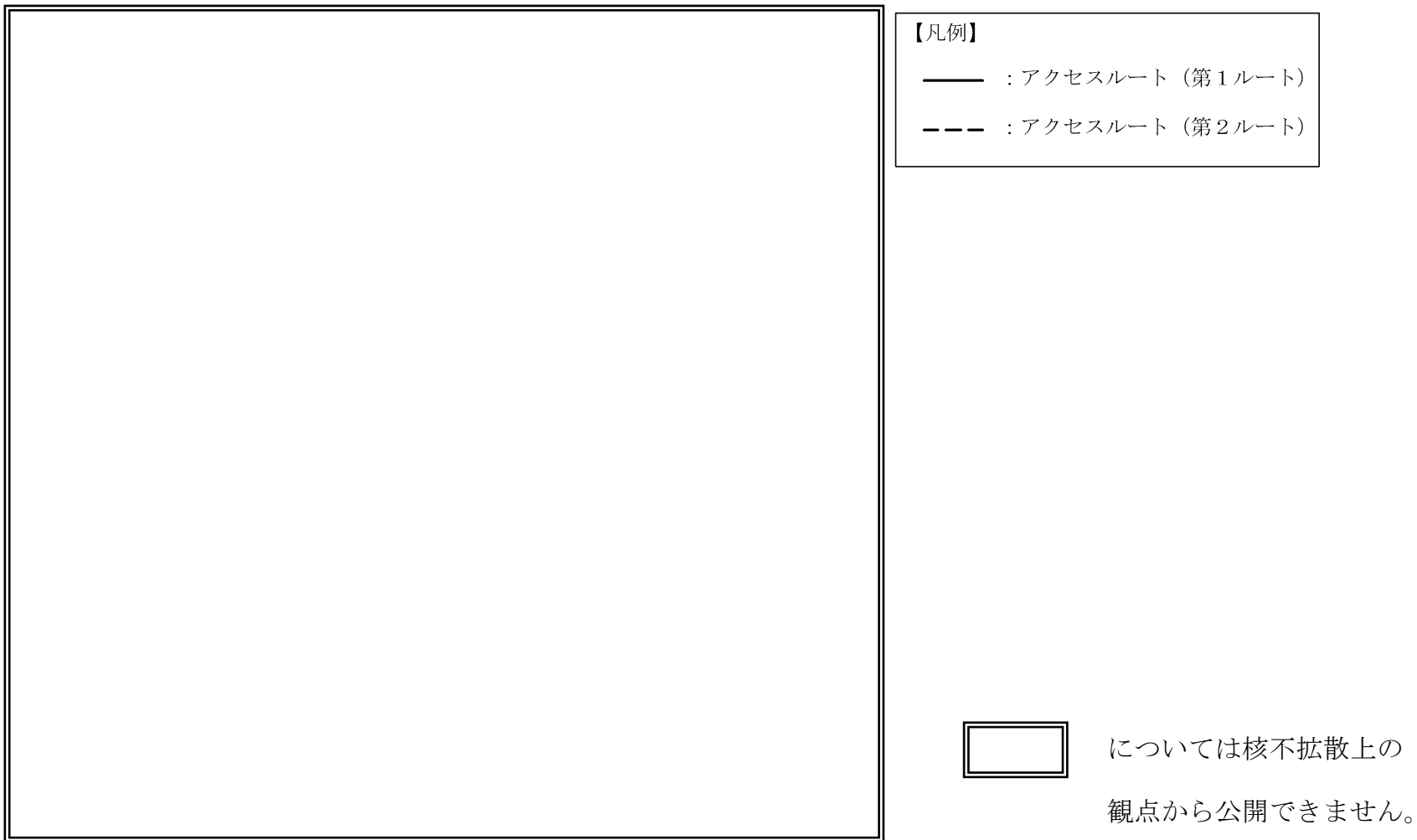
第2. 1. 10-13図 代替通信連絡設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋地下3階)



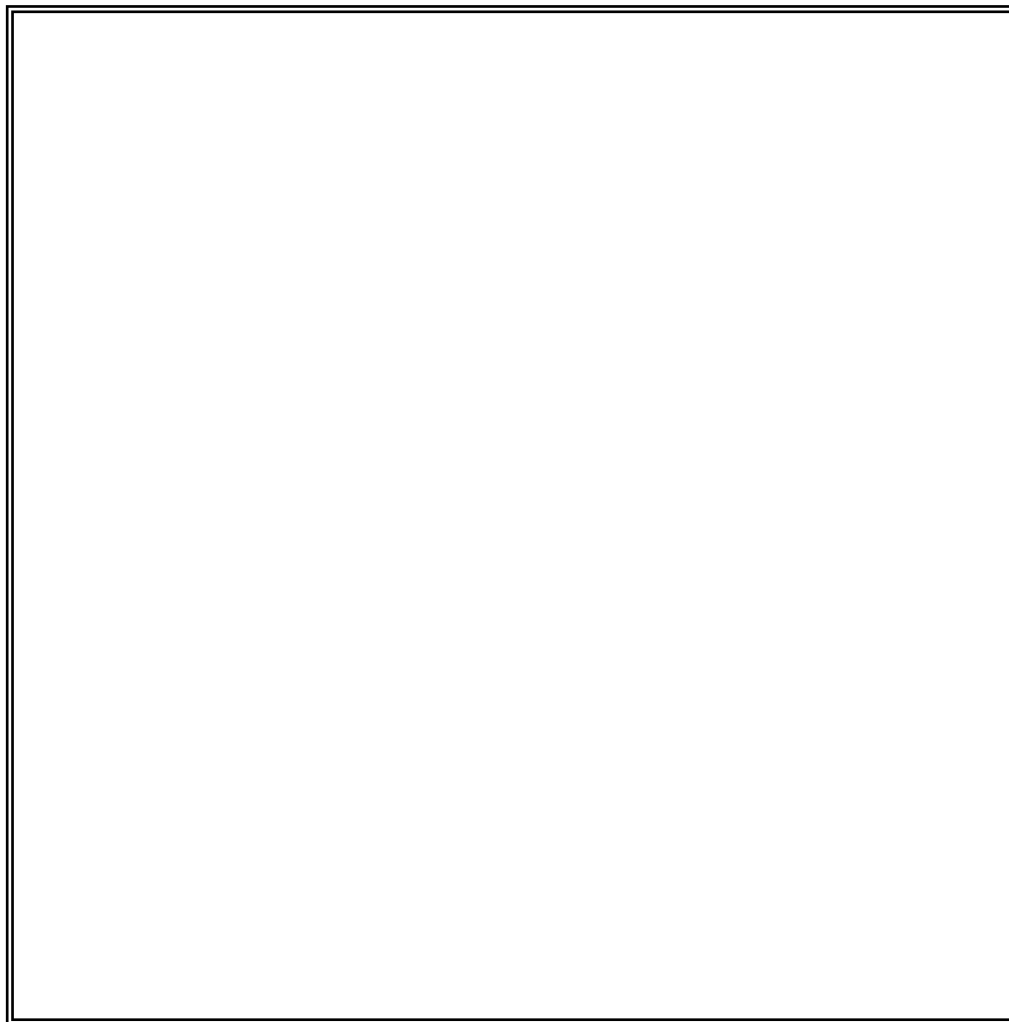
【凡例】
—— : アクセスルート (第1ルート)
- - - : アクセスルート (第2ルート)

 については核不拡散上の
観点から公開できません。


第2. 1. 10-14図 代替通信連絡設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋地下2階)



第2. 1. 10-15図 代替通信連絡設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋地下1階)



【凡例】

- : アクセスルート (第1ルート)
- - - : アクセスルート (第2ルート)
-  : 可搬型重大事故等対処設備
保管場所

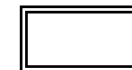


については核不拡散上の
観点から公開できません。

第2. 1. 10-16図 代替通信連絡設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋地上1階)

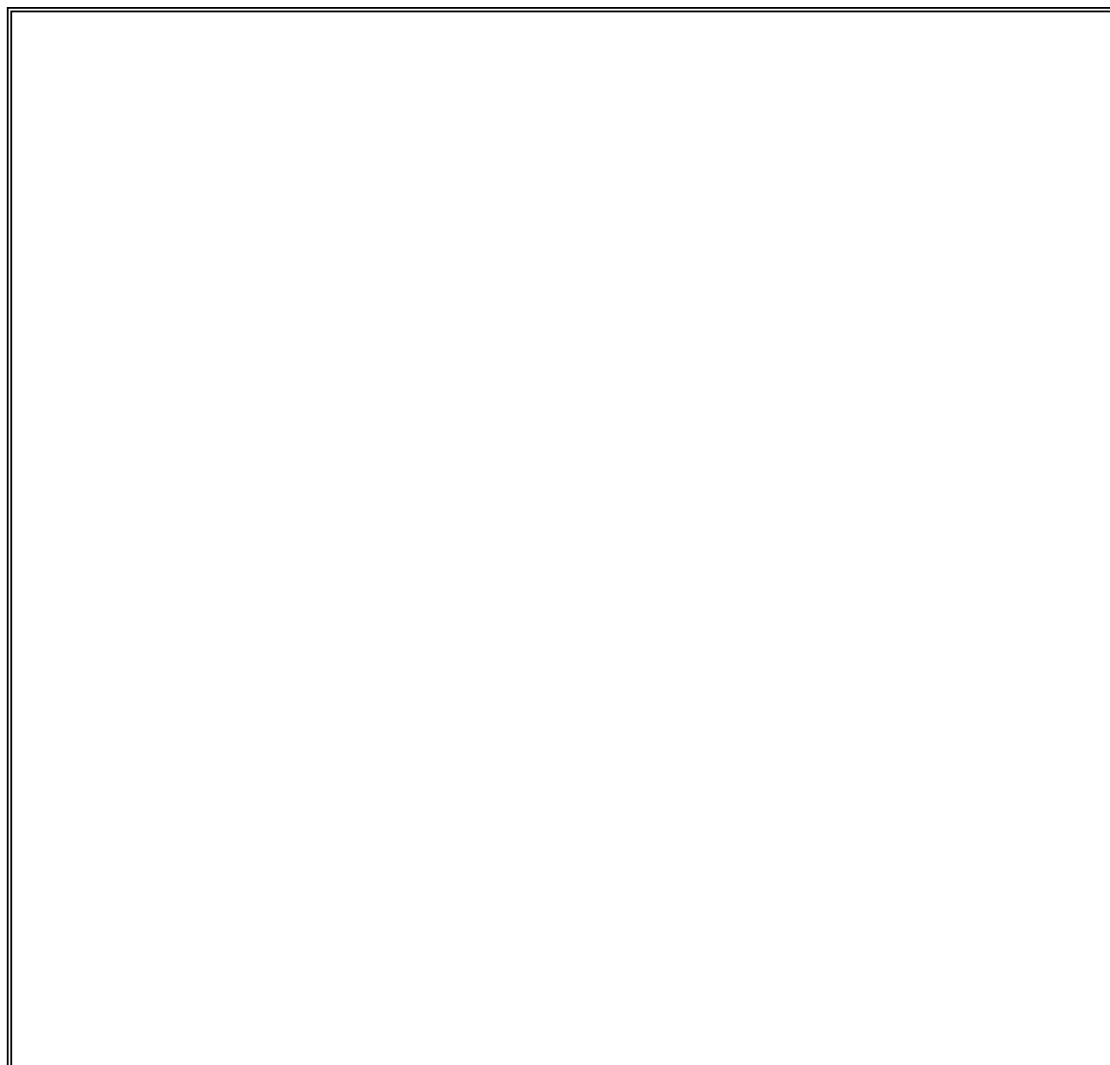


【凡例】
—— : アクセスルート (第1ルート)
--- : アクセスルート (第2ルート)



については核不拡散上の
観点から公開できません。

第2. 1. 10-17図 代替通信連絡設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋地上2階)

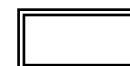


設置場所	機器名称
①	可搬型出口ダンプ風速

→ : アクセスルート (第1ルート)

- - → : アクセスルート (第2ルート)

▨ : 可搬型重大事故等対処設備保管場所

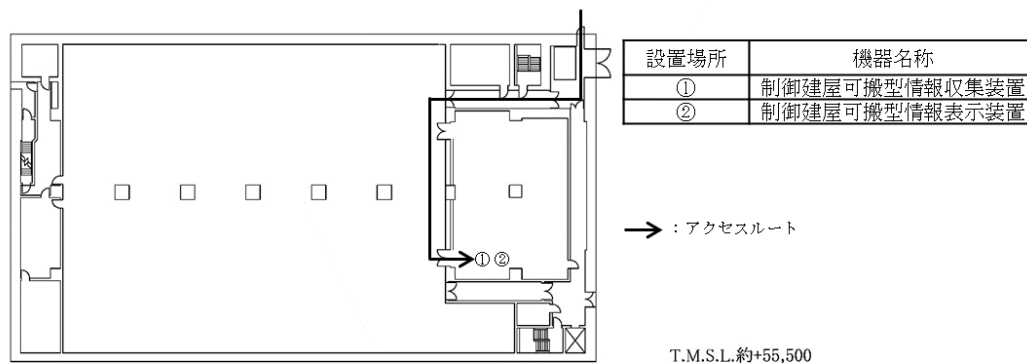


については核不拡散上の

観点から公開できません。

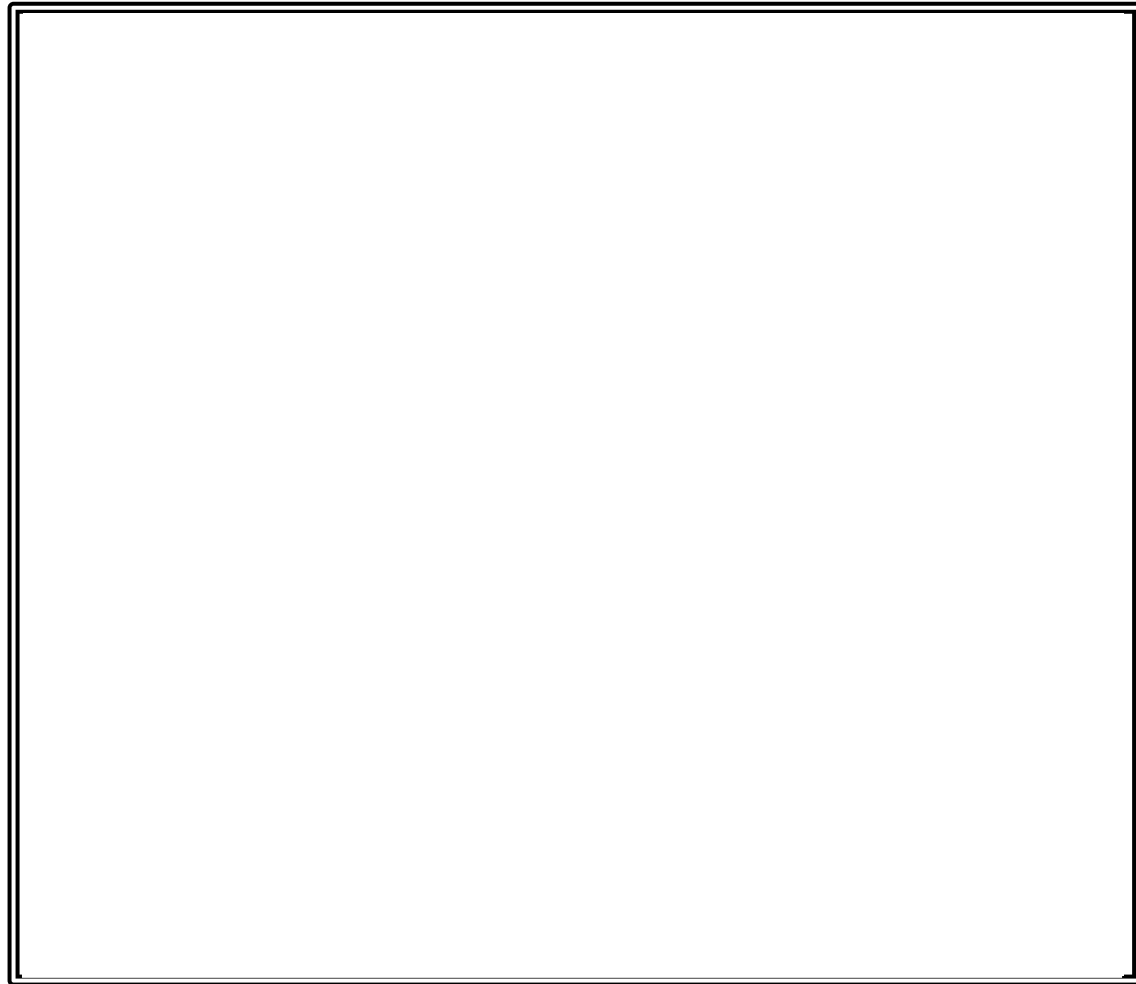
第2. 1. 10-18 図 情報把握設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋 地下1階)

制御建屋 地上1階



第2. 1. 10-19 図 情報把握設備のアクセスルート図 (制御建屋 地上1階)

燃料加工建屋 地上1階



設置場所	機器名称
①	可搬型情報収集装置

→ : アクセスルート (第1ルート)

- - → : アクセスルート (第2ルート)

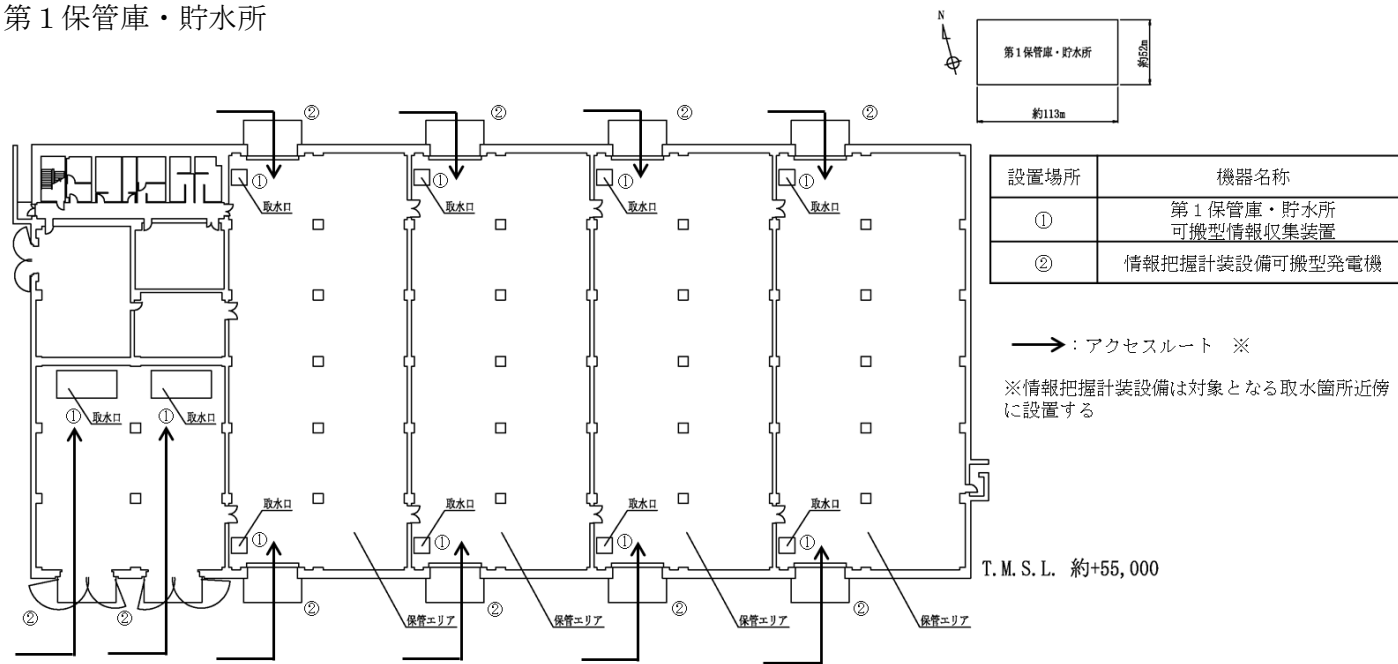


については核不拡散上の
観点から公開できません。

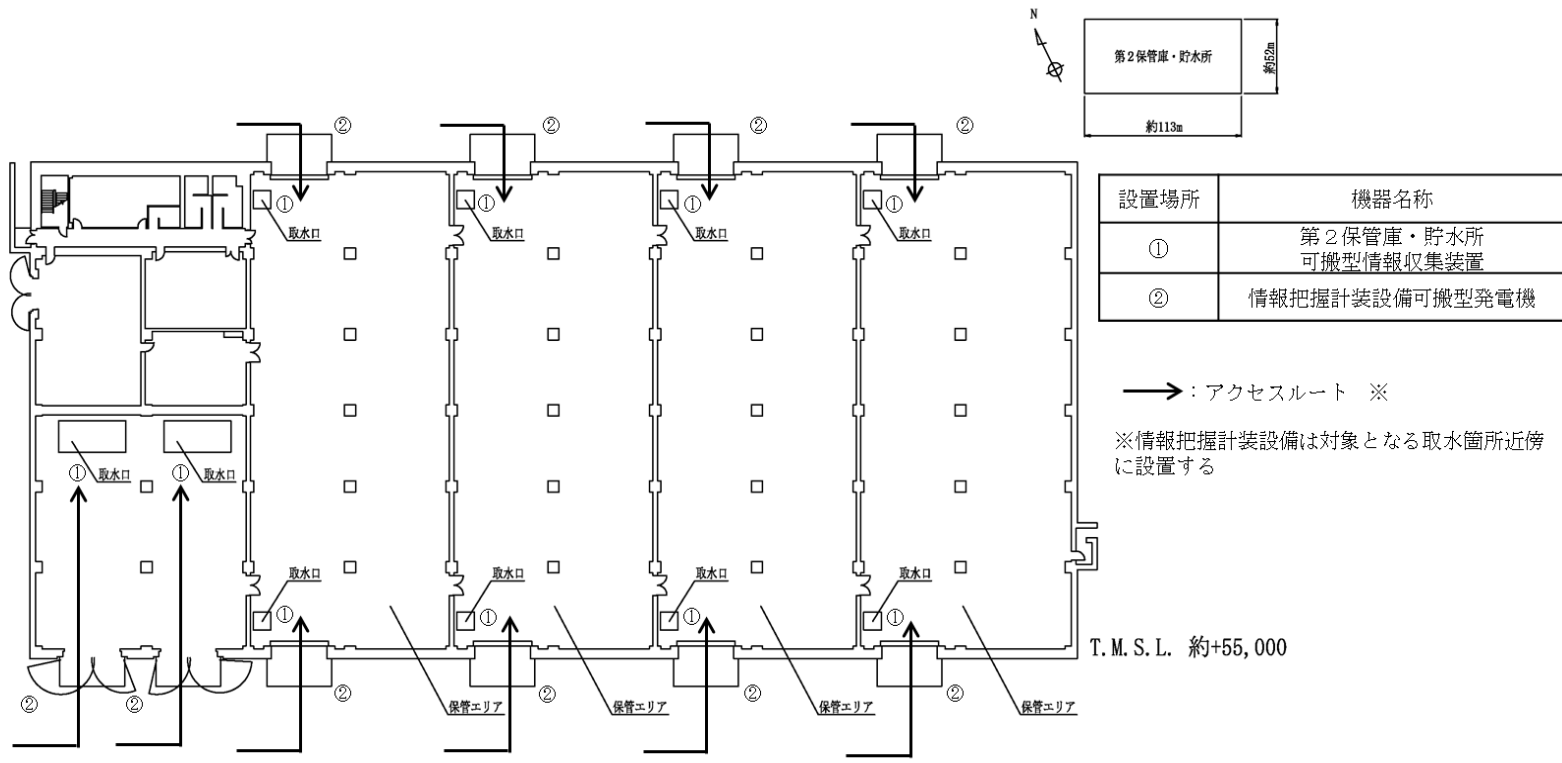
2.1.10-145

第2. 1. 10-20 図 情報把握設備のアクセスルート図 (燃料加工建屋 地上1階)

第1 保管庫・貯水所



第2. 1. 10-21 図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (第1 保管庫・貯水所)



第2. 1. 10-22 図 情報把握設備のアクセスルート図 (第2保管庫・貯水所)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
技術的能力(2.1.10 通信連絡に関する手順等)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2.1.10-1	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	9/9	8	
補足説明資料2.1.10-2	通信連絡設備の一覧	9/9	8	
補足説明資料2.1.10-3	重大事故等対処設備における点検頻度	9/9	2	
補足説明資料2.1.10-4	通信連絡設備の概要	8/24	2	
補足説明資料2.1.10-5	指揮系統図	8/17	1	
補足説明資料2.1.10-6	機能毎に必要な通信連絡設備の優先順位及び設備種別	8/24	2	
補足説明資料2.1.10-7	手順のリンク先について	9/2	0	
補足説明資料2.1.10-8	必要な情報を把握するための手順等の説明	9/9	0	

令和 2 年 9 月 9 日 R8

補足説明資料 2.1.10-1

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

技術的能力審査基準 2.1.10 通信連絡に関する 手順等	番号	事業許可基準規則 第35条(通信連絡を 行うために必要な設 備)	番号
<p>【本文】 MOX燃料加工事業者において、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	①	<p>【本文】 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要設備を設けなければならない。</p>	④
<p>【解釈】 1 「MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	-		
<p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	②	<p>【解釈】 一 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	⑤
<p>b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること</p>	③		

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
通信 連絡 設備	通話装置のケーブル	新設	① ③ ④
	ル		
	可搬型通話装置	新設	
	可搬型衛星電話（屋内用）	新設	
	可搬型トランシーバ（屋内用）	新設	
	可搬型衛星電話（屋外用）	新設	
	可搬型トランシーバ（屋外用）	新設	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、TV会議システム）	新設		

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
通信 連絡 設備	ページング装置	新設	① ③ ④
	所内携帯電話	新設	
	専用回線電話	新設	
	環境中継サーバ	新設	
	一般加入電話	新設	
	一般携帯電話	新設	
	衛星携帯電話	新設	
	ファクシミリ	新設	

重大事故等対処施設を使用した手段			
審査基準の要求に適合するための手段			
機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
代替電源設備からの給電の確保	燃料加工建屋可搬型発電機	<u>新設</u>	① ② ④ ⑤
	情報連絡用可搬型発電機	<u>新設</u>	
	制御建屋可搬型発電機	<u>新設</u>	
	緊急時対策建屋用発電機	<u>新設</u>	

重大事故等対処施設を使用した手段

審査基準の要求に適合するための手段

機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
制御建屋情報把握設備	<u>情報収集装置</u>	新設	① ③ ④
	<u>情報表示装置</u>	新設	
	<u>データ収集装置</u>	新設	
	<u>データ表示装置</u>	新設	
	<u>データ収集装置（燃料加工建屋）</u>	新設	
	<u>データ表示装置（燃料加工建屋）</u>	新設	
	<u>情報把握計装設備</u> <u>用屋内伝送系統</u>	新設	
	<u>建屋間伝送等無線装置</u>	新設	
	制御建屋データ収集装置	新設	
	制御建屋データ表示装置	新設	
	制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）	新設	

	制 御 建 屋 可 搬 型 情 報 表 示 装 置 (燃 料 加 工 建 屋)	<u>新 設</u>	
	制 御 建 屋 可 搬 型 情 報 收 集 装 置	<u>新 設</u>	

重大事故等対処施設を使用した手段

審査基準の要求に適合するための手段

機能	機器名称	既設 新設	解釈対応番号
情報把握収集伝送設備	<u>燃料加工建屋情報</u>		
	<u>把握計装設備用屋</u> <u>内伝送系統</u>	<u>新設</u>	
	<u>燃料加工建屋建屋</u> <u>間伝送用無線装置</u>	<u>新設</u>	
	燃料加工建屋データ 収集装置	<u>新設</u>	
	燃料加工建屋可搬 型情報収集装置	<u>新設</u>	
	第1保管庫・貯水所 可搬型情報収集装置	<u>新設</u>	① ③ ④
	第2保管庫・貯水所 可搬型情報収集装置	<u>新設</u>	
	グローブボックス 温度監視装置（伝送 路）	<u>新設</u>	

	グローブボックス 負圧・温度監視設備 (伝送路)	<u>新設</u>	
	情報把握計装設備 可搬型発電機	<u>新設</u>	

審査基準，基準規則と対処設備との対応表

技術的能力審査基準（2.1.10）	適合方針
<p>【本文】</p> <p>M O X 燃料加工事業者において，重大事故等が発生した場合においてM O X 燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか，又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	<p>再処理施設内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び再処理施設外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（I P 電話、I P - F A X 及びT V 会議システム）により通信連絡を行うために必要な手順等を整備する。</p>
<p>【解釈】</p> <p>1 「M O X 燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは，以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>—</p>

<p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p><u>燃料加工建屋可搬型発電機</u>、<u>情報連絡用可搬型発電機</u>、<u>制御建屋可搬型発電機</u>及び緊急時対策建屋用発電機から給電するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること</p>	<p>計測等を行った重要なパラメータを再処理施設内の必要な場所及び再処理施設外（社内外）の必要な場所と通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、<u>可搬型トランシーバ（屋内用）</u>、<u>可搬型衛星電話（屋外用）</u>、<u>可搬型トランシーバ（屋外用）</u>、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話、IP-FAX及びTV会議システム）情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋建屋間伝</p>

	<p>送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，グローブボックス温度監視装置（伝送路），グローブボックス負圧・温度監視瀬設備（伝送路），情報把握計装設備可搬型発電機により通信連絡を行うために必要な手順等を整備する。</p>
--	---

令和 2 年 9 月 9 日 R 8

補足説明資料 2 . 1 . 10 - 2

通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
所内通信 連絡設備	ページング装置(1)	燃料加工建屋 制御建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	非常用所内電源設備 無停電交流電源 蓄電池	有線	3
	所内携帯電話(1)	低レベル廃棄物処理 建屋	再処理事業所内	蓄電池	無線	1
	専用回線電話	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	充電池	有線	2
	ファクシミリ	燃料加工建屋	再処理事業所内	無停電交流電源	有線	1
	環境中継サーバ(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所内	無停電交流電源	有線，衛星	1
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワークIP-FAX(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワークTV会議システム(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線，衛星 (通信事業者回線)	1
	一般加入電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回線)	5
	一般携帯電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	充電池	無線 (通信事業者回線)	2
	衛星携帯電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回線)	20
	ファクシミリ(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線 (通信事業者回線)	1

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は，故障時バックアップを含む

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
代替通信 連絡設備	通話装置のケーブル	燃料加工建屋	再処理事業所内	—	有線	2系統
	統合原子力防災ネットワークIP電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワークIP-FAX(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワークTV会議システム(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	可搬型通話装置	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	乾電池	有線	26
	可搬型衛星電話(屋内用)(1)	燃料加工建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機	衛星 (通信事業者回線)	16
	可搬型トランシーバ(屋内用)	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機	無線	16
	可搬型衛星電話(屋外用)(1)	燃料加工建屋 制御建屋 使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	衛星 (通信事業者回線)	54
	可搬型トランシーバ(屋外用)	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	無線	88
	可搬型衛星電話(屋内用)(1)	緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	衛星 (通信事業者回線)	6
可搬型衛星電話(屋外用)(1)	制御建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	充電池	衛星 (通信事業者回線)	2	

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は、故障時バックアップを含む

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
制御建屋 情報把握 設備	情報把握計装設備用屋内伝送系統	制御建屋	再処理事業所内	—	有線回線	2系統
	建屋間伝送用無線装置	屋外	再処理事業所内	—	無線回線	2系統
	制御建屋データ収集装置	制御建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	制御建屋データ表示装置	制御建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）	制御建屋内	再処理事業所内	情報連絡用可搬型発電機	有線回線	2
	制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	制御建屋内	再処理事業所内	情報連絡用可搬型発電機	有線回線	2
	制御建屋可搬型情報収集装置	制御建屋内	再処理事業所内	制御建屋可搬型発電機	有線回線	2
情報把握 収集設備	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	制御建屋内	再処理事業所内	—	有線回線	2系統
	燃料加工建屋間伝送用無線装置	屋外	再処理事業所内	—	無線回線	2系統
	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	燃料加工建屋内	再処理事業所内	燃料加工建屋可搬型発電機	有線回線	2
	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第1保管庫・貯水所	再処理事業所内	情報把握計装設備可搬型発電機	衛星回線	2
	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第2保管庫・貯水所	再処理事業所内	情報把握計装設備可搬型発電機	衛星回線	2

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は、故障時バックアップを含む。

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
情報把握 収集設備	<u>グローブボックス温度監視装置（伝送路）</u>	<u>燃料加工建屋内</u>	<u>再処理事業所内</u>	<u>所内電源設備</u>	<u>有線回線</u>	<u>1式</u>
	<u>グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）</u>	<u>燃料加工建屋内</u>	<u>再処理事業所内</u>	<u>所内電源設備</u>	<u>有線回線</u>	<u>1式</u>
	<u>情報把握計装設備可搬型発電機</u>	<u>第1保管庫・貯水所</u> <u>第2保管庫・貯水所</u>	二	二	二	<u>5</u>

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は、故障時バックアップを含む。

令和2年9月9日 R2

補足説明資料 2.1.10-3

通信連絡設備及び代替通信連絡設備における点検頻度

通信連絡設備の点検頻度

通信連絡設備		点検項目	点検基準
所内通信 連絡設備	ページング装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	所内携帯電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	専用回線電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	ファクシミリ	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	環境中継サーバ	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
所外通信 連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	統合原子力防災ネットワークIP-FAX	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	一般加入電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	一般携帯電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	衛星携帯電話	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
	ファクシミリ	外観検査 機能・性能検査	1回/1年

※点検基準に関しては、今後、保安規定に基づき制定する。

代替通信連絡設備の点検頻度

<u>代替通信連絡設備</u>	<u>点検項目</u>	<u>点検頻度</u>
<u>通話装置のケーブル</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認</u>	<u>1回/年</u>
<u>統合原子力防災ネットワークIP電話</u>	<u>外観検査</u> <u>機能・性能検査</u>	<u>1回/1年</u>
<u>統合原子力防災ネットワークIP-FAX</u>	<u>外観検査</u> <u>機能・性能検査</u>	<u>1回/1年</u>
<u>統合原子力防災ネットワークTV会議システム</u>	<u>外観検査</u> <u>機能・性能検査</u>	<u>1回/1年</u>
<u>可搬型通話装置</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認 (※1)</u>	<u>1回/年</u>
<u>可搬型衛星電話 (屋内用)</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認 (※2)</u>	<u>1回/年</u>
<u>可搬型トランシーバ (屋内用)</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認 (※2)</u>	<u>1回/年</u>
<u>可搬型衛星電話 (屋外用)</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認 (※2)</u>	<u>1回/年</u>
<u>可搬型トランシーバ (屋外用)</u>	<u>外観点検</u> <u>通信確認 (※2)</u>	<u>1回/年</u>

※点検基準に関しては、今後、保安規定に基づき制定する。

(※1) 乾電池は定期的に交換する

(※2) 充電電池を定期的に充電する

制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の点検頻度

制御建屋情報把握設備	点検項目	点検頻度
情報把握計装設備用屋内伝送系統	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
建屋間伝送用無線装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
制御建屋データ収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
制御建屋データ表示装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
制御建屋可搬型情報収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
情報把握収集伝送設備	点検項目	点検頻度
燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	外観点検 通信確認	1回/年
燃料加工建屋間伝送用無線装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
燃料加工建屋データ収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
燃料加工建屋可搬型情報収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
グローブボックス温度監視装置（伝送路）	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）	外観検査 機能・性能検査	1回/1年
情報把握計装設備可搬型発電機	外観点検 通信確認	1回/年

※点検基準に関しては、今後、保安規定に基づき制定する。

補足説明資料 2. 1. 10-8

目 次

必要な情報を把握するための手順等について

必要な情報を把握するための手順等の説明

重大事故時等に対処するために必要な情報を把握できるようにするため、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置、データ表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）を緊急時対策所内に設置する。

データ収集装置、データ表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）は、設計上定める条件より厳しい条件における内的事象が発生した場合において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な計装設備（第 29 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）、監視測定設備（第 33 条 監視測定設備）の環境モニタリング設備及び気象観測設備による測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。

情報収集装置及び情報表示装置は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な計装設備（第 29 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）、重大事故等への対処に必要な水の供給に必要な計装設備（第 31 条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備）で計測した重要監視パラメータ及び代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備（第 33 条 監視測定設備）、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備（第 33 条 監視測定設備）及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。

緊急時対策所の情報収集装置及び情報表示装置は、基準地震動による地震力に対し、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。

(1) データ表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ

通常、緊急時対策所に設置するデータ収集装置は、再処理施設の中央制御室から「監視測定設備」の「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」, 「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な測定データを収集し、データ表示装置にて確認できる設計とする。

データ収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは、10日間分(20秒周期)(放射線管理測定データは1分周期)のデータが保存され、データ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。データ表示装置で確認できる重要監視パラメータを第1表に示す。

(2) データ表示装置(燃料加工建屋)にて確認できるパラメータ及び測定データ

通常、緊急時対策所に設置するデータ収集装置(燃料加工建屋)は、再処理施設の中央制御室から「監視測定設備」の「加工施設における放射性物質濃度」及び「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な計装設備」の「火災源近傍温度」, 「ダンパ出口風速」を収集し、データ表示装置(燃料加工建屋)にて確認できる設計とする。

データ収集装置(燃料加工建屋)に収集される各パラメータ及び測定データは、10日間分(20秒周期)(放射線管理測定データは1分周期)のデータが保存され、データ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。

データ表示装置(燃料加工建屋)で確認できる重要監視パラメータを第2表に示す。

(3) 通信連絡設備にて確認できるパラメータ

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握設備による情報伝送準備ができるまでの間、緊急時対策所の通信連絡設備により、重大事故等の対処に必要な各パラメータの情報を収集する。

(4) 情報表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ

緊急時対策所に設置されている情報収集装置及び情報表示装置は、可搬型重大事故等対処設備である情報把握設備の設置が完了することで情報表示にて必要なパラメータ及び測定データを確認できる設計とする。

情報収集装置では、「閉じ込める機能の喪失の対処」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要なとなる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要なパラメータ及び測定データを収集し、情報表示装置において確認できる設計とする。

情報収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは、10日間分（20秒周期）（放射線管理測定データは1分周期）のデータが保存され、情報収集装置にて過去データが確認できる設計とする。

また、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう必要なパラメータが表示、把握できる設計とする。

情報表示装置で確認できるパラメータ及び測定データを第3表に示す。

第1表 データ表示装置で確認できるパラメータ及び測定データ一覧

監視測定設備	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量
	敷地内における気象観測項目

第2表 データ表示装置（燃料加工建屋）で確認できるパラメータ及び測定データ一覧

重大事故等	対象測定データ
閉じ込める機能の喪失の対処	火災源近傍温度
	ダンパ出口風速
監視測定設備	加工施設における放射性物質の濃度

第2表 情報表示装置で確認できるパラメータ及び測定データ一覧

重大事故等	対象測定データ
閉じ込める機能の喪失の対処	火災源近傍温度
	ダンパ出口風速
監視測定設備	加工施設における放射性物質の濃度
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量 ^{※1}
	敷地内における気象観測項目 ^{※1}
重大事故等への対処に必要となる水の供給	貯水槽水位 ^{※1}

※1 「再処理施設」と共用するパラメータ及び測定データ